

令和元年度

包括外部監査の結果報告書

指定管理者制度による公の施設の管理運営に関する財務事務の執行等について

令和2年3月

福井市包括外部監査人

藤井 宏澄

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件（テーマ）を選定した理由.....	1
4. 監査の着眼点	1
5. 監査対象年度.....	2
6. 監査対象所属.....	3
7. 監査の実施期間	3
8. 包括外部監査人の補助者.....	3
9. 利害関係	3
10. その他	3
第2章 監査対象の概要.....	4
1. 指定管理者制度の概要.....	4
2. 福井市における指定管理者制度の状況.....	6
3. 公の施設に対する指定管理者制度導入状況.....	11
第3章 総論.....	16
1. 公の施設を指定管理とすべきか否かの検討状況	16
2. 選定委員の構成	17
3. インセンティブ	18
4. 要求基準の設定と成果目標.....	20
5. 公募方式と非公募方式.....	21
6. 指定期間	24
7. 民間事業者の割合.....	25
8. モニタリングの活用	27
9. 修繕費の負担	28
10. 事業報告書等の提出、受付.....	30
11. 利用料金の設定.....	32
12. 施設の所管課について.....	33
13. 再委託先の管理について	34
14. 福井県電子自治体推進協議会の施設予約サービスの利用度.....	35

第4章 各論	36
I. 各論まとめ	36
II. 各論（指定管理施設毎）	38
1. 福井市にぎわい交流施設（屋根付き広場、多目的ホール）	38
2. 福井市自動車駐車場	43
3. フェニックス・プラザ（福井市民福祉会館含む）、フェニックス・プラザ自動車駐車場	58
4. 福井市地域交流プラザ	63
5. 福井市マイドーム清水、福井市農園施設マイファーム清水	68
6. 福井市伊自良館、福井市伊自良館分館	72
7. すかっとランド九頭竜、すこやかドーム	79
8. 福井市美山楽しく楽しく亭	89
9. 福井市聖苑	95
10. 福井市国民宿舎鷹巣荘	100
11. 福井市美山森林温泉みらくる亭	107
12. 福井市越前水仙の里温泉波の華	113
13. 福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場	118
14. 福井市観光物産館	126
15. 福井市文化会館	131
16. 福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並	140
17. 福井市自然史博物館分館	147
18. 福井市研修センター	152
19. 福井市みやま長寿そば道場「ごっつおさん亭」	158
20. 福井市SSTランド	164
21. 福井市リズムの森	170
22. 福井市一乗谷あさくら水の駅	175
23. 福井市治水記念館	183
24. 福井市東山健康運動公園	189
25. 福井市児童館（くりのみ児童館を除く25施設）	195
26. くりのみ児童館	201
27. 福井市体育施設	206
28. 福井市体育施設（美山地区）	214
29. 福井市体育施設（きららパーク）	220

第1章 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

指定管理者制度による公の施設の管理運営に関する財務事務の執行等について

3. 事件（テーマ）を選定した理由

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的として、平成15年9月に導入された制度である。福井市では、「指定管理者制度運用ガイドライン」に基づき、多くの公の施設が指定管理者により管理運営されている。

また福井市では平成29年度決算において一般会計の実質収支が赤字となったことを受け、「福井市財政再建計画」を平成30年8月に策定しているが、その中で公の施設について「施設マネジメントアクションプラン」を策定し、個々の施設の方向性を定め、施設の廃止、集約化、民間譲渡、コスト削減などに取り組むことを明らかにしている。

以上により、あらためて指定管理者制度による公の施設の管理運営状況（指定管理者制度が導入されていない公の施設の指定管理者制度導入の可否検討の適切な実施状況を含む）について検証することは、住民の福祉の向上、福井市の行政の効果的、効率的な行財政運営にも資するものと判断し、本テーマを選定した。

4. 監査の着眼点

指定管理者制度による公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について、法令等に準拠した上で効果的、効率的かつ経済的に実施されているかを検討する。また、指定管理者制度が導入されていない公の施設について、指定管理者制度導入の可否の検討が適切に実施されているかを併せて検討する。具体的な着眼点は以下のとおりである。

（1）指定管理者制度の導入可否判断について

・特定の公の施設に指定管理者制度を導入するか否かについて、適時適切に判断されているか

（2）指定管理者の選定手続

- ・指定管理者制度運用ガイドラインに沿って、適切に実施されているか
- ・公募方式が原則であるが、非公募方式の場合、その理由は適切か

- ・公募方式の場合、応募条件及び募集期間は適切であるか

(3) 指定管理期間

- ・指定管理期間は指定管理者制度運用ガイドラインに沿って、適切に設定されているか

(4) 指定管理料の設定

- ・指定管理料の算定根拠は適切か
- ・過去の収支実績から指定管理料の水準は適切か

(5) 利用度及び目標値の設定

- ・目標設定が行われているか
- ・目標値は過去の実績に照らし妥当か
- ・利用度の測定方法は妥当か

(6) インセンティブの付与状況

- ・インセンティブの付与が、成果に結びつくように行われているか
- ・指定管理者にとって、インセンティブは有効に機能しているか

(7) 指定管理報告及びモニタリング

- ・報告及びモニタリングは適時適切に行われているか
- ・モニタリングの結果について活用されているか
- ・利用者の意見が反映されるような報告が実施されているか

(8) 施設の利用料金

- ・利用料金の収受業務について、適切に実施される体制が整えられているか
- ・利用料金の設定について、適切に決定されているか

(9) 施設の維持保全管理状況

- ・施設の修繕負担は協定書どおり行われているか
- ・修繕は適時適切に実施されているか

(10) 指定管理制度導入の成果

- ・指定管理制度導入の成果とその分析が適切に行われているか

5. 監査対象年度

平成30年度（必要に応じその他の年度も対象とした。）

6. 監査対象所属

総合政策課、指定管理施設の所管課及び包括外部監査人が任意に抽出した指定管理以外の施設の所管課

7. 監査の実施期間

令和元年7月16日から令和2年3月25日

8. 包括外部監査人の補助者

武田 敦（公認会計士）、斎藤 栄慶（公認会計士）、高島 悠輝（公認会計士）
木野 仁彦（公認会計士）、木綿 小矢佳（事務補助者）

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人と福井市との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

10. その他

（1）用語について

①指摘事項：法令や規則に対する逸脱事項（軽微なものを除く）や重大な不効率、不経済な事象に対する包括外部監査人の意見である。

②意見：指摘事項とはならない法令や規則に対する軽微な逸脱事項や軽微な不効率、不経済な事象に対する包括外部監査人の意見もしくは提案や所感である。

③3E：Economy（経済性）、Efficiency（効率性）、Effectiveness（有効性）を示した用語であり、包括外部監査において最も重視している視点である。

（2）金額については、千円未満については原則切り捨てとしている。しかし、一部福井市が作成した資料をそのまま利用しているため、その他の方法となっている箇所もあるが重要性はないと判断し修正は行っていない。そのため、合計金額が一致しない場合がある。

（3）公益財団法人福井市ふれあい公社について、当該法人は平成22年4月1日に財団法人福井市福祉公社が財団法人福井市公共施設等管理公社と合併し名称変更したものである。報告書ではすべて現在の法人名である公益財団法人福井市ふれあい公社としている。

（4）「施設マネジメントアクションプラン第1期」については、公表前の素案に基づいて調査を行っているため、報告書では「施設マネジメントアクションプラン第1期（素案）」としている。

第2章 監査対象の概要

1. 指定管理者制度の概要

平成15年6月の地方自治法改正により、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる」とこととなり、指定管理者制度が創設された。これにより、地方公共団体は、「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図る」ことを目的として、公の施設の管理運営について、株式会社等の営利企業やNPO法人・市民グループなどに、条例に基づき管理運営を委任できるようになった。

「指定管理者制度」と「管理委託制度」との相違点

	指定管理者制度	管理委託制度
管理主体	民間事業者を含む幅広い団体（法人格は要しない。個人は除く。）	公共団体、公共的団体などの他、一定の要件を満たす地方公共団体の出資法人
法的性格	管理代行（当該施設の管理権限の指定を受けた者に委任）	公法上の契約関係（民法上の委託契約において、具体的な管理事務や業務執行の一部を条例上で定めている）
管理者の決定方法	議会の議決を要する	首長の専決事項
契約※の形態	指定（協定）	委託契約
管理権限	指定管理者が有する ・設置者たる地方公共団体は、設置者責任の立場から必要に応じて指示等を行う。	地方公共団体が有する ・管理者と地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理事務または業務執行を行う。
使用許可者	指定管理者	首長（許可業務は委託不可）
施設の料金	原則として利用料金制	原則として使用料制 利用料金制も可能
料金の設定	指定管理者が条例の利用料金を上限に設定	受託者は使用料を変更できないが利用料金制の場合は左に同じ
不服申し立てに対する決定	地方公共団体（指定管理者・受託者には権限なし）	

行政財産の目的外使用許可	首長（目的外使用許可は首長の権限）
公の施設の設置者としての責任	地方公共団体

※指定管理者の指定は、条例に基づく行政処分によるものであり、地方自治法 234 条で定める契約には該当しないが、協定の締結行為は民法 521 条の契約に該当するため、契約と表記している。

2. 福井市における指定管理者制度の状況

(1) 導入に関する基本的な考え方

福井市では「指定管理者制度運用ガイドライン」において、以下のとおり基本的な考え方を示している。これによれば、原則として、すべての公の施設を検討対象とする方針であり、現状直営すべきとの判断をした施設についても、必要に応じ適宜見直しを図るものとしている。

「指定管理者制度運用ガイドライン」より

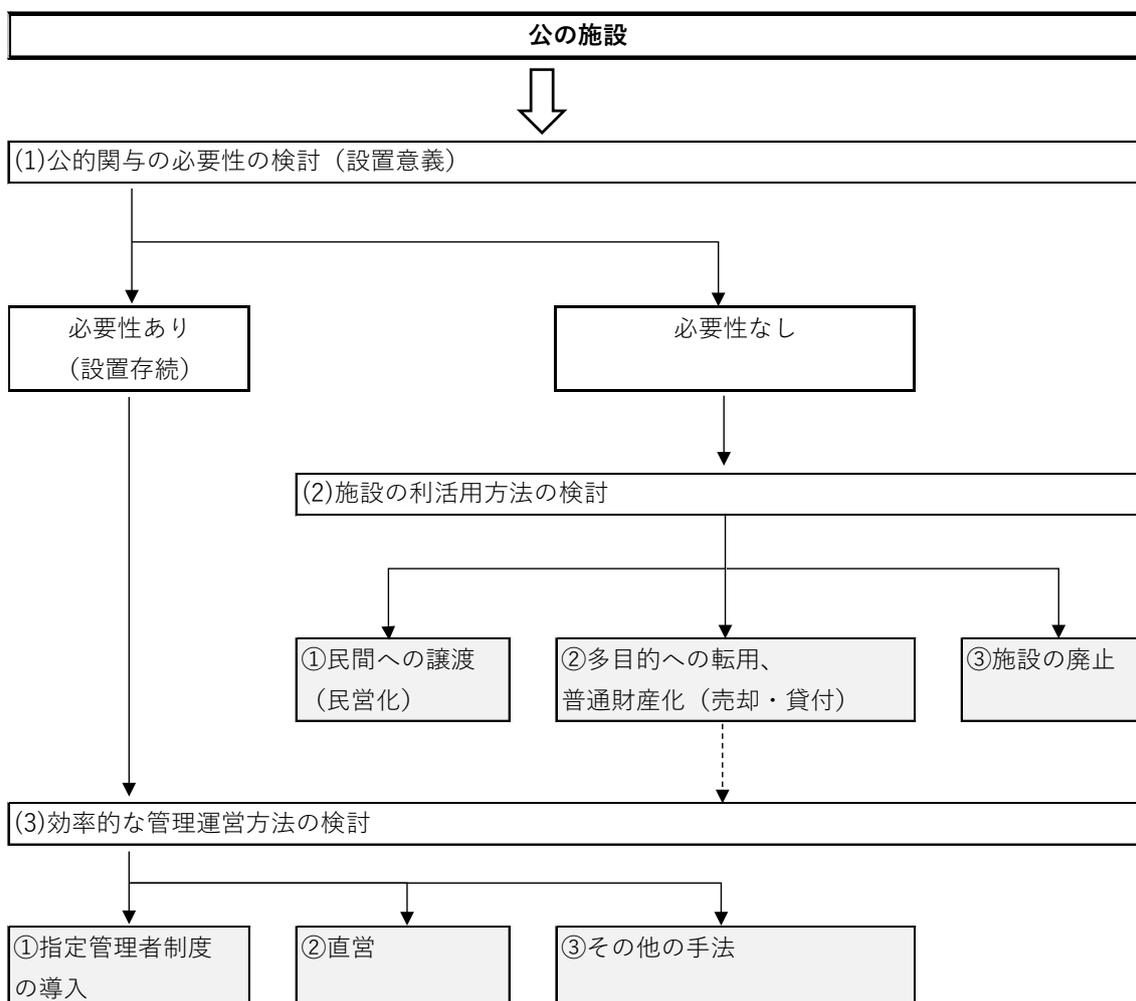
所管する公の施設が指定管理者制度に適している施設か否かについて、以下の項目の検討を通して総合的に判断する。

- ◆民間事業者等に任せることにより、設置目的が効果的に達成できるか
- ◆民間ノウハウの活用により、業務の効率性の向上・サービスの向上が図られるか
- ◆管理経費の削減が見込まれるか
- ◆使用料、利用料金等の収益が見込まれるか

◆近隣・類似施設の一括公募を行うことで、合理的かつ効果的な運営が行えるか
あわせて、「導入後も利用者間の公平性が保たれるか」、「維持管理に法令等による民間への指定管理業務の制限がないか」の視点が必要である。

なお、「施設の設置目的から市が責任を持って直接サービスの提供を行うべき施設」や、「単に集客効果を狙うものではなく、教育的な観点から公的責任を求められる施設」、あるいは「事業規模が小さいなど指定管理者制度のメリットが生かせないと考えられる施設」については直営とするが、これらの施設については、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、必要に応じ適宜見直しを図るものとする。

[指定管理制度導入検討フロー図] (「公の施設の管理運営方針」より)



(2) 選定方式

福井市では、公募方式と非公募方式の両方を採用しているが、指定管理者制度運用ガイドラインにおいて「施設の設立経緯や運営に関して、地域と密接な関連のあるもの」や「管理受託団体の設立経緯及び組織体制を踏まえ、公募による指定管理者の選定が困難と認められるもの（公社が管理する施設）」、「PFIの選定事業者が管理運営を含めて一体的に事業を行う場合」については、選定委員会に諮問し、審査を経て、特定の1者を指定管理者に指定する。」としており、非公募方式はあくまで限定的に選択することを示している。

「指定管理者制度運用ガイドライン」より

指定管理者制度を導入する場合、複数の事業者から事業に関する計画や提案を求め、そのうちの1者を指定管理者に選定する「公募方式」と、事業者の能力・実績等を考慮して、特定の1者を指定する「指定方式」がある。

(1) 公募方式

本市においては、原則、「公募方式」により指定管理者を選定し、福井市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に諮問し、選定委員会による選定を行う。

(2) 指定方式

「施設の設立経緯や運営に関して、地域と密接な関連のあるもの」や「管理受託団体の設立経緯及び組織体制を踏まえ、公募による指定管理者の選定が困難と認められるもの（公社が管理する施設）」、「P F I の選定事業者が管理運営を含めて一体的に事業を行う場合」については、選定委員会に諮問し、審査を経て、特定の 1 者を指定管理者に指定する。

従前の管理受託者を指定管理者に指定する場合であっても、従来の契約内容をそのまま踏襲するのではなく、利用料金制などを積極的に活用して管理者の自由度を高めるとともに、自己責任ルールの確立など、「経営」を視点とした管理運営に努める。

注：福井市の「指定管理者制度運用ガイドライン」では非公募方式を「指定方式」としているが、当報告書では「非公募方式」と記載した。なお、「指定管理者制度運用ガイドライン」からの抜粋の場合はそのまま「指定方式」と記載している。

(3) 指定期間

福井市では指定管理者を指定する期間は原則として 5 年間を限度としている。例外的に P F I 事業における指定期間は、P F I 事業契約における維持管理運営期間としている。

「指定管理者制度運用ガイドライン」より

指定管理者を指定する期間は原則として 5 年間を限度とする。

ただし、P F I 事業における指定期間は、P F I 事業契約における維持管理運営期間とする。

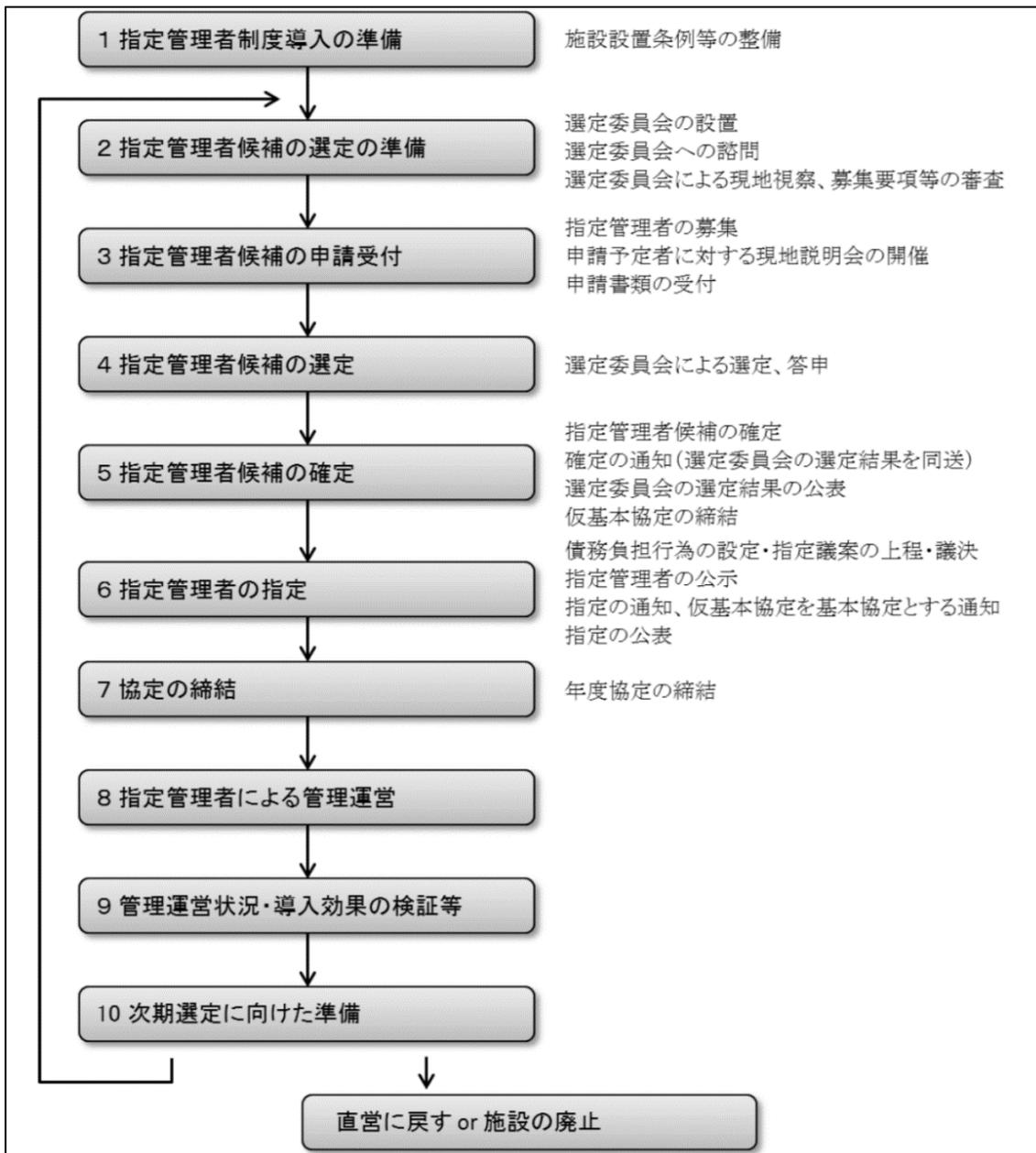
なお、施設の目的や形態、廃止や改築等の計画などの合理的な理由がある場合は、5 年間までの範囲で指定期間を変更することができる。

(4) 指定管理者選定に係る事務手続

(参考)

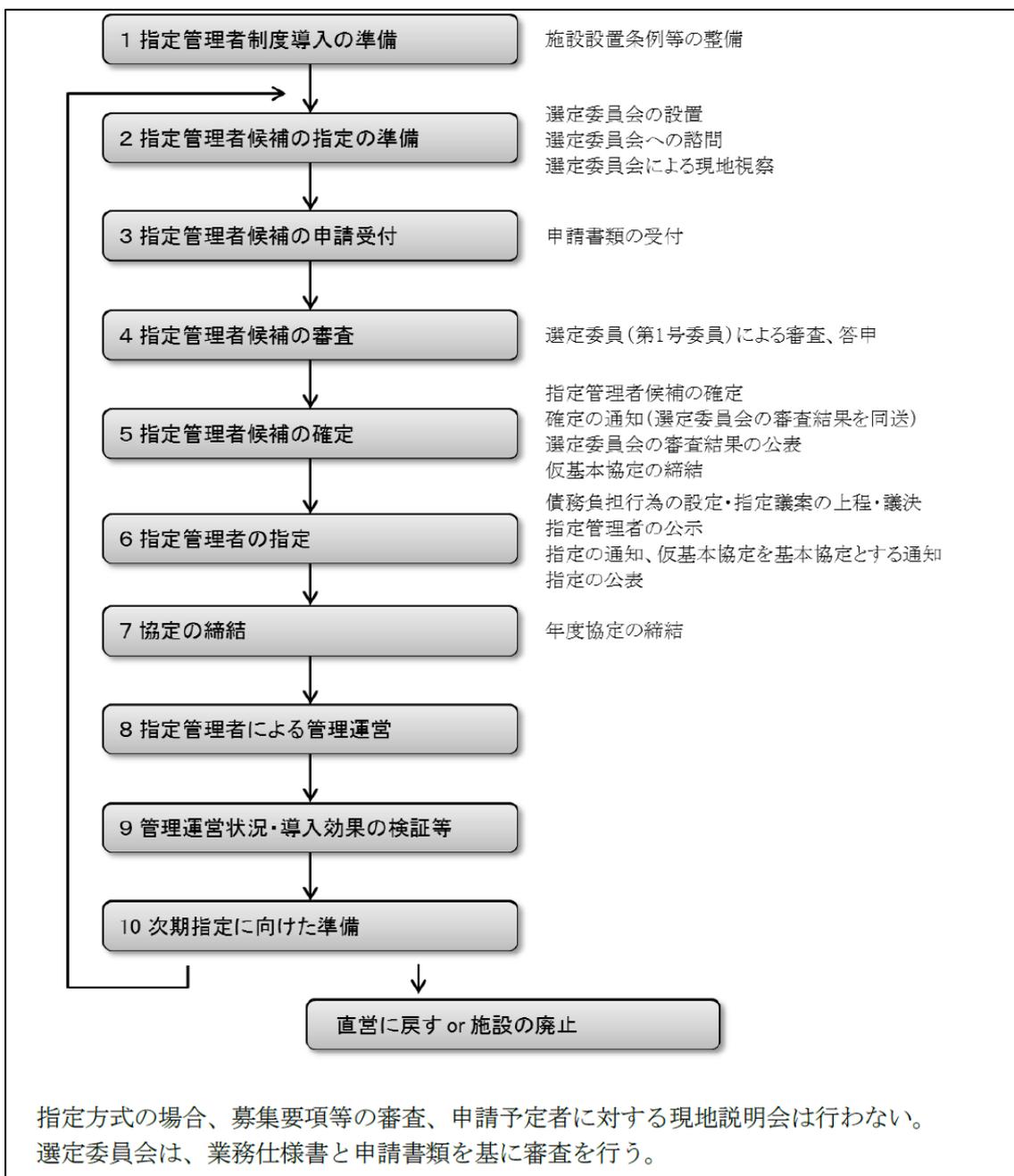
指定管理者制度導入における事務の流れ

【公募方式フロー図】(指定管理者制度運用ガイドラインより)



指定管理者制度導入における事務の流れ

【非公募方式フロー図】（指定管理者制度運用ガイドラインより）



3. 公の施設に対する指定管理者制度導入状況

福井市が管理する公の施設は 394 施設（平成 30 年度末解体済み除く）でそのうち指定管理者制度を導入している施設が 66 施設である。指定管理者制度を導入していない施設のうち 95 施設は指定管理者制度導入の検討が実施されているべきと監査人が判断し、監査対象としている。残りの 233 施設については監査対象としていない。

(1) 指定管理者制度導入施設

No	施設名	所管課	方式	指定管理者名
1	福井市にぎわい交流施設（屋根付き広場、多目的ホール）	都市整備課	公募	まちづくり福井株式会社
2	福井市自動車駐車場	地域交通課	公募	株式会社ナイガイ
3	フェニックス・プラザ（福井市民福祉会館含む）、フェニックス・プラザ自動車駐車場	施設活用推進課 地域福祉課	非公募	公益財団法人福井市ふれあい公社
4	福井市地域交流プラザ	施設活用推進課	公募	日本管財株式会社
5	福井市マイドーム清水、福井市農園施設マイファーム清水	施設活用推進課 農政企画課	非公募	公益社団法人福井市シルバー人材センター
6	福井市伊自良館、福井市伊自良館分館	施設活用推進課	非公募	一般社団法人伊自良の里振興協会
7	すかっとランド九頭竜、すこやかドーム	地域包括ケア推進課	公募	イワシタ物産株式会社
8	福井市美山楽く楽く亭	地域包括ケア推進課	公募	越前健康開発有限会社
9	福井市聖苑	健康管理センター	公募	株式会社法美社
10	福井市国民宿舎鷹巣荘	おもてなし観光推進課	公募	株式会社フードサービス福井
11	福井市美山森林温泉みらくる亭	おもてなし観光推進課	非公募	越前健康開発有限会社
12	福井市越前水仙の里温泉波の華	おもてなし観光推進課	公募	イワシタ物産株式会社
13	福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場	おもてなし観光推進課	公募	福井和泉リゾート株式会社

No	施設名	所管課	方式	指定管理者名
14	福井市観光物産館	おもてなし 観光推進課	公募	株式会社大津屋
15	福井市文化会館	文化振興課	非公募	公益財団法人福井市 ふれあい公社
16	福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並	一乗谷朝倉 氏遺跡管理 事務所	非公募	一般社団法人朝倉氏 遺跡保存協会
17	福井市自然史博物館分館	自然史博物 館	公募	福井市自然史博物館 分館運営グループ
18	福井市研修センター	しごと支援 課	非公募	公益財団法人福井市 ふれあい公社
19	福井市みやま長寿そば道場「ごっつ おさん亭」	農政企画課	公募	特定非営利活動法人 越前みやまそば元気 の会
20	福井市SSTらんど	林業水産課	非公募	公益財団法人福井市 ふれあい公社
21	福井市リズムの森	林業水産課	公募	有限会社アクティブ スポーツシステム福 井
22	福井市一乗谷あさくら水の駅	農村整備課	公募	特定非営利活動法人 越前みやまそば元気 の会
23	福井市治水記念館	河川課	公募	特定非営利活動法人 ドラゴンリバー交流 会
24	福井市東山健康運動公園	公園課	非公募	公益財団法人福井市 ふれあい公社
25	福井市児童館（くりのみ児童館を除 く25施設）	放課後児童 育成室	非公募	社会福祉法人福井市 社会福祉協議会
26	くりのみ児童館	放課後児童 育成室	非公募	社会福祉法人竹伸会
27	福井市体育施設 （6施設）	スポーツ課	公募	福井市体育施設運営 共同体
28	福井市体育施設（美山地区） （3施設）	スポーツ課	公募	美山地区体育施設運 営共同体

No	施設名	所管課	方式	指定管理者名
29	福井市体育施設（きららパーク） （2施設）	スポーツ課	公募	一般社団法人清水スポーツクラブ

（２）指定管理者制度を導入していない施設（監査の対象とした施設）

No	施設名	所管課	理由※
1	きらら館	施設活用推進課	C
2	こしの高齢者ふれあいセンター	地域包括ケア推進課	C
3	清水高齢者福祉センター	地域包括ケア推進課	C
4	美山デイサービスセンター和貴苑	地域包括ケア推進課	D
5	保育園、こども園（27施設）	子育て支援課	D
6	しみずこども園	子育て支援課	D
7	旧木田保育園（ぼんだルーム）	子育て支援課	D
8	旧明里保育園（ひよこ広場）	子育て支援課	D
9	子ども一時預かり所の～び・のび （ハピリン内）	子育て支援課	D
10	福井市一乗滝小次郎の里ファミリーパーク	おもてなし観光推進課	C
11	福井野外趣味活動施設 市営鷹巣いこいの広場	おもてなし観光推進課	D
12	越前水仙の里公園 水仙ドーム	おもてなし観光推進課	D
13	越前水仙の里公園 越廼ふるさと資料館	おもてなし観光推進課	B
14	越前水仙の里公園 水仙ミュージアム	おもてなし観光推進課	B
15	養浩館（旧御泉水屋敷）庭園	文化振興課	B
16	福井市愛宕坂茶道美術館	文化振興課	B
17	福井市橘曙覧記念文学館	文化振興課	B
18	自然史博物館	自然史博物館	B
19	美術館	美術館	B
20	福井市立郷土歴史博物館	郷土歴史博物館	B
21	そば工房木ごころ	農政企画課	D
22	活性化施設	農政企画課	C
23	国見岳森林公園	林業水産課	D

No	施設名	所管課	理由※
24	一乗ふるさと交流館	農村整備課	C
25	中央卸売市場	中央卸売市場	A
26	福井市足羽山公園遊園地	足羽山公園事務所	C
27	市営住宅（21施設）	市営住宅課	C
28	旧清水西保育園（他5施設）	放課後児童育成室	D
29	木ごころ文化ホール	生涯学習課	D
30	少年自然の家	少年自然の家	D
31	大安寺キャンプ場	スポーツ課	C
32	福井市体育館	スポーツ課	D
33	ちもり体育館	スポーツ課	D
34	中藤屋内運動場	スポーツ課	D
35	美山B & G海洋センター	スポーツ課	C
36	弓道場	スポーツ課	D
37	スポーツ公園	スポーツ課	D
38	おさごえ民家園	文化財保護課	B
39	市立図書館	図書館	B
40	みどり図書館	みどり図書館	B
41	桜木図書館	桜木図書館	B
42	美山図書館	桜木図書館	B
43	清水図書館	みどり図書館	B

※福井市が指定管理者制度を導入していない理由について

- A：施設の設置目的から市が責任を持って直接サービスの提供を行うべき施設
 B：単に集客効果を狙うものではなく、教育的な観点から公的責任を求められる施設
 C：事業規模が小さいなど指定管理者制度のメリットが生かせないと考えられる施設
 D：その他（事業内容が指定管理者制度になじまない、今後の導入を検討しているなど）

（3）監査対象としなかった施設

No	施設名	所管課	施設数
1	本庁舎他	施設活用推進課	7
2	総合ボランティアセンター	市民協働・ボランティア推進課	1
3	サービスセンター	市民課	3
4	旧市民福祉会館	解体済み	1
5	清水社会福祉センター	地域福祉課	1
6	清水郷土資料館	郷土歴史博物館	1

No	施設名	所管課	施設数
7	文化財保護センター	文化財保護課	1
8	ワークプラザ	しごと支援課	1
9	公営競技関連施設	公営競技事務所	2
10	園芸センター	園芸センター	1
11	ホテル資料館	おもてなし観光推進課	1
12	ホテルの里施設	おもてなし観光推進課	1
13	美山観光ターミナル	おもてなし観光推進課	1
14	観光事務所	おもてなし観光推進課	1
15	柴田公園	公園課	1
16	グリフィス記念館	文化振興課	1
17	一乗谷史跡公園センター	一乗谷朝倉氏遺跡管理事務所	1
18	中央公園（ビジターセンター）	公園課	1
19	川西テニスコート	スポーツ課	1
20	基礎体力づくりトレーニング場	スポーツ課	1
21	消防庁舎等	消防総務課	20
22	防災ステーション	危機管理課	1
23	福祉住宅	生活支援課	2
24	旧足羽保育園（倉庫）	地域包括ケア推進課	1
25	保健センター他	健康管理センター	4
26	給食センター	保健給食課	3
27	学校適応指導教室	学校教育課	1
28	生涯教育施設	生涯学習課	3
29	収集資源センター	収集資源センター	1
30	クリーンセンター	クリーンセンター	1
31	旧麻生津西保育園他（倉庫）	施設活用推進課	3
32	幼小中学校	教育総務課	76
33	公民館	生涯学習課	53
34	消防分団施設	消防総務課	35

第3章 総論

1. 公の施設を指定管理とすべきか否かの検討状況

平成15年6月の地方自治法の一部改正により、従来の「管理委託制度」にかわって、民間のノウハウを活用することによりサービスの向上とコストの縮減を目指す指定管理者制度が創設、導入されたことを受け、指定管理者制度の導入が進められてきた。また、「福井市行政改革の新たな指針」（期間：平成18年度～平成21年度）を受け、一層効率的な施設運営を図ることを目的として、「公の施設の管理運営の方針」が策定され、平成26年度まで当該方針に基づき運用が実施されてきた。現在「公の施設の管理運営方針」については廃止されたものの、本方針に基づく考え方は、「施設マネジメント計画（平成27年3月）」及び「公共施設等総合管理計画（平成28年3月）」に引き継がれている。

包括外部監査では公の施設を指定管理とすべきか否かの検討が適時適切に実施されているかについて確認を実施した。

【意見】

指定管理者制度事務処理マニュアルにおいて、指定管理者制度導入の検討時期について随時検討を実施することとされているが、定期的な検討を実施することとはなっていない。そのため、施設の状況の変化に対応した検討が実施されるかどうかは、各所管課の自主性にまかされている。公の施設を指定管理とすべきか否かについて、定期的な検討を実施することの制度化を提案する。例えば、指定管理者制度導入の検討時期について、3年に一度というように時期を明確にすることが考えられる。また、検討結果については事後的に検証できるよう文書として保存しておく必要がある。

2. 選定委員の構成

指定管理者制度運用ガイドライン（平成 29 年 3 月改定版）において、指定管理者候補の選定を公正かつ適正に行うため、「経営分析等について専門的な知識を有する者（第 1 号委員 4 名）と当該施設について優れた経験および知識を有する者（第 2 号委員 3 名以上）」で構成する選定委員会を設置することとされている。なお、当該選定委員会会議については、選定期間中の公平を保つため、会議については「非公開」とされている。

包括外部監査では、指定管理者制度運用ガイドラインに基づいて、選定委員が適切に選定されているかについて確認を実施した。

なお、総務省より公表されている「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」（令和元年 5 月 総務省自治行政局行政経営支援室）のデータに基づき、全国の市区町村における福井市の指定管理者制度導入施設における評価実績を確認すると、以下のとおりとなっている。福井市においては、全施設において、評価を実施しており、また、全施設について、専門的知見を有する外部有識者等の視点が導入されている。

区分	市区町村	うち、福井市
評価を実施している施設数	46,765 (76.2%)	66 (100.0%)
うち、公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入	13,087 (21.3%)	66 (100.0%)
指定管理者制度導入施設数	61,364 (100.0%)	66 (100.0%)

【結果】

選定委員の構成について、特に意見等はない。

3. インセンティブ

「インセンティブ」とは、人や組織に特定の行動を促す動機づけや誘因のことである。指定管理者は、一般的には、それぞれ自己の目的意識やモチベーション（動機づけ）を有しており、それを促すインセンティブが与えられれば、サービスの質をさらに高める方向に努力が働くこととなる。

なお、指定管理者制度におけるインセンティブは、積極的インセンティブと消極的インセンティブに分類することができ、積極的インセンティブの例としては、以下のようなものが考えられる。

- ①利用料金制の導入（利用料金を指定管理者の収入とする。）
- ②業績連動の指定管理料の支払い
- ③報奨金制度
- ④自主事業実施条件の緩和（施設使用料の減額、免除等）
- ⑤指定管理者の継続又は取り消し

一方、消極的インセンティブとしては、以下のようなものが考えられる。

- ⑥実費増加分の精算払い
- ⑦指定管理者の業績の適切な評価
- ⑧指定管理者の意見・提案の受入れ

包括外部監査では福井市におけるインセンティブの付与状況について確認し、指定管理者が積極的に福井市の政策目的に合致する活動ができる環境が整えられているかについて確認を実施した。

なお、総務省より公表されている「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」（令和元年5月 総務省自治行政局行政経営支援室）のデータに基づき、全国の市区町村における福井市の指定管理者制度導入施設における利用料金制の導入実績を確認すると、以下のとおりとなっている。福井市においては、児童館及び本町通り地下駐車場を除く全施設において、利用料金制を採用している。

区分	市区町村	うち、福井市
指定管理者制度導入施設数	61,364 (100.0%)	66 (100.0%)
うち利用料金制を採用※	33,247 (54.2%)	39 (59.1%)

※：一部利用料金制も含む。

【意見】

施設により様々な形でインセンティブの付与は考慮されているが、指定管理者の指定管理事業における収支が赤字となっている事業に対する指定管理料の見直しを行うなど、引き続き、適切なインセンティブ付与をしていくことが望ましい。

インセンティブとして利用料金制度など経済的なものだけでなく、「指定管理者の業績の適切な評価」や「指定管理者の意見・提案の受入れ」など、指定管理者が積極的に福井市の政策目的に合致する活動ができる環境を整えることが必要である。「指定管理者の意見・提案の受入れ」について、定期的に指定管理者からの意見に対して福井市としての対応を回答する制度の導入を検討すべきである。

4. 要求基準の設定と成果目標

指定管理者制度は、公の施設の管理運営を民間事業者等に任せ、民間ノウハウを活用することにより、設置目的の達成のみならず、業務の効率性の向上・サービスの向上を図り、さらには管理経費の削減を図ることを目的として導入されている。

当該目的が達成されるように、指定管理者により管理運営が適切に実行されているかどうか、福井市及び市民が確認することができるように、評価指標を設定することが必要となる。福井市においては、当該評価指標を要求基準として設定し、当該要求基準の達成を指定管理者と締結する協定書に明記している。当該要求基準が達成できているかどうかモニタリングしていくことにより、その目的が達成できているかどうか確認していくこととなる。

そのため、当該要求基準について、①設置目的の達成状況を図る指標として適切な指標が設定されていること、②達成すべき要求基準が、過度に低すぎたり、高すぎたりするなど効果を図る水準として不適切でないかどうかという視点が重要となってくる。

包括外部監査では各指定管理者制度が導入されている施設について、要求基準が適切に設定されているかについて確認を実施した。

【意見】

福井市では指定管理者の導入施設について、すべて要求基準が設定されているものの、要求基準の視点が、指定管理を導入したことによる成果を表現する指標と、指定管理者が実施している活動内容の指標とが混在している状況であった。

要求基準の設定にあたっては、①活動指標（指定管理者が目的を達成するために実施すべき活動内容に視点を置いた指標）と②成果指標（指定管理者が適切な管理運営を実施したことにより達成すべき指標）とを明確に区分して、それぞれ設定することが望ましい。

5. 公募方式と非公募方式

指定管理者制度を導入する場合においては、複数の事業者から事業に関する計画や提案を求め、そのうちの二者を指定管理者に選定する「公募方式」と、事業者の能力・実績等を考慮して、特定の二者を指定する「非公募方式」とがある。

指定管理者制度の目的である、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」を達成するためには、適切な指定管理者を選定することが必要である。そのため、指定管理者の選定においては、公正かつ透明性が確保された選定手続きにより、十分な審査を行った上で選定することが必要である。

この点については、「指定管理者制度の運用について」（平成22年12月28日付けの総務省自治行政局長通知）においても、複数の事業者から事業計画書を提出させる旨を明示している。すなわち、指定管理者の選定においては、公募過程を経ることが原則である。

[参考] 指定管理者制度の運用について（平成22年12月28日付総務省自治行政局長通知）

指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。

福井市では選定方式について原則として公募方式によることとされている。しかし、公募方式で選定できない、または公募に適さない場合には、非公募方式による選定を実施している。なお、非公募方式による選定の場合においても、選定委員会に諮問し、審査を経たうえで、特定の二者を指定管理者として指定していることから、安易な非公募方式の採用は認められていないといえる。

公募過程を経ないで指定管理者を選定する場合には、その決定に際し、客観的な根拠を示し自治体の説明責任を果たすことが必要となる。特に、コストの妥当性、業務の効率性、サービスの質、特殊なノウハウや専門性、施設利用者との関係性、緊急時の対応などについて、非公募とすることに合理的な理由があるのか他都市の事例や民間事業者へのサウンディング調査を行うなど、十分な検討が求められる。

包括外部監査では、各指定管理者の選定方式の選択と非公募方式による選定が実施されている場合の当該選定理由について、適切に検討されているかについて、確認を実施した。

なお、総務省より公表されている「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」（令和元年5月 総務省自治行政局長行政経営支援室）のデータに基づき、全国の市区町村における福井市の指定管理者制度導入施設における選定方法を確認すると、以下のと

おりとなっている。福井市においては、児童館 25 施設について指定管理者として社会福祉法人福井市社会福祉協議会を選定していることを除くと、公募割合は、全国と比較すると割合的には低くはない状況となっている。

区分※	1	2	3	(1~3小計)	4	5	合計
	公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定	公募により候補者を選定、職員を中心とした合議体により選定	公募により候補者を募集(1,2以外)	公募により候補者を募集	従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定	1~4以外の方法により選定	
① レクリエーション・スポーツ施設	3,549	3,450	592	7,591 (56.2%)	5,418 (40.1%)	498 (3.7%)	13,507 (100.0%)
② 産業振興施設	700	950	241	1,891 (30.5%)	3,953 (63.8%)	354 (5.7%)	6,198 (100.0%)
③ 基盤施設	4,713	4,902	1,615	11,230 (64.9%)	5,705 (33.0%)	362 (2.1%)	17,297 (100.0%)
④ 文教施設	1,364	1,199	285	2,848 (21.0%)	9,820 (72.3%)	919 (6.8%)	13,587 (100.0%)
⑤ 社会福祉施設	1,985	1,623	407	4,015 (37.3%)	6,239 (57.9%)	521 (4.8%)	10,775 (100.0%)
合計	12,311	12,124	3,140	27,575 (44.9%)	31,135 (50.7%)	2,654 (4.3%)	61,364 (100.0%)
うち、福井市	28	0	0	28 (42.4%)	38 (57.6%)	0 (0.0%)	66 (100.0%)

※区分の内容

① レクリエーション・スポーツ施設

体育館、武道場等、競技場（野球場、テニスコート等）、プール、海水浴場、宿泊休養施設（ホテル、国民宿舎等）、休養施設（公衆浴場、海・山の家等）、キャンプ場、学校施設（照明管理、一部開放等）等

② 産業振興施設

産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等

③ 基盤施設

公園、公営住宅、駐車場・駐輪場、水道施設、下水道終末処理場、港湾施設（漁港、コンテナ、旅客船ターミナル等）、霊園、斎場等

④ 文教施設

図書館、博物館（美術館、科学館、歴史館、動物園等）、公民館・市民会館、文化会館、合宿所、研修所（青少年の家を含む）等

⑤ 社会福祉施設

病院、診療所、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター、児童クラブ、学童館等、保育園等

【結果】

指定管理者の選定方式について、特に意見等はない。

6. 指定期間

指定管理者制度運用ガイドラインにおいては、指定管理者を指定する期間は原則として5年を限度とするとされており、施設の目的や形態、廃止や改築等の計画などの合理的な理由がある場合は、5年間までの範囲で指定期間を変更することができるとなっている。

包括外部監査では指定期間が適切に設定されているかについて確認を実施した。

なお、総務省より公表されている「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」（令和元年5月 総務省自治行政局行政経営支援室）のデータに基づき、全国の市区町村における福井市の指定管理者制度導入施設における指定期間を確認すると、以下のとおりとなっている。福井市においては、公の施設の見直し等により、指定期間が1年から2年といった短い指定期間が一部あるものの、当該施設を除くと、3年もしくは5年の指定期間としているものだけとなる。

区分	市区町村		うち、福井市	
	施設数	割合	施設数	割合
1年	492	0.8%	1	1.5%
2年	577	0.9%	3	4.5%
3年	10,334	16.8%	31	47.0%
4年	2,554	4.2%	0	0.0%
5年	43,297	70.6%	31	47.0%
6年	315	0.5%	0	0.0%
7年	164	0.3%	0	0.0%
8年	74	0.1%	0	0.0%
9年	56	0.1%	0	0.0%
10年以上	3,501	5.7%	0	0.0%
合計	61,364	100.0%	66	100.0%

【意見】

福井市では最大指定期間が5年となっており、全国的にはまれであるが5年超の指定期間を設けている事例もある。今回包括外部監査で検討した施設について、5年超とすべきとまで言える施設はなかったが、原則が5年なので5年としている施設が多いように感じた。指定管理者の意見としては5年でちょうど良いという見解と、もう少し長くてもよいという見解があり、短い方が良いという意見は聞いた限りではなかった。

今後の状況によっては民間ノウハウをより効果的に活用するために指定期間を5年超とすることが必要となる可能性がある。引き続き指定期間について十分に検討する必要がある。

7. 民間事業者の割合

指定管理者制度は、公の施設の管理運営を民間事業者等に任せ、民間ノウハウを活用することにより、設置目的の達成のみならず、業務の効率性の向上・サービスの向上を図り、さらには管理経費の削減を図ることを目的として導入されている。

包括外部監査では民間事業者が指定管理者として選定され、目的どおり民間ノウハウの活用が図られているのかについて確認を実施した。

なお、公益財団法人福井市ふれあい公社及び社会福祉法人福井市社会福祉協議会は、民間というよりも公的機関としての性質が強いことから、民間ではないと判断して集計を行った。その結果、指定管理者制度導入施設 66 施設のうち、民間は、34 施設 (51.5%)、公的機関は 32 施設 (48.5%) となった。ただし、児童館については複数施設あり、ほぼ社会福祉法人福井市社会福祉協議会が指定管理者となっていることから、施設数の集計にあたって、社会福祉法人福井市社会福祉協議会が指定管理者となっている児童館は合計で 1 施設と判断して集計すると、合計 41 施設のうち、民間は 34 施設 (82.9%)、公的機関は 7 施設 (17.1%) となった。

なお、総務省より公表されている「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」(令和元年 5 月 総務省自治行政局行政経営支援室) のデータに基づき、全国の市区町村における福井市の指定管理者制度導入実績を確認すると、以下のとおりとなっている。福井市においては、全国と比較すると、特例民法法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人等及び公共的団体の割合が大きくなっているが、これは、児童館 25 施設について指定管理者として社会福祉法人福井市社会福祉協議会を選定していることによるものである。

種別※2 区分※1		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	合計
		株式会社	特例民法法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人等	地方公共団体	公共的団体	地縁による団体	特定非営利活動法人	1~6 以外の団体	
①	レクリエーション・スポーツ施設	4,615 (33.6%)	4,018 (29.2%)	18 (0.1%)	872 (6.3%)	802 (5.8%)	1,514 (11.0%)	1,903 (13.8%)	13,742 (100.0%)
②	産業振興施設	1,772 (28.4%)	811 (13.0%)	16 (0.3%)	1,352 (21.7%)	964 (15.5%)	246 (3.9%)	1,073 (17.2%)	6,234 (100.0%)
③	基盤施設	4,185 (24.0%)	6,015 (34.5%)	19 (0.1%)	1,319 (7.6%)	1,954 (11.2%)	327 (1.9%)	3,601 (20.7%)	17,420 (100.0%)

④	文教施設	1,291 (9.4%)	1,656 (12.1%)	13 (0.1%)	828 (6.0%)	8,171 (59.7%)	540 (3.9%)	1,196 (8.7%)	13,695 (100.0%)
⑤	社会福祉施設	653 (6.0%)	1,168 (10.8%)	20 (0.2%)	5,949 (55.0%)	1,490 (13.8%)	776 (7.2%)	759 (7.0%)	10,815 (100.0%)
合計		12,516 (20.2%)	13,668 (22.1%)	86 (0.1%)	10,320 (16.7%)	13,381 (21.6%)	3,403 (5.5%)	8,532 (13.8%)	61,906 (100.0%)
うち、福井市		25 (24.5%)	38 (37.3%)	0 (0.0%)	36 (35.3%)	0 (0.0%)	3 (2.9%)	0 (0.0%)	102 (100.0%)

注意：上記数値は、種別が複数回答可となっている関係から、福井市の指定管理者制度導入施設が多くなっている。

※1：区分の内容

「5. 公募方式と非公募方式について」と同じである。

※2：種別の内容

- ① 株式会社（特例有限会社を含む。）
- ② 特例民法法人（従来の公益法人）、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、地方三公社（住宅供給公社、道路公社、土地開発公社）
- ③ 地方公共団体（一部事務組合等を含む。）
- ④ 公共的団体（例：農業協同組合、社会福祉法人、森林組合、赤十字社等）
- ⑤ 地縁による団体（例：自治会、町内会等）
※地方自治法第260条の2第7項に規定する「認可地縁団体」であるか否かは問わない。
- ⑥ 特定非営利活動法人（NPO法人）
- ⑦ 1～6以外の団体（例：学校法人、医療法人、共同企業体等）

【結果】

民間事業者の割合について、特に意見等はない。

8. モニタリングの活用

指定管理者制度が導入された施設においては、管理運営状況及び導入効果を検証するために各種モニタリングの実施を行うことが要求されている。当該モニタリングには、①指定管理者モニタリング、②所属モニタリング、③第三者モニタリングの3種類がある。

それぞれのモニタリングの概要は、以下のとおりである。

① 指定管理者モニタリング

年次・月次などの定期的な報告のほかに、所属モニタリングを実施する上半期終了後及び年度末終了後に併せて、利用者アンケートの実施や、「運営」・「維持管理」・「利用率」・「収支」・「財務」等の項目からなるモニタリング評価シートの作成により、指定管理者自らが評価した結果を施設所管所属へ報告する。

② 所属モニタリング

指定管理者からの定期的な報告に基づき、業務内容や職員配置等について業務仕様書や事業計画どおりに行われているか、現地調査により確認を行う。また、上半期終了後及び年度末終了後の年2回、施設所管所属が実施する。なお、年度末終了後に行うモニタリングの結果は、施設所管所属が福井市ホームページ上で公表している。

当該モニタリングにおける確認事項としては、施設の利用状況（利用者数、稼働率等）、収支状況（指定管理業務全体、自主事業）、指定管理者の財務状況、利用者満足度、利用促進・利用者へのサービス向上に関する取り組みの実施状況、維持管理業務の実施状況などがあげられる。

③ 第三者モニタリング

指定期間内に、第三者を評価者として実施されるものである。評価の視点は、主に指定管理者の運営状況の健全性と組織の安定性の他、施設設置目的の達成状況と制度導入効果、自主事業も含めた事業計画の実施状況も検証することとされている。検証の結果は、施設所管所属及び指定管理者に対して通知される。施設所管所属は、結果を参考として改善指導を行うとともに、以降の事業取り組みに反映する。

以上のモニタリングの結果を受けて、指定管理者は、分析・課題抽出を行い、管理運営に適切に反映し、施設の利用率や利便性の向上、管理運営の効率化等を図ることが必要となる。

包括外部監査では、当該モニタリングが、ガイドラインに基づいて実施されているか、また、当該モニタリングの結果について、対応を図っているのかについて確認を実施した。

【結果】

モニタリングの活用について、特に意見等はない。

9. 修繕費の負担

指定管理者制度の目的は、「公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図る」こととされているとおり、指定管理者制度の導入施設については、管理運営の主体は、指定管理者となるが、福井市は施設の所有者としての責任を負うこととなる。そのため、施設の修繕について所管課は、修繕計画を策定し、各施設の長寿命化を図らなければならないが、その際、定期的に必要な修繕箇所の把握に努めるとともに、建築技術関係の所管課から助言を受ける必要がある。また、軽微な修繕等については、指定管理者が迅速に修繕できるよう、指定管理料に盛り込むことが必要となる。

このように、所有者としての責任で実施する福井市の修繕と管理運営者である指定管理者が通常管理運営の中で実施する小規模な修繕については、指定管理期間の当初に費用負担関係を明確にしておくことが必要となる。そのため、当該修繕費の取扱いについては、協定書及び仕様書において、修繕費の負担区分、指定管理者が負担すべき修繕費の1件あたりの上限金額と年間上限金額、さらには、指定管理料に盛り込んだ修繕費と指定管理者が支払った修繕の実績額との差額の取扱いが明確化されている。

包括外部監査では協定書等に基づいて、修繕費の内容が適切に管理されているかについて確認を実施した。

[参考] 地方公共団体 歳入歳出科目解説より引用

修繕料

備品の修繕、部品の取替えのための費用である。また家屋等の小修繕で請負にまで至らないもの（工事の概念に入らないもの）が該当する。大修繕、改築等は第十五節「工事請負費」の節から支出されるべきものであり、修繕料は、本体の維持管理、原状回復を目的とするものであると解される。

また、第十二節「役務費」と類似の性質をもつが、役務費が純粋にサービスの提供のみに着目するのに対し、修繕料は何らかの形で、部分品等を使用しつつ役務を提供するものであると解される。

【意見】

現在の修繕費の運用の場合、以下のような問題が生ずる可能性がある。

(1) 修繕費の使い切り

指定管理者が指定管理料の精算による返還を求められるリスクを回避するために、不要な修繕まで実施し、使い切ることが想定される。

(2) 修繕費の精算の不明瞭化

福井市として修繕費の上限額の取扱いに対する協定書の記載が指定管理施設によって異なっている。また、協定書の記載方法を統一する必要がある。

(3) 修繕費かどうかの判断

修繕費という用語については、協定書等で定義されておらず、一般的な会計慣行により

各指定管理者が処理することが想定される。なお、福井市では、「地方公共団体 歳入歳出科目解説」(株式会社ぎょうせい) や、会計事務の手引きの第5章費目別書類確認一覧表(内部資料)を参考としているものの、あくまでも参考であり、明確なものではない。この場合、備品の買い替えも修繕費として処理してよいのか、どこまでを修繕とするかが問題となる。

以上より、公の施設の管理運営における修繕費の定義を明確化するとともに、指定管理者と修繕費の理解を共有することが必要である。さらに、現状、協定書の記載どおり運用がされていない施設が複数確認されていることから、協定書の記載方法の見直しを検討すべきである。なお、修繕費を別枠とすること自体は施設の適切な管理には良い効果を生んでいることが確認できた。

10. 事業報告書等の提出、受付

指定管理者制度の導入施設について、福井市としての管理責任の観点、事後的なモニタリングや次期の指定管理契約内容の検討のために、さまざまな書類の報告を指定管理者に課している。一般的な報告書類は下記のとおりとなっているが、具体的な報告時期及び報告事項については、指定管理施設毎に協定書等により定められている。

包括外部監査では協定書等により定められている各報告書類が提出されているか、報告事項に沿って適切に報告がなされているか、報告時期は適切であるかについて、確認を実施した。

書類	報告時期	報告事項
事業報告書 (年次)	年度末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求基準の達成状況 ・ 意見・苦情等の内容と対応状況 ・ 利用促進、利用者へのサービス向上に向けた取組実績 ・ 自主事業の実施状況 ・ 収支決算報告書（指定管理業務、自主事業の収支） ・ 維持管理業務の実施状況 ・ 自己評価 ・ 経理口座通帳の写し ・ 財務諸表（決算確定後）
事業計画書 (年次)	年末～年度末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次年度事業計画書 ・ 収支予算書
事業報告書 (上半期)	上半期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求基準の達成状況 ・ 意見・苦情等の内容と対応状況 ・ 利用促進、利用者へのサービス向上に向けた取組実績 ・ 自主事業の実施状況 ・ 自己評価 ・ 経理口座通帳の写し
業務報告書 (四半期)	毎四半期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支状況報告書
業務報告書 (月次)	毎月末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月別利用状況一覧 ・ 勤務実績表 ・ 統括責任者、現場責任者及び各種法令で定める責任者等の選任・配置状況
週報	随時（必要時）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故・苦情受付・対応記録票（全案件）
日報	随時（必要時）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務日誌 ・ 事故・苦情受付・対応記録票（重要案件）

【意見】

(1) 事業計画書

事業計画書についての報告期限が前年の10月末期限となっているが、実務的に困難な場合があり、必要に応じて期限の延長が必要である。なお、平成30年度以降の指定管理業務仕様書より、「前年度の年度末」へ変更が図られており、既に対応されている。

(2) 報告内容の合理化

指定管理者には原則として事業報告書（年次、上半期）、業務報告書（月次、四半期）の報告が義務付けられている。管理上必要な報告を作成、提出させることは当然必要であるが、指定管理者にとって過度な負担とならないような配慮も必要である。実際に協定書に定められている報告期限等について守られていない施設が確認された。

管理上問題がない範囲で、上半期報告と第2四半期報告を統合して一本化するなど提出すべき報告書を整理することが望ましい。

(3) 利用者満足度調査

利用に関する満足度調査について、指定管理者によってさまざまなレベル感があり、単純にアンケートを一覧化しているだけ、集計しているだけというようなものから、当該調査の結果を分析までしているところまで様々である。当該利用者満足度調査の結果については、市民サービスの向上が図られていることを確認する重要な情報となるため、アンケートを集計するだけでなく、指定管理者自身で分析等をしたものを要求すべきである。

1 1. 利用料金の設定

指定管理者による自主的な経営努力の実現を図るため、施設使用に係る料金については、指定管理者が条例の利用料金を上限に設定できる利用料金制を積極的に活用することとされている。

利用料金については、上限の枠内で福井市への申請・承認手続きを踏むことで自由に変更することが可能であり、当該利用料金収入から、必要な経費を差し引いたものが指定管理者の利益となり、インセンティブとなってくる。そのため、当該利用料金をどのように設定するのかについては切実な問題であると考える。

包括外部監査では当該条例における利用料金がどのように設定されているのか、経済環境等の変化に対応して、条例の利用料金の見直しが定期的に行われているのか、そのうえで、各指定管理者が自助努力として単価の見直しを定期的に行っているのかについて、確認を実施した。

【意見】

(1) 利用料金の見直し

指定管理者制度が導入された時点で検討された利用料金がそのまま長年使用されている場合がほとんどである。指定管理期間毎に、見直し検討を実施する必要がある。

(2) 指定管理者による利用料金の柔軟な変更

利用料金については、ほぼ条例で定められた上限値となっている。施設の種別にもよるが、条例で定める上限を引き上げ、その範囲内で指定管理者が柔軟に利用料金を設定できるようにすることを検討すべきである。

12. 施設の所管課について

指定管理施設の管理運営の主体は、指定管理者となるが、福井市は施設の所有者としての責任を負うこととなる。また、各指定管理を担当している福井市の所管課の意向に基づき管理運営の方針等が定められる。

包括外部監査では指定管理施設の内容に沿う所管課が担当となっているのかについて確認を実施した。

(1) 福井市施設マネジメントアクションプラン第1期（素案）との整合性

以下の施設については、福井市施設マネジメントアクションプラン第1期（素案）上、観光レクリエーション施設として扱われているが、観光を担当する所管課とはなっていない。

施設名	所管課
すかっとランド九頭竜	地域包括ケア推進課
伊自良館	施設活用推進課
みやま長寿そば道場「ごっつおさん亭」	農政企画課
SST らんど	林業水産課
リズムの森	林業水産課

(2) 類似施設との整合性

施設名	所管課	類似施設	所管課
すかっとランド 九頭竜	地域包括ケア推進課	国民宿舎鷹巣荘	おもてなし観光推進課
		美山森林温泉みらくる亭	おもてなし観光推進課
		越前水仙の里温泉波の華	おもてなし観光推進課
伊自良館	施設活用推進課	国民宿舎鷹巣荘	おもてなし観光推進課
		美山森林温泉みらくる亭	おもてなし観光推進課
		越前水仙の里温泉波の華	おもてなし観光推進課
SST らんど	林業水産課	ガラガラ山越前水仙の里 キャンプ場	おもてなし観光推進課
リズムの森	林業水産課	ガラガラ山越前水仙の里 キャンプ場	おもてなし観光推進課

【意見】

宿泊施設、キャンプ場、温泉施設について、集客を主目的として考えること、そして、福井市としての管理運営の効率化を図るのであれば、観光を担当するおもてなし観光推進課を所管課とすることが望ましい。

13. 再委託先の管理について

協定書（ひな型）において再委託については原則禁止されている。ただし、福井市の承認を得ている場合には、再委託をすることが認められている。

包括外部監査では、委託業務について事前に福井市の承認を得ているのかについて確認を実施した。なお、委託業務は一部のみ認められており、すべての再委託は当然禁止されている。

[協定書における記載内容（例）]

再委託の禁止

本業務を行うにあたり、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、本業務の開始前に、委託事業者（予定を含む。）の承認申請書を市に提出し、承認を得ること。また、変更があった場合には速やかに届出し、承認を得ること。

【意見】

福井市が委託契約を締結する場合には「個人情報保護への対応」や「反社会的勢力ではないことの確認」などを実施している。指定管理者が公の施設を管理するために委託先を選定する場合には、福井市が実施している手続と同程度の対応を求めるべきである。

14. 福井県電子自治体推進協議会の施設予約サービスの利用度

福井市では、平成19年3月に福井県と福井市をはじめとする17市町が連携し、福井県・市町共同利用電子申請・施設予約システム（愛称：ふくeねっと）が導入されている。平成29年3月1日（水）から、電子申請は新しいシステムにリニューアルされている。

そのため、当該施設予約システムを利用者が利用することにより、より効率的に時間管理を実施していくことが可能となり、時間の効率化を図ることにつながる事となるため、利用拡大の促進を図ることが必要となる。

包括外部監査では指定管理施設においても、当該ふくeネットを積極的に利用する形となっているのかどうかについて確認を実施した。

【結果】

特段の事情がない限り指定管理施設において福井県電子自治体推進協議会の施設予約サービスを利用しており、特に意見等はない。

第4章 各論

I. 各論まとめ

各施設に関する指摘事項及び意見の数は次のとおりである。

No	施設名	所管課	指摘事項	意見	計
1	福井市にぎわい交流施設 (屋根付き広場、多目的ホール)	都市整備課	0	3	3
2	福井市自動車駐車場(大手 駐車場、大手第2駐車場、 本町通り地下駐車場)	地域交通課	0	8	8
3	フェニックス・プラザ(福 井市民福祉会館含む)、フェ ニックス・プラザ自動車駐 車場	施設活用推進課	0	4	4
4	福井市地域交流プラザ	施設活用推進課	0	5	5
5	福井市マイドーム清水、福 井市農園施設マイファーム 清水	施設活用推進課	0	1	1
6	福井市伊自良館、伊自良館 分館	施設活用推進課	0	6	6
7	すかっとランド九頭竜、す こやかドーム	地域包括ケア推 進課	0	9	9
8	福井市美山楽く楽く亭	地域包括ケア推 進課	0	4	4
9	福井市聖苑	健康管理センタ ー	0	7	7
10	福井市国民宿舎鷹巣荘	おもてなし観光 推進課	0	5	5
11	福井市美山森林温泉みらく る亭	おもてなし観光 推進課	0	4	4
12	福井市越前水仙の里温泉波 の華	おもてなし観光 推進課	0	4	4
13	福井市ガラガラ山越前水仙 の里キャンプ場	おもてなし観光 推進課	0	7	7
14	福井市観光物産館	おもてなし観光 推進課	0	4	4

No	施設名	所管課	指摘事項	意見	計
15	福井市文化会館	文化振興課	0	10	10
16	福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並	一乗谷朝倉氏遺跡管理事務所	0	8	8
17	福井市自然史博物館分館	自然史博物館	0	5	5
18	福井市研修センター	しごと支援課	0	6	6
19	福井市みやま長寿そば道場「ごっつおさん亭」	農政企画課	0	7	7
20	福井市SSTらんど	林業水産課	0	5	5
21	福井市リズムの森	林業水産課	0	5	5
22	福井市一乗谷あさくら水の駅	農村整備課	0	13	13
23	福井市治水記念館	河川課	0	6	6
24	福井市東山健康運動公園	公園課	0	5	5
25	福井市児童館（くりのみ児童館を除く25施設）	放課後児童育成室	0	3	3
26	くりのみ児童館	放課後児童育成室	0	3	3
27	福井市体育施設	スポーツ課	0	10	10
28	福井市体育施設(美山地区)	スポーツ課	0	5	5
29	福井市体育施設（きららパーク）	スポーツ課	0	3	3
合計			0	165	165

II. 各論（指定管理施設毎）

1. 福井市にぎわい交流施設（屋根付き広場、多目的ホール）

（1）概要

所在地	福井市中央1丁目2-1
施設ホームページ URL	http://nigiwai.ftmo.co.jp
所管課	都市整備課
施設の設置根拠条例等	福井市にぎわい交流施設の設置及び管理に関する条例 福井市にぎわい交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則
施設の設置目的	中心市街地において、にぎわいの創出を図るため、市民の交流の促進及び情報発信の拠点等となる機能を有する複合施設として設置
設置年月	平成28年4月
営業時間	午前9時～午後10時
構造	屋根付き広場：鉄骨造 多目的ホール：鉄骨造
建物規模（延べ床面積、階）	屋根付き広場：1,024.7 m ² 多目的ホール：2,303.6 m ² （ハピリン3、4階の一部）
敷地面積	屋根付き広場：1,994.3 m ² 多目的ホール：3,943.2 m ² （ハピリンの敷地面積）
指定管理者名	まちづくり福井株式会社
指定期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日
公募・非公募の区分	公募
応募者数	2

収支の状況（単位：円）	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<収入>			
指定管理料	72,526,000	71,055,615	71,080,304
利用料金（屋根付き広場）	11,298,460	12,991,330	13,257,120
利用料金（多目的ホール）	15,576,710	16,211,560	17,117,420
その他	6,727,011	6,861,655	8,040,980
収入合計	106,128,181	107,120,160	109,495,824
<支出>			
納付金	—	—	—
人件費	38,334,679	39,681,422	39,817,611

委託費	6,942,780	11,277,318	14,090,174
その他	57,953,688	50,119,207	41,561,185
支出合計	103,231,147	101,077,947	95,468,970
差引	2,897,034	6,042,213	14,026,854
利用者数（人）	屋根付き広場： 238,765 多目的ホール： 42,564	屋根付き広場： 256,464 多目的ホール： 35,738	屋根付き広場： 238,722 多目的ホール： 38,101

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 貸スペース料、貸館料、備品貸出料
自主事業の有無及び概要	有 にぎわいの創出や利用者の交流を促進するイベント事業や、観光・イベント情報の提供を行う情報発信事業を実施
備考	

当該施設は平成 28 年度の施設設置以来、指定管理者制度が導入されており、平成 30 年度まで第 1 期の指定管理期間となっている。福井市施設マネジメントアクションプラン第 1 期（素案）における今後の方向性としては、当該アクションプラン第 2 期以降の検討となっている。

[施設の写真]

[屋根付き広場]



[多目的ホール]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>	—	—	—	
収入合計	—	—	—	
<支出>				
指定管理料	72,526,000	71,055,615	71,080,304	
需用費（消耗品）	153,252	—	—	
使用料及び賃借料	8,580,000	8,580,000	8,580,000	
備品購入費	1,908,175	—	—	
支出合計	83,167,427	79,635,615	79,660,304	
コスト（支出－収入）	83,167,427	79,635,615	79,660,304	
利用者数（人）	281,329	292,202	276,823	
一人当たりコスト	295	272	287	

[増減分析]

福井駅に隣接した好立地であること、施設における継続的な事業の実施により利用者数は安定して推移している。また、新設の施設ということもあり、修繕負担も少ないことから一人当たりのコストも少額で安定的に推移している。

(3) 監査結果及び意見

①指定管理制度導入の成果と要求基準

当該施設において、平成 30 年度の要求基準は以下の各号の基準を満たすこととなっている。

1. 年間稼働率

- ・屋根付き広場 83%以上
- ・多目的ホール 64%以上

2. 指定事業の実施

施設毎に年間 12 回以上

(平成 28 年度は施設オープン時にオープニングイベントを実施)

3. にぎわいの創出

- ・土、日、休日には、指定、自主、受託、貸スペース（貸館）事業を問わず、恒常的ににぎわいを創出するため、イベント等が実施されている状況を維持すること。

これに対して実績は以下のとおりである。

屋根付き広場

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間稼働率	83%	84%	85%
指定事業の実施	16 回	12 回	12 回
にぎわいの創出 (土、日、休日のみの稼働率)	92%	90%	95%

多目的ホール

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間稼働率	67%	64%	66%
指定事業の実施	14 回	12 回	12 回
にぎわいの創出 (土、日、休日のみの稼働率)	90%	90%	93%

当該施設は施設完成と同時に指定管理者制度を導入しており、導入前後での成果を比較することはできない。なお、指定管理者制度導入以降、要求基準は達成している。

②労働時間管理の状況について

労働管理の状況について、指定管理者の従業員が少人数ということもあり労働基準法第 36 条に基づく労使協定（36 協定）の締結が確認できなかった。但し、残業管理や手当支給状況、休憩時間、休日管理は法定どおり適切になされていた。

【意見】

36 協定の締結は時間外労働及び休日労働を適正なものとすることを目的として従業員に残業をさせる全ての事業者が届出を行う必要があり、労働基準法に基づくものである。指定管理者による適正な施設の運営を行うためには 36 協定を締結し、所轄労働基準監督署長へ届出を行うべきである。

③仕様書に定める研修の受講について

仕様書 4 (2) ⑥によれば「職員に、本業務の実施に必要な専門知識や接遇、経理事務、緊急時の対応（利用者の急な病気・けが等の緊急時の対応や防犯・防災対策等）の研修を実施すること」とあり、職員に対し必要な研修を求めている。

しかしながら、指定管理者において、仕様書で求められている研修の実施結果が管理されていなかった。

【意見】

指定管理者における業務従事者の資質向上の観点から、仕様書に記載のある研修を網羅的に受講し、管理すべきであると考えます。

一方で、多くの指定管理施設における仕様書では、受講すべき研修を本業務に必要な専門知識、接遇、経理事務、緊急時の対応といった統一的な内容で記載されており、各施設に応じた研修が明示されていない。指定管理の業務従事者は施設運営にとっての重要な要素となりうる。各施設の設置目的に鑑み、それぞれに適する教育方針を定め、受講すべき研修を検討すべきである。

④指定管理者の事業報告について

【意見】

指定管理者の事業報告は仕様書によって要請される記載事項は当然に記載されている上で、各事業年度で行った取り組みやその結果も精緻な報告となっていた。

また、利用者の属性、利用状況を階層化して分析するとともに利用者からのアンケート結果を事業報告に反映させ、将来の展望や意見を盛り込んだ有用なものとなっている。

各事業報告は過去の実績を報告するためのもののみならず、対象となる施設の方向性を判断する重要な資料である。他の指定管理者においても当事業報告を参照した上で充実した報告書が作成されることが望まれる。

2. 福井市自動車駐車場

(1) 概要

※ 表内の①、②、③はそれぞれ大手駐車場、大手第2駐車場、本町通り地下駐車場に関する情報であることを意味する。

所在地	① 福井市大手3丁目10-1 ② 福井市大手3丁目12-20 ③ 福井市順化1丁目、中央3丁目地係
施設ホームページ URL	① http://www.naigai-parking.com/parking_oote.php ② http://www.naigai-parking.com/parking_oote2.php ③ http://www.naigai-parking.com/parking_chika.php
所管課	地域交通課
施設の設置根拠条例等	福井市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例
施設の設置目的	道路交通の円滑化を図り、市民の利便に資するため
設置年月	① 昭和52年3月23日・平成5年12月19日増改築 ② 平成4年4月17日 ③ 平成8年12月25日
営業時間	① 0:00~24:00 休業日なし ② 7:30~23:00 休業日なし ③ 7:30~翌1:00 休業日なし
構造	① 鉄骨造 ② 鉄骨鉄筋コンクリート造 ③ 鉄筋コンクリート造
建物規模（延べ床面積、階）	① 8,802㎡・地上5階6層 総収容台数264台 ② 4,685㎡・地下2階6層 総収容台数102台 ③ 11,038㎡・地下2階3層 総収容台数316台
敷地面積	① 9,811㎡ ② 4,410㎡ ③ 3,810㎡
指定管理者名	株式会社 ナイガイ
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日
公募・非公募の区分	公募
応募者数	4

収支の状況（単位：円）※	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<収入>			
指定管理料	45,573,984	46,009,884	45,758,308

利用料金	141,059,290	147,357,240	140,851,367
その他	534,937	701,039	492,549
収入合計	187,168,211	194,068,163	187,102,224
<支出>			
納付金	69,615,310	70,587,317	69,710,300
人件費	62,191,691	65,836,952	63,181,003
委託費	20,957,593	20,954,558	20,729,702
その他	27,694,716	28,625,849	25,185,814
支出合計	180,459,310	186,004,676	178,806,819
差引	6,708,901	8,063,487	8,295,405
利用台数（台）	591,884	581,189	555,786

利用料金の帰属先及び内容	①② 指定管理者 駐車場利用料金 ③ 福井市 駐車場利用料金
自主事業の有無及び概要	有 ①②コピー無料サービス ③中心市街地パーキング支援事業（近隣商店街の利用2時間30分まで無料）、団体割引定期券など
備考	

※ 駐車場別の収支は次頁のとおり

当該施設は平成18年度より指定管理者制度が導入されており、3つの駐車場施設を一括して指定管理者の指定を行っている。1期が5年間の指定管理期間となっており、第1期、第2期は株式会社アイリスが指定管理者であったが、平成28年度からの第3期目は株式会社ナイガイが指定管理者となっている。

福井市施設マネジメントアクションプラン第1期（素案）では規模縮小の方針となっているが、具体的な縮小の方法は未定である。

[施設の写真]

①大手駐車場



②大手第2駐車場



③本町通り地下駐車場



■駐車場別収支状況

① 大手駐車場

<本業務収支>

(単位：円)

収支の状況	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<収入>			
指定管理料	—	—	—
利用料金	94,762,720	99,613,950	93,365,790
その他	352,632	508,891	319,779
収入合計	95,115,352	100,122,841	93,685,569
<支出>			

納付金	54,587,953	55,663,853	54,379,438
人件費	22,877,535	24,505,326	24,758,068
委託費	2,869,602	2,718,391	2,718,391
その他	11,355,386	12,138,831	9,133,719
支出合計	91,690,476	95,026,401	90,989,616
差引	3,424,876	5,096,440	2,695,953
利用台数(台)	444,095	430,691	414,690

<自主事業収支>

(単位：円)

収支の状況	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入合計	406,292	419,124	422,787
支出合計	57,841	60,844	63,522
差引	348,451	358,280	359,265

⑧大手第 2 駐車場

<本業務収支>

(単位：円)

収支の状況	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<収入>			
指定管理料	—	—	—
利用料金	46,296,570	47,743,290	47,485,577
その他	—	—	—
収入合計	46,296,570	47,743,290	47,485,577
<支出>			
納付金	15,027,357	14,923,464	15,330,862
人件費	22,017,789	23,409,917	21,457,042
委託費	2,413,800	2,413,800	2,413,800
その他	5,561,728	5,918,283	6,138,226
支出合計	45,020,674	46,665,464	45,339,930
差引	1,275,896	1,077,826	2,145,647
利用台数(台)	99,252	99,240	96,263

<自主事業収支>

(単位：円)

収支の状況	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入合計	—	—	—
支出合計	—	—	—
差引	—	—	—

◎ 本町通り地下駐車場

<本業務収支>

(単位：円)

収支の状況	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<収入>			
指定管理料	45,573,984	46,009,884	45,758,308
利用料金	—	—	—
その他	182,305	192,148	172,770
収入合計	45,756,289	46,202,032	45,931,078
<支出>			
納付金	—	—	—
人件費	17,296,367	17,921,709	16,965,893
委託費	15,674,191	15,822,367	15,597,511
その他	10,777,602	10,568,735	9,913,869
支出合計	43,748,160	44,312,811	42,477,273
差引	2,008,129	1,889,221	3,453,805
利用台数 (台)	48,537	51,258	44,833

<自主事業収支>

(単位：円)

収支の状況	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入合計	—	—	—
支出合計	5,083,813	4,783,176	3,890,988
差引	△5,083,813	△4,783,176	△3,890,988

(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
①使用料		38,238,590	43,032,900	38,660,510	本町駐車料
②納付金		24,041,326	24,577,433	23,951,992	納付金(大手、大手第2)から指定管理料(本町通り)を控除
	大手	54,587,953	55,663,853	54,379,438	
	大手第2	15,027,357	14,923,464	15,330,862	
	本町通り(指定管理料)	△45,573,984	△46,009,884	△45,758,308	
③雑入		1,029,415	20,982	112,826	
収入合計		63,309,331	67,631,315	62,725,328	
④大手駐車場管理費		13,635,416	10,724,677	12,119,455	
	需用費(修繕)	—	259,200	1,001,160	
	役務費(火災保険他)	27,416	32,677	29,935	
	委託料	13,608,000	10,432,800	627,480	精算機入替など
	使用料及び賃借料	—	—	—	
	工事請負費	—	—	10,460,880	
⑤大手第2駐車場管理費		38,094,893	25,175,977	35,450,146	
	需用費(修繕)	4,935,600	3,780,000	3,864,240	
	役務費(火災保険)	10,880	11,241	11,241	
	委託料	11,664,000	—	9,936,000	精算機入替など
	使用料及び賃借料	3,022,953	3,022,953	2,987,613	
	負担金、補助及び交付金(変動管理)	2,373,385	2,513,605	2,770,811	
	負担金、補助及び交付金(固定管理他)	16,088,075	15,848,178	15,880,241	
⑥本町通り地下駐車場管理費		13,486,399	14,600,365	10,851,199	
	需用費(修繕他)	4,826,520	10,524,006	8,664,840	
	役務費(火災保険)	80,359	80,359	80,359	
	委託料	—	3,996,000	2,106,000	
	工事請負費	8,579,520	—	—	
⑦駐車場一般管理費		4,443,420	6,117,600	3,610,100	
	使用料及び賃借料	317,520	—	—	
	負担金、補助及び交付金	3,500	3,500	3,500	

	公課費	4,122,400	6,114,100	3,606,600	
支出合計		69,660,128	56,618,619	62,030,900	
コスト（支出－収入）		6,350,797	△11,012,696	△694,428	
	大手	△40,952,537	△44,939,176	△42,259,983	④－②
	大手第2	23,067,536	10,252,513	20,119,284	⑤－②
	本町通り	20,821,793	17,577,349	17,948,997	⑥－（①＋②）
	その他	3,414,005	6,096,618	3,497,274	⑦－③
利用台数（台）		591,884	581,189	555,786	
	大手	444,095	430,691	414,690	
	大手第2	99,252	99,240	96,263	
	本町通り	48,537	51,258	44,833	
一台当たりコスト		11円	△19円	△1円	
	大手	△92円	△104円	△102円	
	大手第2	232円	103円	209円	
	本町通り	429円	343円	400円	

※ 駐車場特別会計における収支のうち、事業に直接関連する収支を抜粋し記載している
（市債に関する収支、一般会計からの繰入などの収支は除外している）。

[増減分析]

修繕費、工事費、委託費などの支出については増減があるものの、各駐車場とも概ね一定水準での収支となっている。大手駐車場については大幅な収入超過である一方で、大手第2駐車場及び本町通り駐車場については支出超過であり、大手駐車場が他の2つの駐車場のコストをカバーしているという構造になっている。

(3) 監査結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

当該施設において、平成 30 年度の要求基準は次のとおり設定されている。

- ・大手駐車場・・・納付金 52,968 千円
- ・大手第 2 駐車場・・・納付金 13,540 千円
- ・本町通地下駐車場・・・料金収入 38,800 千円

これに対する実績値及びその他指標の実績値は以下のとおりである。

(単位：千円)

		平成 17 年度 (導入前)	平成 18～ 22 年度	平成 23～ 27 年度	平成 28～ 30 年度
大手駐車場					
	利用台数 (台)	463,396	441,472	409,667	429,825
	料金収入	88,434	88,061	81,555	95,914
	納付金	—	60,000	49,372	54,877
大手第 2 駐車場					
	利用台数 (台)	118,164	111,158	97,669	98,252
	料金収入	51,650	50,517	47,670	47,175
	納付金	—	—	16,066	15,093
本町通り地下駐車場					
	利用台数 (台)	89,319	66,173	52,813	48,209
	料金収入	57,089	48,787	39,585	39,977
	指定管理料	—	51,469	45,280	45,780

※ 指定管理者制度導入前の平成 17 年度においては福井市の直営であったため、納付金及び指定管理料は発生していない。

※ 平成 18 年度～平成 22 年度においては、大手駐車場と大手第 2 駐車場の納付金を合算して算出しており、その額を大手駐車場の納付金として記載している。

※ 平成 18 年度～平成 22 年度の本町通り地下駐車場の指定管理料には、平成 26 年度に廃止された路上駐車場に係る指定管理料が含まれている。

【意見】

指定管理者制度導入前と比較し、利用者数及び利用料金は、平成 28 年度～平成 30 年度に大手駐車場及び大手第 2 駐車場において若干持ち直しているものの、減少傾向にある。各駐車場とも、環境の変化によるところが大きいと思われるが、指定管理者制度の導入により歯止めをかけることができたのか否か、評価は難しい。

大手駐車場と大手第 2 駐車場について、要求基準が納付金の額とされているが、納付金は「基本額 + (収支差額 - 基本額) × 掛け率」により算出されるものであり、直接的に

運営の成果を測定するものではない。また、収支差額が基本額を下回った場合の減算はなく基本額が納付金額とされており、要求基準額＝基本額であるため、達成率は100%を下回ることではない。料金収入や利用台数など、直接的に事業の成果を測定する指標を要求基準とすることが適切である。

②インセンティブと成果について

各駐車場の利用料金、納付金又は指定管理料の扱いは次のとおりとなっている。

	利用料金の帰属	納付金又は指定管理料の計算
大手駐車場	指定管理者の収入	[納付金] 基本額：52,968千円 加算額：収支差額が52,968千円を超過した場合、その超過額×掛け率（※）
大手第2駐車場	指定管理者の収入	[納付金] 基本額：13,540千円 加算額：収支差額が13,540千円を超過した場合、その超過額×掛け率（※）
本町通り地下駐車場	市の収入	[指定管理料] 基本額：46,116千円（平成30年度※） 加減算額：（料金収入－38,800千円）×10%

※ 掛け率は、指定管理者募集時に各応募者が提示した割合であり、平成28年度からの指定管理期間においては30～34%（年度ごとに異なる）とされている。

※ 本町通り地下駐車場の指定管理料の基本額は、指定管理者募集時に各応募者が提示した金額であり、年度ごとに異なる。

【意見】

大手駐車場及び大手第2駐車場においては、収支差額に基づき納付金額が決定される。しかし、納付金を少なくするために支出を増やし収支差額を圧縮する動機となりかねないため、料金収入などのより客観的に測定可能な指標に基づく方式とすることが望ましい。

なお、納付金算定において一定額を超過した場合の掛け率について、応募時に指定管理者が提案した割合が使用される。この割合について特に範囲の制限はなく、自由に提案できることとされているが、少なくとも下限を設けるなど、インセンティブを確保しつつ福井市のコスト負担の軽減（収入の確保）に資する方策を検討する余地がある。

大手駐車場及び大手第2駐車場は、料金収入が指定管理者に帰属し毎年黒字での運営となっている。一方で本町通り地下駐車場は、本業務の収支は黒字となっているものの、自主

事業の収支は赤字であり、合算すると赤字での運営となっている。本町通り地下駐車場における自主事業の主な内容と収支（平成30年度）は次のとおりである。

（単位：円）

	中心市街地 パーキング支援事業	定期券団体割引	自主事業計
収入	—	—	—
支出	1,766,130	2,100,780	3,890,988

中心市街地パーキング支援事業は、周辺商業施設又は商店街の利用者に対し、一定時間の駐車料金を無料にするものであり、無料時間分相当の駐車料金（一定額は商業施設などが負担）を自主事業費用として指定管理者が負担しているものである。定期券団体割引は、大口定期契約者の定期利用料金を割引くもので、その割引き分を自主事業費用として指定管理者が負担しているものである。

本町通り地下駐車場の要求基準とされている料金収入及び指定管理料の算出に用いられる料金収入は、これら自主事業により指定管理者が負担している利用料金の無料化分及び割引分を含めて計算されている。要求基準額もそれらを含める前提の水準で設定されており、指定管理者が自主事業費用として一定額を負担することで料金収入を要求基準に近づけているという構造となっている。

また、本町通り地下駐車場については指定管理料のみが指定管理者の収入となるが、利用収入が要求基準を上回っても下回っても、その10%が指定管理料に加減算されるのみである。

【意見】

本町通り地下駐車場については、自主事業による費用負担を前提として要求基準及び指定管理料の水準が設定されており、赤字となる構造である。要求基準を、自主事業を前提としない水準の利用収入に設定することが望ましい。又は、実施することが前提とされているような自主事業については、基本仕様とし、本業の収支として考え、その費用は指定管理料で賄うような構造とすることが望ましい。

また、本町通り地下駐車場は商業施設及び商店街の近隣にあるが、稼働率が低迷している状況にあり、その利用を促進することが最大の目標であると考え。本町通り地下駐車場については、指定管理者のノウハウ、創意工夫で利用を促進することを期待し、利用増に応じた適切なインセンティブが指定管理者に付与されることが必要と考えるが、現状では利用収入増加の10%が指定管理料に加算されるのみであり、インセンティブとしては弱い。大手駐車場及び大手第2駐車場から生じる利益で本町通り地下駐車場を維持する前提となっているが、このままでは本町通り地下駐車場は低迷を続け、過大なコストを負担し続けるのみになってしまう。民間のノウハウによる利用促進を図るためにも、掛け率を大幅に増加させるなど、インセンティブを大胆に見直すべきである。

③指定管理報告について

指定管理業務仕様書では、業務の実施状況に関する報告として、月次報告（翌月 10 日まで）、四半期報告（1 か月以内）、上半期報告（1 か月以内）、年度事業報告（2 か月以内）などを求めている。

【意見】

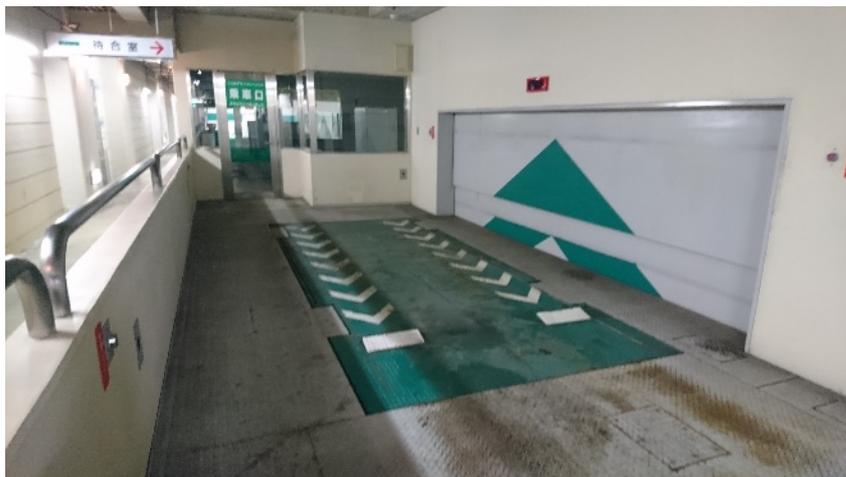
月次報告について、福井市の受付印が押印されていなかった。報告受領時には受付印を押印するようにすべきである。

年度事業報告において、仕様書で記載事項とされている維持管理業務の実施状況に関する記載がない。各報告が仕様書に従った内容となっているか十分に確認をすべきである。

④休止設備に係る維持費用について

本町通り地下駐車場は機械式の設備であり 3 つのレーンがあるが、現状ではそのうちの 1 つのレーン（119 台）を休止している状況にある。状況に応じて再稼働する可能性もあるため設備の保守点検を継続して行っており、その費用は平成 30 年度実績で 432 千円である。

[休止中のレーン]



【意見】

現状の本町通り地下駐車場の利用状況を踏まえると、休止中のレーンを再稼働することは困難な状況にある。近隣商業地の再開発が予定されているため改めて需要予測を必要はあるが、状況に大幅な変化が見込まれなければレーンを廃止し、余計なコストをかけないようにすべきである。

⑤修繕費について

仕様書では、1 件当たり 20 万円未満のもので 1 施設につき 1 年度 130 万円以内のものを指定管理者が負担することとされている。また、修繕費の実績が 130 万円に満たなかった

場合には、その差額を納付金に加算又は指定管理料から減算し、精算することとされている。
修繕費の実績は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
大手駐車場	1,265	1,077	1,258
大手第 2 駐車場	403	439	599
本町通り地下駐車場	1,265	1,201	1,293

大手駐車場は老朽化に伴い、また、本町通り地下駐車場は大規模な機械式であるため修繕費も多く要する状況にあり、上限近くの 1,300 千円程度の修繕が実施されている。一方で、大手第 2 駐車場については修繕費をあまり要さない状況にあり、上限額との差額の精算を行っている。

【意見】

指定管理者が負担する修繕費に関して、各駐車場に対して一律に 130 万円という上限を設けることは適切ではない。駐車場ごとの性質や老朽化又は不具合の状況などを踏まえ、合理的な額を設定すべきである。

また、指定管理者の負担額に上限を設け、上限に満たなかった額については精算を行うこととしているが、指定管理者が必要と考える修繕を機動的に行えなかったり、上限額まで使い切るために過剰な修繕を行ったり、上限額に収めるために発注先に通常ではない値引きを依頼するなど、施設の適切かつ健全な管理運営に支障を来す恐れがある。上限額や精算の取決めをなくし、指定管理者が必要と考える修繕を機動的に実施できるようにすることが望ましい。

⑥各駐車場の現状と今後のあり方について

各駐車場の概要をまとめると次のとおりである。

(単位：千円)

	立地及び設備	主な利用者	市の収支	指定管理者の収支	イ. 総収容数(台) ロ. 年間利用数(千台) ハ. 稼働率
大手駐車場	市役所併設の自走式立体駐車場	市役所等利用者(市内在住で週に数回の利用者が多い)	42,259	2,695	イ. 264台 ロ. 414千台 ハ. 430%
大手第2駐車場	市役所近隣のホテルを中心とした複合商業施設の自走・機械併用式の地下駐車場	通勤・通院・ホテル利用者(県外在住で年数回程度の利用者が多い)	△20,119	2,145	イ. 102台 ロ. 96千台 ハ. 259%
本町通り地下駐車場	中心市街地商業エリアの機械式地下駐車場	近隣商業施設・商店街利用者(県内在住で年数回程度の利用者が多い)	△17,948	△437	イ. 316台 ロ. 44千台 ハ. 39%

※ 収支及び台数は平成30年度のデータである。

※ 本町通り地下駐車場の指定管理者の収支には自主事業収支を含む。

※ 稼働率は年間利用台数÷(総収容台数×365日)で算出している。

【意見】

大手第2駐車場については、指定管理者は黒字の運営となっているものの、福井市が負担している費用は多く、福井市としては赤字での運営となっている。当該駐車場は御屋形地区の再開発に際して賑わいの創出などを目的に市営駐車場として設置されたものであるが、ホテルを中心とした商業施設の地下駐車場であり、福井市がコストを負担して運営を続けることが適当であるのか疑問を感じる。民間への譲渡を含め、運営の方法について検討をすべきである。

本町通り地下駐車場については、福井市及び指定管理者のいずれも収支が赤字となっている。設置当時は近隣に民間駐車場が少なく繁華街の路上駐車などが問題となってお

り、その対策として市が設置したものであるが、近年では安価な民間のコインパーキングなども至るところにできたため、当該駐車場の利用者は大きく落ち込んでいる。今後も状況に大幅な変化が見込まれなければ、廃止することも検討すべきである。運営を継続するとしても、コスト負担の少ない自走式に全面的に転換するなど、施設の大幅な見直しが必要である。

⑦駐車場の営業時間について

大手駐車場は年中無休、24時間入庫可能として営業を行っている。時間帯別及び平日・土日祝日の別での利用状況（平成30年度）は次のとおりである。

<時間帯別>

	03:00- 07:00	07:00- 11:00	11:00- 15:00	15:00- 19:00	19:00- 23:00	23:00- 03:00
1時間当たり 入庫台数(台)	2.0	86.0	119.3	64.4	10.5	1.9
1時間当たり 出庫台数(台)	3.6	66.3	118.5	75.5	10.1	10.0

※ 各月の時間帯別入庫台数を基に算出した年間平均台数を記載している。

<平日・土日祝日の別>

	日数 (日)	利用台数 (台)	一日当たり利用 台数(台)	稼働率
平日	247	386,798	1,566	593%
土日祝日	118	27,892	236	89%
合計	365	414,690	1,136	430%

※ 稼働率は1日当たり利用台数÷総収容台数で算出している。

営業時間に関しては、指定管理者制度導入以前においては7:30～23:00での営業であったが、第1期の指定管理者の申請により24時間営業となり、サービス水準維持のため現在に引き継がれている。

【意見】

「⑥各駐車場の現状と今後のあり方について」に記載の表のとおり、大手駐車場については福井市及び指定管理者のいずれも収支が黒字で運営されている。自動車での市役所来庁者が多いと想定される福井市において、当該駐車場は市民サービスとして重要であり、今後も市営として運営することが適当である。

一方で、上表のとおり、夜間及び土日祝日の利用数は著しく低い状況にある。当該駐車場については納付金方式であるため、指定管理者がコストを負担するものであるが、非効

率な運営により指定管理者の収支が悪化すれば、納付金の額も減少することとなる。当該駐車場は来庁者駐車場としての役割が主であると考えれば、開庁日及び開庁時間に照準を合わせて営業することを基本仕様とし、それを超える営業は指定管理者の自主事業とすることも考えられる。利用者のニーズを再確認し、営業時間の取扱いを見直す検討が必要である。

なお、本町通り地下駐車場については営業時間が条例で固定化されており、指定管理者が営業時間について提案する余地がない。本町通り地下駐車場や大手第2駐車場についても営業時間の扱いを見直す余地がある。

3. フェニックス・プラザ（福井市民福祉会館含む）、フェニックス・プラザ自動車駐車場
 （1）概要（フェニックス・プラザ（福井市民福祉会館含む）を以下①、フェニックス・プラザ自動車駐車場を以下②とする。）

所在地	①福井市田原1丁目13番6号 ②福井市田原1丁目11番1号
施設ホームページ URL	https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/plan/sonota/sisetu.html
所管課	施設活用推進課
施設の設置根拠条例等	①フェニックス・プラザの設置及び管理に関する条例、福井市民福祉会館の設置及び管理に関する条例等 ②フェニックス・プラザ自動車駐車場条例
施設の設置目的	①豊かな生活環境の形成と福祉の増進を図るため、文化交流等を深める場を提供し、及び福祉活動の拠点等となる機能を有する複合施設として、フェニックス・プラザを設置する。 ②フェニックス・プラザを利用する者その他市民の利便に資するためフェニックス・プラザ自動車駐車場を設置する。
設置年月	昭和60年11月
営業時間	①午前8時～午後10時 ②午前7時30分～午後10時30分
構造	①SRC造一部鉄骨造 ②鉄骨造
建物規模（延べ床面積、階）	①13,488.63㎡、地下1階地上4階 ②8,131.53㎡、地下1階地上4階
敷地面積	①13,088.48㎡ ②2,238.22㎡
指定管理者名	公益財団法人福井市ふれあい公社
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
公募・非公募の区分	非公募
応募者数	－

収支の状況（単位：円）	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<収入>			
指定管理料	98,776,000	106,112,000	106,112,000
利用料金	89,449,490	86,565,290	81,989,487

その他	19,945,331	27,025,446	21,500,933
収入合計	208,170,821	219,702,736	209,602,420
<支出>			
納付金	—	—	—
人件費	47,873,941	45,864,812	47,765,542
委託費	89,533,200	90,964,223	90,735,375
その他	72,829,117	69,047,667	76,579,735
支出合計	210,236,258	205,876,702	215,080,652
差引	△2,065,437	13,826,034	△5,478,232
利用者数（人）	243,186	287,027	278,841

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 利用料金
自主事業の有無及び概要	有 高校生舞台体験講座やピアノ演奏体験、健康講座等
備考	

当該施設は平成 18 年度より指定管理方式を導入しており、平成 30 年度までが第 3 期の指定管理期間となっている。福井市施設マネジメントアクションプラン第 1 期（素案）における今後の方向性としては、当該アクションプラン第 2 期以降の検討となっている。

[施設の写真]

[外観]



[エントランス]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	2,750,568	2,763,934	2,667,396	
市債	68,400,000	37,400,000	－	施設整備に係る市債
収入合計	71,150,568	40,163,934	2,667,396	
<支出>				
需用費	1,800	1,200	－	
委託料	106,027,504	156,580,400	107,088,860	
使用料及び賃借料	51,279,180	50,211,300	49,565,220	
工事請負費	75,306,634	1,188,000	－	
備品購入費	－	3,261,600	－	
負担金、補助金及び交付金	－	504,190	－	
支出合計	232,615,118	211,746,690	156,654,080	
コスト（支出－収入）	161,464,550	171,582,756	153,986,684	
利用者数（人）	243,186	287,027	278,841	
一人当たりコスト	663	597	552	

[増減分析]

指定管理者制度導入時より利用者数は 25 万人前後で安定して推移している。コストについては施設の建設から相当期間が経過していることにより、修繕を要する箇所が毎期発生していることから定期的な修繕を行っている。

(3) 監査結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

当施設において、平成 30 年度の要求基準は以下の各号を満たすことが求められている。

- i) 大ホール稼働率 41.7%以上
- ii) 年間利用者数 30 万人以上

これに対し、実績は以下のとおりである。

	平成 17 年度 (導入前)	平成 18～22 年度	平成 23～27 年度	平成 30 年度
大ホール稼働率	39.2%	43.4%	44.7%	38.1%
年間利用者数 (人)	272,131	261,357	250,445	278,841

指定管理者制度導入前は委託方式で導入されており、指定管理者である公益財団法人福井市ふれあい公社が指定管理者制度導入前より運営を担っている。指定管理者制度が導入されて以降、大ホール稼働率は増加し要求基準以上に推移したが、平成 30 年度において 40%を下回っている。また、年間利用者数は要求基準である 30 万人を下回る状況が続いている。

【意見】

指定管理者制度導入前より公益財団法人福井市ふれあい公社が管理を行っていたこともあり、指定管理者制度導入の成果の有無を判断することは困難である。少なくとも直近期の実績が要求基準を下回っているという現状を踏まえ、なぜ未達であったか詳細に分析を行うとともに達成するための具体的な施策を検討すべきである。

②利用料金の決定について

指定管理施設（フェニックスプラザ、駐車場）の利用料金について、少なくとも指定管理者制度導入以降、消費税の改正に伴う利用料金の変更を除き、利用料金が改定されたことがない。

【意見】

フェニックスプラザは福井市を代表する施設の一つであり、福井鉄道及びえちぜん鉄道の田原町駅に隣接し、利用者にとってアクセスも至便であることから多数の市民によって利用されるべき施設である。ところが、当施設の利用料金は第 1 期目をピークに減少し続けており、指定管理者制度導入前年度の利用料金 105,893 千円と比較して直近期である平成 30 年度は 81,989 千円と 22%も減少している。減少要因を詳細に分析するとともに施設の利用実績や予約実績、季節的変動、時代のニーズに応じて弾力的な料金設定を検討し、効率的な利用料金の確保を行うべきである。

③仕様書に記載の備品一覧と福井市のシステム出力台帳である備品一覧表との不整合について

仕様書に記載の備品一覧において備品一覧表に記載の無い備品が存在した。

【意見】

備品の網羅的な管理を行うために、仕様書に記載の備品一覧とシステム出力台帳である備品一覧表とを整合させるとともに、取得・除却などの事由を追跡できるように管理すべきである。

④施設備品の老朽化について

【意見】

現場調査時に一部老朽化が目立つ備品が存在した。緊急を要するものは該当無かったが、利用サービスの質向上のためにも早急な修繕が望まれる。

[色褪せた部分が目立つカーペット]



[老朽化したホールの椅子]



4. 福井市地域交流プラザ

(1) 概要

所在地	福井市手寄1丁目4-1
施設ホームページ URL	http://www.city.fukui.lg.jp/sisei/plan/sonota/sisetu1.html
所管課	施設活用推進課
施設の設置根拠条例等	福井市地域交流プラザの設置及び管理に関する条例
施設の設置目的	地域の文化の振興、男女共同参画社会の形成及び少子化に関する対策の推進
設置年月	平成19年4月
営業時間	午前9時から午後10時まで
構造	鉄骨造
建物規模（延べ床面積、階）	9,710.40 m ²
敷地面積	1,598.08 m ² （地上10階、地下2階）
指定管理者名	日本管財株式会社 福井営業所
指定期間	平成27年4月1日～令和2年3月31日 ※平成29年12月1日に前指定管理者（㈱日本管財サービス）の吸収合併に伴い、現指定管理者（日本管財㈱）へ非公募による再指定を行った。
公募・非公募の区分	公募
応募者数	4

収支の状況（単位：円）	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<収入>			
指定管理料	24,600,000	24,600,000	24,600,000
利用料金	39,481,800	39,398,725	42,119,269
その他	821,924	727,500	1,001,010
収入合計	64,903,724	64,726,225	67,720,279
<支出>			
納付金	—	—	—
人件費	25,936,509	23,807,261	24,273,462
委託費	343,680	343,680	343,680
その他	32,680,288	34,257,645	36,573,139
支出合計	58,960,477	58,408,586	61,190,281
差引	5,943,247	6,317,639	6,529,998
利用者数（人）	257,870	269,726	252,447

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 利用料金
自主事業の有無及び概要	有 講座
備考	

当施設は開業時（平成 19 年度）から指定管理者制度を導入しており、平成 30 年度時点では第 3 期目である。福井市施設マネジメントアクションプラン第 1 期（素案）においては複合化（維持）という方針が示されており、令和元年度に庁舎機能の一部が複合化された。

[施設の写真]

[外観]



[入口]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	22,852	22,852	22,756	
雑入	7,737,168	7,737,168	7,737,168	
収入合計	7,760,020	7,760,020	7,759,924	
<支出>				
需用費	239,760	—	697,248	
委託料	24,600,000	24,600,000	26,472,720	
備品購入費	57,240	60,480	—	
支出合計	24,897,000	24,660,480	27,169,968	
コスト（支出一収入）	17,136,980	16,900,460	19,410,044	
利用者数（人）	257,870	269,726	252,447	
一人当たりコスト	66	62	76	

[増減分析]

委託料が平成 30 年度において 1,872 千円増加している。これは施設におけるネットワーク設備の更新費用などである。これにより一人当たりコストは微増しているが、当該要因を除けば、安定して推移している。

(3) 監査結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

当施設において、平成 30 年度の要求基準は「施設稼働率 51.7%以上」と設定されており、実績値は以下のとおりである。

	平成 18 年度 (導入前)	平成 29 年度	平成 30 年度
稼働率	—	53.2%	55.3%

当施設は施設完成と同時に指定管理者制度を導入しており、導入前後での成果を比較することはできない。なお、指定管理者制度導入以降、要求基準は達成している。

②地域交流プラザにおける指定管理の範囲の在り方について

地域交流プラザとしての管理施設について、仕様書によれば「福井市手寄 1 丁目 4 番 1 号 アオッサ 4～6 階」として所在地を定めたうえで「管理しない面積」として 1 階 図書館専有部分 (12.55 m²)、4 階 図書館専有部分 (2,031.74 m²)、5 階 男女共同参画・子ども家庭センター専有部分 (219.17 m²) を除外している。

【意見】

施設内に複合的に事業が存在する施設においては、それぞれの所管課や管理者との間で責任区分を明確にし、利用者にとって理解しやすい形で運営されることが望まれる。

③自動販売機の設置に関して

地域交流プラザ内に自動販売機が設置されていたが、ベンダーとの契約は直接目的外使用として市が行い、使用料を市が直接収受している。一方、他の指定管理施設においては指定管理者の自主事業としてベンダー契約を行っている。指定管理施設間で取扱いが整合していない。

【意見】

各施設の目的外の設備に関して取扱いが様々であり、所管課によっては却って管理コストの増大を招く懸念がある。これらの施設については管理コストを測定した上で管理方針を検討し、適切に指定管理者へ自主事業として管理を委ねることが望ましいと考える。

④ホームページにおけるリンク先の消滅について

【意見】

地域交流プラザのホームページにおいて、「平成 27 年度からの地域交流プラザの指定管理者の選定について」とのリンク先が存在するが、リンク先が消滅している。適切なホームページ運営、情報管理が望まれる。

⑤指定管理者による運営について

【意見】

全体として指定管理の管理状況はかなり良好であった。備品については、個別の管理番号から品名、所在地まで適切に管理されており、定期的に所在の確認を行っている。

また、現金出納においては、利用者からの申込書及び利用料金が出納帳、日報にて適切に管理されており、日々の現金残高、日報残高、収納済一覧表との整合が図られている。特に経費支出においては、指定管理者の営業所において申請する形となっており、利用者からの利用料金から直接支払われない形となっており、入金及び出金のプロセスが完全に分別されている。

⑥和室の老朽化について

施設開業以来 12 年が経過しており、施設内の一部で修繕を要する箇所が生じている。

[施設内の写真]

[和室内で煤けた畳]



[和室内で破けた障子]



【意見】

施設の安全性に関わる修繕を要する箇所は生じていないが、適切に予算管理を行い、修繕対応を図るべきである。

5. 福井市マイドーム清水、福井市農園施設マイファーム清水

(1) 概要(福井市マイドーム清水を以下①、福井市農園施設マイファーム清水を以下②とする。)

所在地	①福井市真栗町第 48 号 2 番地 ②福井市島寺町第 95 号 2 番地 1
施設ホームページ URL	① https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/plan/sonota/mydome.html ② https://www.city.fukui.lg.jp/sigoto/nourin/taiken/myfarm.html
所管課	①施設活用推進課 ②農政企画課
施設の設置根拠条例等	①福井市マイドーム清水の設置及び管理に関する条例等 ②福井市農園施設マイファーム清水の設置及び管理に関する条例
施設の設置目的	①地域住民活動の利便に資するため ②市民が野菜、花等の栽培を通して自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めるための場を提供することにより、農業の振興及び活性化に寄与するため
設置年月	①平成 7 年 7 月 ②平成 11 年 11 月
営業時間	①午前 9 時～午後 9 時 ②条例等での設定なし。ただし、指定管理者で入園時間を日の出から日没に設定。
構造	①木造一部鉄骨造 ②木造
建物規模(延べ床面積、階)	①992.96 m ² 、地上 1 階(平屋) ②120.00 m ² 、地上 1 階(平屋)
敷地面積	①11,491.00 m ² ②7,260.00 m ²
指定管理者名	公益社団法人福井市シルバー人材センター
指定期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
公募・非公募の区分	非公募
応募者数	—

収支の状況（単位：円）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<収入>			
指定管理料	3,805,000	3,805,000	3,614,000
利用料金	1,092,700	1,167,340	1,127,020
その他	1,579,641	1,601,201	1,616,976
収入合計	6,477,341	6,573,541	6,357,996
<支出>			
納付金	—	—	—
人件費	2,109,527	2,056,127	2,373,184
委託費	403,733	391,155	387,705
その他	3,668,073	3,398,380	3,583,263
支出合計	6,181,333	5,845,662	6,344,152
差引	296,008	727,879	13,844
利用者数（人）	9,532	12,401	12,707

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 利用料金
自主事業の有無及び概要	有 そば打ち教室、笑いヨガ体験等
備考	

当該施設は、指定管理者制度を導入しており、平成 30 年度時点では第 3 期目である。福井市施設マネジメントアクションプラン第 1 期（素案）においては集約化（廃止）の方針を掲げており、指定管理期間満了以降に、当該類似施設へ集約化する方針である。

[施設の写真]

[マイドーム清水]



[マイファーム清水]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	743,164	742,009	667,537	
雑入	—	—	—	
市債	—	—	—	
収入合計	743,164	742,009	667,537	
<支出>				
需用費	—	—	—	
委託料	3,911,920	3,914,831	3,833,380	
使用料及び賃借料	20,412	27,216	27,216	
工事請負費	2,904,920	—	—	
備品購入費	—	—	—	
支出合計	6,837,252	3,942,047	3,860,596	
コスト（支出－収入）	6,094,088	3,200,038	3,193,059	
利用者数（人）	9,532	12,401	12,707	
一人当たりコスト	639	258	251	

[増減分析]

使用料収入及び委託料が減少する中で利用者数は増加傾向にあり、一人当たりコストは減少傾向にある。

(3) 監査結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

当該施設における平成 30 年度の要求基準は以下のとおりである。

- ・利用者数 9,000 人以上
- ・自主事業を年 2 回以上実施
- ・広報誌に PR 記事を年 3 回以上掲載

これに対して実績は以下のとおりである。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数 (人)	9,532	12,401	12,707
自主事業 (回)	40	46	66
PR 記事掲載 (回)	8	15	20

いずれの年度においても要求基準を達成しており、また、利用者も年々増加傾向にある。指定管理者による積極的な自主事業の開催や PR 記事の掲載による効果が発揮されているといえる。この点において指定管理者制度の効果は相当程度認められる。

②所管課間の情報共有について

対象施設であるマイドーム清水及びマイファーム清水はいずれも共通の仕様書となっており、事業報告も両施設共通のものとなっている。一方で所管課については、マイドーム清水は施設活用推進課が所管する一方で、マイファーム清水は農政企画課が所管している。

この点、月次事業報告や四半期事業報告では、両施設の状況が施設活用推進課に提出されているにもかかわらず、農政企画課には共有されていなかった。

【意見】

所管課が複数となることを否定するものではないが、所管課間での適時な情報共有や各責任を明確にする観点から指定管理施設に対して複数の所管課が関与している場合には、どの所管課が窓口となり、どう情報共有するか予め定めるべきである。

6. 福井市伊自良館、福井市伊自良館分館

(1) 概要

所在地	福井市中手町 29-3
施設ホームページ URL	https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/plan/sonota/ijira.html
所管課	施設活用推進課
施設の設置根拠条例等	福井市伊自良館の設置及び管理に関する条例
施設の設置目的	市民の相互交流及び自治意識の向上を目指し、コミュニティ活動の促進を図ること
設置年月	平成 8 年 3 月
営業時間	午前 10 時～午後 8 時
構造	木造
建物規模（延べ床面積、階）	989 ㎡、地上 1 階（平屋）
敷地面積	6,543.73 ㎡
指定管理者名	伊自良の里振興協会
指定期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
公募・非公募の区分	非公募
応募者数	－

収支の状況（単位：円）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<収入>			
指定管理料	9,771,000	11,416,000	11,524,000
利用料金	5,180,440	4,879,860	4,844,990
その他	2,749,404	2,879,214	3,131,006
収入合計	17,700,844	19,175,074	19,499,996
<支出>			
納付金	－	－	－
人件費	5,910,565	6,655,546	6,555,744
委託費	1,620,576	1,605,891	2,032,664
その他	10,243,542	11,245,156	11,085,096
支出合計	17,774,683	19,506,593	19,673,504
差引	△73,839	△331,519	△173,508
利用者数（人）	25,799	23,497	23,385

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 利用料収入
--------------	----------------

自主事業の有無及び概要	有 手打ち伊自良そば、釜飯の販売、地元団体との連携イベントの実施等
備考	

当該施設は指定管理者制度導入第3期目であり、第1期目、第2期目までは公募方式であったが、第2期目の応募者数が1者と少なく、第1期目からの実績や地域と密接な関係にあることから、第3期目より非公募方式に変更した。なお、指定管理者制度導入時より一般社団法人伊自良の里振興協会が指定管理者となっている。福井市伊自良館では温泉施設や物販、福井市伊自良館分館では会議室の利用や、予約制により宴会を含む食事の提供を受けることができる。

[施設の写真]

[福井市伊自良館]



[福井市伊自良館分館]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	11,775	12,800	12,384	
雑入	—	—	—	
市債	—	—	—	
収入合計	11,775	12,800	12,384	
<支出>				
需用費	46,440	256,856	496,800	
委託料	10,689,400	15,744,640	11,758,835	
使用料及び賃借料	606,989	569,362	569,362	
工事請負費	150,000	734,400	—	
備品購入費	—	928,800	—	
その他	—	292,000	—	
支出合計	11,492,829	18,526,058	12,824,997	
コスト (支出－収入)	11,481,054	18,513,258	12,812,613	
利用者数 (人)	25,799	24,197	23,385	
一人当たりコスト	445	765	547	

[増減分析]

平成 29 年度は従来のボイラーから薪ボイラーを導入したことにより、福井市の支出が増加している。年間利用者数は年々減少しており、この支出の影響を除いたとしても、一人当たりコストは増加傾向にある。

(3) 監査結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

当該施設において、平成 30 年度の要求基準は「年間利用者数 30,000 人を下回らないこと。」と設定されており、実績値は以下のとおりである。

	平成 19 年 度 (導入前)	平成 20～ 23 年度	平成 24～ 27 年度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度
利用者数 (人)	28,384	29,452	24,754	25,799	24,197	23,385
利用料金 (千円)	7,554	7,370	5,047	5,180	4,880	4,845

【意見】

指定管理者制度導入の成果について

指定管理者制度を導入した結果、指定管理期間第 1 期目については利用者数が増加した。第 1 期目以降は利用者数、利用料金について増加した期はあるものの、全体として減少傾向にある。これは、当該施設が福井市の市街地から離れた上味見地区にあり、この地区における高齢化の進行や、大雨や大雪による道路の通行止めが重なり減少しているものである。

福井市として新規リピーターを増やすように SNS や HP 等で PR 活動を行っているが、5 年以上前より要求基準の 30,000 人と利用者数が数千人単位でかけ離れている。非公募方式をとっている以上は指定管理者が最大限努力し、要求基準を達成することが望ましいが、現状のペースでは指定管理者のモチベーション維持のためにも、要求基準を一度見直した方が望ましい。

要求基準は指定管理者が最大限の努力を行った結果、達成するような水準を設けるべきである。

②会計帳簿の記帳方式及び指定管理者の決算書について

指定管理者は当該施設の会計記帳について、会計システムを用いず単式簿記にて行っており、収支の状況のみを把握している。また、仕様書では指定管理者となる団体の財務諸表を提出するよう定められている。

【意見】

指定管理者は、単式簿記を採用していることから貸借対照表、損益計算書を作成しておらず、福井市へ提出も行っていない。収入、支出で記帳する単式簿記では貸借対照表、損益計算書の作成ができず、指定管理者となる団体の財政状態、経営成績を把握することができない。指定管理者が今後も事業を継続できるか否かを判断するためには決算書の入

手が必要であり、福井市は単式簿記ではなく複式簿記を用いて決算書を作成、提出するように指導すべきである。

指定管理者は今後、会計システムを導入する予定であるが、事業年度の決算書を作成する前に、福井市は会計期間中であっても帳簿の作成状況を確認し、適時適切に指導を行うことが望ましい。

③指定管理報告について

事業報告の期日は上半期報告が上半期終了後 1 月以内、年度末が事業年度終了後 2 月以内、業務報告は、月次報告が翌月 10 日まで、四半期報告が四半期終了後 1 月以内となっている。

【意見】

平成 30 年度の上半期報告について、実施されていなかった。四半期報告について、平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度と全て実施されていなかった。

また、月次報告は実施されているが、仕様書で求められている期日が守られていない月がほとんどであった。会計システムを導入しておらず月次報告が遅れている状況であるが、上記でも述べたように、福井市は会計システム導入後、会計期間中であっても帳簿の作成状況を確認し、適時適切に指導を行い、期日を遵守するように努めるべきである。

④備品台帳と現物の管理について

福井市が貸与している備品（I 種備品）については、福井市の備品シールを添付することとなっている。また、別途指定管理者が備品台帳を作成し管理を行うこととなっている。

【意見】

福井市が貸与している備品（I 種備品）について、指定管理者が作成した備品台帳に記載があるものの、現物に福井市の備品シールが貼っていないものが存在した。また、指定管理者は定期的な現物確認の実施基準を設けていなかった。

福井市が貸与している備品を指定管理者が適時適切に把握し、貸与備品の管理に関して福井市と指定管理者との間で認識の相違が発生しないように、少なくとも毎年 1 回は備品台帳と現物の一致を確認し、備品台帳を整備すべきである。また、福井市が管理している備品と、指定管理者が管理している備品は明確に区別がつくように、現物に福井市の備品シールを貼り管理すべきである。

[現物に福井市の備品シールが貼っていない備品]



⑤利用者満足度調査の結果報告について

仕様書では利用に関する満足度調査につき、少なくとも毎年1回実施することとあり、利用者満足度調査の結果を事業報告書において報告することと定めている。

【意見】

指定管理者は仕様書で定められている利用者満足度調査の結果を報告していなかった。利用者へのサービス向上に資するため、利用者満足度調査の結果は仕様書に基づき事業報告書において報告すべきである。しかし、当該施設では利用者満足度を測るアンケートを設置するも、利用者のほとんどが高齢者であり、回答率が芳しくない現状にある。アンケート結果をもとに利用者満足度の分析や、今後の運営方針を計画するためにも、利用者にアンケートの回答を促すような施策が必要である。

⑥施設の所管課について

当該施設は施設活用推進課が所管となっている。

【意見】

当該施設のメインの利用目的は温泉であり、一般的には観光施設として見受けられるが、所管課は観光を目的とするおもてなし観光課ではなく施設活用推進課が担当している。

当該施設は福井市の市街地から離れた上味見地区にあり、地区内の住民が温泉や交流目的で利用するのみならず、市外若しくは県外から「秘湯」目的で訪れる人が多い施設となっている。外部が運営しているホームページ上でも温泉施設として挙げており、集客を目的とする観光施設としての位置付けが強くなっている。

総論でも記載しているが、温泉施設について、集客を主目的として考えるのであれば、観光を担当する課で管理すべきであり、福井市であればおもてなし観光課となる。温泉施設をおもてなし観光課で集約すれば、他の温泉施設の利用状況や料金設定、利用者を増やすために実施しているイベントなど参考にすべき点を類似施設で共有でき、今後の運営方針を効率的に決定することができる。

7. すかっとランド九頭竜、すこやかドーム

(1) 概要 (すかっとランド九頭竜を以下①、すこやかドームを以下②とする。)

所在地	①福井市天菅生町3字10番地 ②福井市剣大谷町第2号6番地1
施設ホームページ URL	http://www.sukattoland-yu.jp/
所管課	地域包括ケア推進課
施設の設置根拠条例等	①すかっとランド九頭竜の設置及び管理に関する条例、同施行規則 ②すこやかドームの設置及び管理に関する条例、同施行規則
施設の設置目的	①市民の福祉の向上と充実をめざし、高齢者等の生きがいと健康づくりのため ②スポーツの普及啓発を通じて高齢者の生きがいと健康づくりを図るため
設置年月	①平成6年4月 ②平成8年4月
営業時間	①宿泊 午後4時から翌日の午前10時まで 日帰り 午前6時から午後11時まで ②午前9時から午後9時まで
構造	①宿泊・研修センター棟 SRC造 健康センター棟 SRC造 交流センター棟 RC造 渡り廊下、車庫 RC造 ②S造
建物規模(延べ床面積、階)	①宿泊・研修センター棟 6,433.30㎡ 地上5階地下1階 健康センター棟 1,366.80㎡ 地上1階 交流センター棟 924.70㎡ 地上2階 渡り廊下、車庫 175.80㎡ 地上1階 ②1,662.52㎡ 平屋
敷地面積	①33,717.36㎡ ②4,430.62㎡
指定管理者名	イワシタ物産株式会社
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
公募・非公募の区分	公募
応募者数	2

収支の状況（単位：千円）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<収入>			
指定管理料	—	—	—
利用料金	117,288	133,241	137,685
その他	118,153	110,429	92,515
収入合計	235,441	243,670	230,200
<支出>			
納付金	—	—	—
人件費	87,319	80,728	87,882
委託費	45,384	33,130	21,874
その他	144,921	150,584	147,605
支出合計	277,624	264,442	257,361
差引	△42,183	△20,772	△27,161
利用者数（人）	①122,185 ②9,237	①118,039 ②8,311	①114,028 ②6,265

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 宿泊、日帰り、施設利用
自主事業の有無及び概要	有 大衆演劇公演、演芸会、歌謡ショー、盆栽展示会等を実施
備考	表中の金額は千円単位である。

当該施設は指定管理者制度導入第3期目であり、第1期目は公益財団法人福井市ふれあい公社が、第2期目は株式会社フードサービス福井が指定管理者であったが、第3期目の公募の結果、前向きな提案が採用されイワシタ物産株式会社が指定管理者となった。当該施設は黒字を見込み、指定管理料を設定せず利用料金を主な収入源とし、黒字を計上した場合には協定書に定められている割合で納付金を支払うが、直近の収支結果は赤字となっており納付金は発生していない。

[施設の写真]

[すかっとランド九頭竜]



[すこやかドーム]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	3,514,608	2,976,564	3,645,958	大安寺温泉配湯料
雑入	1,096,040	104,000	104,000	指定管理者納付金 (平成 28 年度に限 る)、土地賃借料返 還金
市債	6,600,000	7,800,000	－	
収入合計	11,210,648	10,880,564	3,749,958	
<支出>				
需用費	－	35,000	－	看板修繕
委託料	436,320	156,600	1,922,400	
使用料及び賃借料	19,308,533	19,417,493	19,146,000	土地賃借料他
工事請負費	15,006,600	10,459,065	2,297,160	
備品購入費	－	799,956	－	源泉ポンプ
支出合計	34,751,453	30,868,114	23,365,560	
コスト (支出－収入)	23,540,805	19,987,550	19,615,602	
利用者数 (人)	131,422	126,350	120,293	すかっとランド九 頭竜、すこやかド ームの合計
一人当たりコスト	179	158	163	

[増減分析]

平成 28 年度及び平成 29 年度は市債収入を用いて、すこやかドーム屋根塗装改修工事や、すかっとランド九頭竜浄化槽設備機器更新工事を行い、工事請負費が増加していた。

当該施設のコスト負担額は年々減少しているが、利用者数も減少していることから一人当たりのコスト負担額は直近年度を対象にすると前年度と比較し増加している。

(3) 監査の結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

当該施設において、平成30年度の要求基準は指定管理期間平均で、すかっとランド九頭竜においては「年間日帰り利用者数131,000人」及び「高齢者向け講座の年間実施回数1,000回」、すこやかドームにおいては「年間利用者数11,100人」を満たすことと設定されており、実績値は以下のとおりである。

すかっとランド九頭竜

	平成17年度 (導入前)	平成18～ 22年度	平成23～ 27年度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度
利用者数 (人)	123,271	133,960	117,855	122,185	118,039	114,028
利用料金 (千円)	151,132	125,940	102,395	103,626	120,749	124,886
講座回数 (回)※	-	-	-	780	889	947

※講座回数は要求基準に加わった第3期目から記載

すこやかドーム

	平成17年 度 (導入前)	平成18～ 22年度	平成23～ 27年度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度
利用者数 (人)	10,207	9,371	8,721	9,273	8,311	6,265
利用料金 (千円)	523	834	771	876	809	688

【意見】

指定管理者制度を導入した結果、すかっとランド九頭竜については導入前と比べ利用者数が増加している年度は過去にあるものの、それ以降は利用者数が全体的に減少傾向にある。すこやかドームについては導入前と比べ、利用者数は減少傾向にある。これらの結果を見ると、導入の成果があったかと言えば判断が難しい状況となっている。

要求基準は現指定管理期間（平成28年度以降）においては過去いずれも未達となっている。現指定管理者は、募集要項で市が示した要求基準を上回る前向きな提案を行ったことから選定されており、それに伴い従来の要求基準を変更した経緯がある。指定管理者が従来の水準を上回る提案を行った以上、最大限の努力を発揮し要求基準を満たすような取組みを行うべきである。

②指定管理料と納付金の制度について

当該施設は黒字を見込み、指定管理料を設定せず利用料金を主な収入源として、黒字を計上した場合には協定書に定められている割合で納付金を支払うこととなっている。

【意見】

当該施設は納付金制度を採用しているが、直近の収支結果は赤字となっており納付金は発生していない。収支結果が赤字となり、納付金が発生しない場合は福井市への収入が入らないことだけでなく、指定管理者にとっても指定管理業務を行うことによって働くインセンティブが低くなる結果に繋がる。収支結果が赤字となっているのは、前指定管理期間と比べ人件費が大幅に増加し（平成 27 年度の人件費は 70,110 千円であった。）、収益源を圧迫したことが主な要因である。収支結果が赤字であることによって下記⑦に記載する指定管理者負担の修繕を行うことや新たな事業の取組みに対する投資が難しくなり、利用者へのサービス低下にも繋がる恐れがある。人件費の増加に対する分析や対策を行い、新たな施設活用に伴う収益源の確保等、収支結果を黒字にする取組みを今一度見直すことが必要である。

③前指定管理者との引継ぎについて

当該施設は第 3 期目より前指定管理者である株式会社フードサービス福井からイワシタ物産株式会社へと交代となった。基本協定書の第 12 条においては、指定管理者が変わる場合には「業務に支障が出ないよう、事前に株式会社フードサービス福井から業務等の引継ぎを受けなければならない。」とあり、「福井市は指定管理者が前項の引継ぎを円滑に行えるよう、速やかに株式会社フードサービス福井から提出された引継書を指定管理者に引き渡すものとする。」とある。

【意見】

指定管理者が第 3 期目より交代しているが、基本協定書に定められている引継書を作成していなかった。基本協定書に沿えば、第三者が確認できるよう引継書を作成し指定管理者が保管すべきである。但し、施設や業務量の膨大さ等により引継書を作成することが現実的でない実態であれば、適時適切な業務の引継ぎを新しい指定管理者に行えるように基本協定書の内容を見直すことが望ましい。

④仕様書における業務報告書の記載要求事項について

仕様書においては月次の業務報告書の報告事項として、本業務、自主事業の収支実績を報告することとなっている。

【意見】

当該施設の月次の業務報告書において本業務、自主事業の収支実績が報告されていなかった。月次の報告期日は翌月 10 日までとなっており、支払書類が届くタイミングを考

慮すると、支出の実績を期日までに報告することは現実的に厳しいものとなっている。月次の報告事項について指定管理者と協議を行い、実情に則した仕様書を作成すべきである。

⑤事業報告書の金額の記載について

事業報告書の金額の記載について、過去より千円単位での報告を行っている。

【意見】

納付金の算出にも影響が及ぶため、正確な金額を把握するように円単位での報告を行うべきである。

⑥事業報告書の期日について

当該施設においては各報告書の期日が仕様書で、年度事業報告書については年度終了後50日以内、上半期事業報告書については上半期終了後1月以内、四半期収支状況報告書については四半期終了後1月以内、月次業務報告書については翌月10日以内と定められている。

【意見】

仕様書で各報告書の期日が定められているが、期日内に報告がなされていないもの、及び福井市の受領印が押されておらず、いつ報告書を受領したのか不明であるものが存在した。指定管理者からの報告を受け、福井市が迅速に対応できるように各報告書の期日は遵守すべきである。また、報告期日が遵守されていることを明確化するためや、所属モニタリング、第三者モニタリングにおいて事後的に報告期日の確認を行うためにも、福井市がいつ報告書を受領したか受領印を押して管理すべきである。

⑦修繕の実施状況について

当該施設の会議室の障子が破れている箇所や、体育館の設備のゴムが取れ金属片が剥き出しになっている箇所が存在した。指定管理者側は認識しているが収支結果が赤字により、修繕対応ができていない現状であった。

【意見】

適時適切な修繕を行うことにより、利用者へのサービスの向上、利用者満足度が上昇する結果につながる。また、修繕が行われなかったことにより利用者が怪我をすれば、責任問題へと発展する恐れがある。施設の利用に関して直接影響を及ぼすような箇所は早急に修繕を行うべきである。

[会議室の障子が破れている]



[ゴムが取れ金属が剥き出しになっている]



⑧備品台帳と現物の管理について

福井市が貸与している備品（I種備品）については、福井市の備品シールを添付することとなっている。また、別途指定管理者が備品台帳を作成し管理を行うこととなっている。

【意見】

福井市が貸与している備品（I種備品）について、現物に備品シールが貼ってあるにも関わらず備品台帳に上がっていないものや、壊れており今後も使用が見込まれない備品について財産処分の手続きがなされておらず備品台帳に上がり続けているものが存在した。福井市が貸与している備品を指定管理者が適時適切に把握し、貸与備品の管理に関して福井市と指定管理者との間で認識の相違が発生しないように、少なくとも毎年1回は備品台帳と現物の一致を確認し、備品台帳を整備すべきである。また、壊れており今後も使用が見込まれない備品については適時に福井市に報告を行い、財産処分の手続きを行うべきである。

[備品シールが添付されているが備品台帳に記載がない備品]



[壊れて使用できないが財産処分の手続きがなされていない備品]



⑨本社経費について

収支報告書上、本社経費として3,000千円が計上されている。

【意見】

本社経費について、概算での計上となっており、具体的な算定根拠はない。なお、納付金制度ではあるが、本社経費の影響を排除しても収支はマイナスであり納付金は発生せず、指定管理料もとっていないため、本社経費について収支報告書に計上されているものの納付金や指定管理料に影響はない。

8. 福井市美山楽く楽く亭

(1) 概要

所在地	福井市市波町第 26 号 15 番地
施設ホームページ URL	http://www.mirakurutei.jp/rakurakutei/rakurakutei.asp
所管課	地域包括ケア推進課
施設の設置根拠条例等	福井市美山楽く楽く亭の設置及び管理に関する条例、同施行規則
施設の設置目的	市民の福祉の向上及び充実を目指し、高齢者等の生きがい及び健康づくりのため
設置年月	平成 3 年 5 月
営業時間	午前 9 時から午後 4 時まで
構造	本館棟 木造 温水プール棟・車庫 鉄骨造 渡り廊下・屋外便所 木造 機械室棟 RC 造
建物規模（延べ床面積、階）	延べ 1,861 ㎡ 本館棟 2 階建 温水プール棟・車庫 平屋建 渡り廊下・屋外便所 平屋建 機械室棟
敷地面積	7,932 ㎡
指定管理者名	越前健康開発有限会社
指定期間	平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
公募・非公募の区分	公募
応募者数	3

収支の状況（単位：円）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<収入>			
指定管理料	22,100,000	22,100,000	20,695,662
利用料金	1,784,382	1,713,605	2,051,036
その他	3,328,196	3,229,456	3,325,378
収入合計	27,212,578	27,043,061	26,072,076
<支出>			
納付金	—	—	—
人件費	5,656,611	6,107,948	6,713,779

委託費	8,733,514	8,559,095	8,151,344
その他	10,313,674	11,218,907	10,601,501
支出合計	24,703,799	25,885,950	25,466,624
差引	2,508,779	1,157,111	605,452
利用者数（人）	13,325	12,845	13,607

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 入館料、部屋使用料
自主事業の有無及び概要	有 高齢者向け講座、イベント開催など
備考	

当該施設は指定管理者制度導入3期目であり、公募の結果3期とも現在の指定管理者である越前健康開発有限会社が指定管理者となっている。福井市施設マネジメントアクションプラン第1期（素案）での方針は公の施設としての設置意義が薄れているとともに、採算性が低く、財政的な負担が大きいため、指定管理期間満了以降に、施設の機能を廃止する方針となっている。

[施設の写真]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	—	—	—	
雑入	53,167	—	—	駐車場転貸(～平成 28 年度)
市債	—	—	—	
収入合計	53,167	—	—	
<支出>				
需用費	—	1,666	—	平成 29 年度指定管 理者選定委員会
委託料	22,206,380	23,217,332	20,922,468	指定管理料他
使用料及び賃借料	1,710,729	1,710,729	1,678,140	土地賃借料、AED リース
工事請負費	755,460	726,840	486,000	
備品購入費	—	—	—	
報酬	—	137,500	—	平成 29 年度指定管 理者選定委員会
支出合計	24,672,569	25,794,067	23,086,608	
コスト(支出-収入)	24,619,402	25,794,067	23,086,608	
利用者数(人)	13,325	12,845	13,607	
一人当たりコスト	1,847	2,008	1,696	

[増減分析]

平成 30 年度は当該施設の利用料収入の増加、経費の削減を見込み、指定管理料を見直した結果、減少している。平成 29 年度は県内における豪雪や土砂崩れの影響から利用者数が減少し、一人当たりコスト負担額は増加した。

(3) 監査結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

当該施設において、平成 30 年度の要求基準は「入館者数につき、指定管理期間の年間平均 13,568 人以上。」と設定されており、実績値は以下のとおりである。

	平成 19 年度 (導入前)	平成 20～24 年度	平成 25～29 年度	平成 30 年度
利用者数 (人)	13,895	13,154	13,117	13,607
利用料金 (千円)	1,964	1,885	1,777	1,785

【意見】

指定管理者制度を導入して以来、利用者数はそれほど大きく増減しておらず、導入の成果があったかと言えば判断が難しい状況となっている。これは、当該施設が当初より地域に根付いた高齢者福祉施設であり、地域の利用客の固定化による地域外からの新規利用客の減少、高齢化による利用頻度の減少が原因である。

市民の福祉の向上及び充実を目指し、高齢者等の生きがい及び健康づくりのためとの当初の設置目的の観点では達成していると考えられるが、収支や一人当たりのコストの観点からは福井市施設マネジメントアクションプラン第 1 期（素案）にも挙げられているように施設の在り方について今後の方針を厳格に決定すべきである。

②仕様書で求められている必要な点検、検査事項について

仕様書では年 1 回、濾過機保守点検、煤煙濃度測定等の点検が義務付けられている。

【意見】

当該施設において、年 1 回の濾過機保守点検、煤煙濃度測定等の点検が仕様書にて義務付けられているが、指定管理者からの報告書では実施されたかどうかも含め、記載がなされていなかった。必要な点検、検査事項を遵守していないと、万が一利用客の身に危険が及べば責任問題へと発展する恐れがある。指定管理者が実際に点検、検査を行っているかどうかを確認し、行われていない場合には理由を報告書に記載すべきである。また、所属モニタリングにおいても当該確認を行うべきである。

③事業報告書の期日について

当該施設においては各報告書の期日が仕様書で、年度事業報告書については年度終了後 2 月以内、上半期事業報告書については上半期終了後 1 月以内、四半期収支状況報告書については四半期終了後 1 月以内、月次業務報告書については翌月 10 日以内と定められている。

【意見】

仕様書で各報告書の期日が定められているが、福井市の受領印が押されておらず、いつ報告書を受領したのか不明であるものが存在した。報告期日が遵守されていることを明

確化するためや、所属モニタリング、第三者モニタリングにおいて事後的に報告期日の確認を行うためにも、福井市がいつ報告書を受領したか受領印を押して管理すべきである。

④備品台帳の整備と現物の管理について

福井市が貸与している備品（I種備品）については、福井市の備品シールを添付することとなっている。また、別途指定管理者が備品台帳を作成し管理を行うこととなっている。

【意見】

福井市が貸与している備品（I種備品）について、現物が無いものや、壊れており今後も使用が見込まれない備品について財産処分の手続きがなされておらず備品台帳に上がり続けているものが存在した。福井市が貸与している備品を指定管理者が適時適切に把握し、貸与備品の管理に関して福井市と指定管理者との間で認識の相違が発生しないように、少なくとも毎年1回は備品台帳と現物の一致を確認し、備品台帳を整備すべきである。また、壊れており今後も使用が見込まれない備品については適時に福井市に報告を行い、財産処分の手続きを行うべきである。

[壊れて使用できないが財産処分の手続きがなされていない備品]



[備品台帳と現物との数量が異なる備品]



9. 福井市聖苑

(1) 概要

所在地	福井市安田町 11 号 1 番地
施設ホームページ URL	http://www.city.fukui.lg.jp
所管課	健康管理センター
施設の設置根拠条例等	福井市聖苑条例
施設の設置目的	市民の公衆衛生の向上及び福祉の増進
設置年月	平成 11 年 10 月 供用開始
営業時間	午前 9 時から午後 5 時
構造	RC 造
建物規模（延べ床面積、階）	延べ床面積：4,675.39 m ² 地上 2 階建て
敷地面積	46,670.49 m ²
指定管理者名	株式会社法美社
指定期間	平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
公募・非公募の区分	公募
応募者数	1

収支の状況（単位：円）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<収入>			
指定管理料	76,028,000	67,900,000	67,900,000
利用料金	7,630,800	7,396,400	7,421,800
その他	2,235,421	2,315,547	2,219,116
収入合計	85,894,221	77,611,947	77,540,916
<支出>			
納付金	—	—	—
人件費	42,617,598	41,143,993	40,621,341
委託費	38,223,741	29,296,111	30,740,208
その他	1,654,354	1,812,603	1,875,356
支出合計	82,495,693	72,252,707	73,236,905
差引	3,398,528	5,359,240	4,304,011
利用者数（人）	3,240	3,270	3,139

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 式場、待合室等施設利用料金
自主事業の有無及び概要	有

	待合棟における喫茶事業
備考	

[施設の写真]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	41,450,000	41,371,470	38,372,710	
雑入	2,400	2,700	3,900	
市債	—	—	3,700,000	火葬炉修繕
収入合計	41,452,400	41,374,170	42,076,610	
<支出>				
報酬	161,500	—	—	
需用費	8,455,298	17,921,088	20,648,844	
委託料	78,420,740	70,967,740	70,967,740	
工事請負費	—	1,080,000	—	
支出合計	87,037,538	89,968,828	91,616,584	
コスト(支出一収入)	45,585,138	48,594,658	49,539,974	
利用者数(人)	3,240	3,270	3,139	
一人当たりコスト	14,069	14,860	15,782	

[増減分析]

平成 29 年度より燃料費について指定管理者負担から福井市負担へと変更となったことにより需用費が増加するとともに、指定管理料の減額により委託料が減少する結果となっている。

(3) 監査の結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

本指定管理における平成 30 年度の要求基準は、協定書において、アンケート全項目で「良い」以上の回答割合が指定期間平均 84.5%以上を満たすことと規定されており、実績値は以下のとおりである。

アンケート結果	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
悪い回答率※	0.48%	0.24%	—	—
良い以上の回答率	—	—	88.77%	89.08%

※：平成 27 年度及び平成 28 年度はアンケートの全ての項目（5 項目）で「悪い」の回答を 3%以下にするという要求基準となっていたが、平成 29 年度以降は「良い」以上の評価と要求基準が変更となっている。そのため、平成 27 年度、平成 28 年度は、「悪い」の評価の実績を記載している。

【意見】

要求基準として、アンケート全項目で「良い」以上の評価を設定しているが、そもそも、実績としてのアンケートの回収率は 2 割前後（現在は、アンケートの回収方法の変更により回収率は向上している）であり、指定管理者の運営状況が目的に沿って実施されているかどうか判断するには、回収率が不足している状況である。

本指定管理の事業から考えると、「良い」という評価を求めるよりも、むしろ、問題がなかった、すなわち、「悪い」という評価がなかったことを重視するほうが、問題なく業務が遂行されていたと判断することができると考えられる。要求基準について、「悪い評価」を基準とする方が良いというのが外部監査人の意見である。

②修繕費用の負担について

修繕費用の負担については、協定書において、以下のとおり規定されている。

「指定管理者が負担する修繕費の額は、年間 1,836,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）とし、1 件当たり 60 万円（消費税及び地方消費税を含む）以上が見込まれる場合については、市が負担することとする。ただし、年間 1,836,000 円に満たなかった場合は年度最終支払時に実績に基づき清算することとする。」

平成 30 年度において修繕費実績は 1,842,180 円と 1,836,000 円を超えている。

【意見】

修繕費について、平成 30 年度を含む過去の年度において、超過分を福井市が負担したことはない状態である。協定書どおりの運用が実施されていないことから、今後、協定書に基づいて、修繕費の精算を毎年度実施する運用の徹底を図るか、もしくは、実態に応じて、協定書の記載内容を見直す必要がある。

③自主事業について

公衆電話の利用料や福井新聞弔電サービス「わたつくす」のサービス料（2019年9月末サービス終了）について、その他収入として計上されていた。

【意見】

協定書においては、利用者の利便を妨げない範囲で施設の設置目的に即した指定管理者による自主事業を実施することができるかとされている。公衆電話及び弔電サービス「わたつくす」については、いずれも利用者の利便性の向上の観点から、指定管理者が独自に実施しているサービスであることから、協定書に基づき、自主事業の収入として計上する方が適切である。

④再委託について

本指定管理施設に利用者が宿泊する際の警備については、指定管理者である法美社に委託を行う形となっている。また、機械警備や特殊なメンテナンスも法美社に委託している状況となっている。当該会社においては部門別会計を実施しており、他部門からの依頼に応じて業務を実施しているとの事である。なお、当該委託においては、一般の定価に基づき、指定管理者の経費として処理されている。

また、同一法人内における別部門との取引は、制度上委託には該当しないが、指定管理者が仕様書の内容を誤認し、担当所属課に対して承認申請を行っていた。さらに、担当所属課も警備は、主たる業務に該当しないということのみを確認し、承認を実施していた。

【意見】

指定管理者の経費に指定管理者内部への支出が発生する場合、利害関係者となることから、客観的な観点から問題があると考えられる。また、制度上、委託に該当しない取引が再委託として承認が実施されていたことから、再委託として承認申請が必要な業務に同一法人内の取引は含まれないことを周知徹底することが必要である。

さらに、業務内容から、結果として指定管理者内部への委託になることも想定されるが、その場合には、福井市へ再委託の承認申請を行う際には、相見積もりの提出を求めるなど、支出内容が客観的にも問題ない数字かどうかを判断できる環境を整えることが必要である。

⑤仕様書について

仕様書において、防火管理者の資格を有するものを選任・配置することとの記載はあるものの、その他の必要な資格については明記されていない。

【意見】

本指定管理施設においては、地下タンクの燃料を扱うことから、危険物取扱者 乙種 4類の資格を有していることが必要となる。本指定管理者になるにあたり、当然に必要な資格がある場合には、当該資格についても仕様書に明記しておくことが望ましい。

⑥現金預金の管理について

現金の管理について、指定管理者に確認したところ、出納帳と現物との確認を実施した結果を確認できる資料が残っていない状況であった。

【意見】

現金については、誤りが発生しやすいものであることから、日々担当者だけでなく、別の担当者や上長による確認を実施することが必要であり、また、当該確認を実施した結果としての証跡も残しておくことで、客観的に第三者にも管理状況を説明することが可能となる。そのため、今後は、現物と出納帳の残高を二重でチェックしていることがわかるように金種表などの証憑を作成、保存することが必要である。

⑦収支決算報告について

指定管理者から福井市に提出する収支報告書において、収入は消費税及び地方消費税込みの数字が計上されているにもかかわらず、支出項目の租税公課に消費税等は含まれていなかった。

【意見】

収支報告書を税込みにより作成する場合、経費として消費税を計上しなければ、指定管理者が負担している消費税が適切に計上されないこととなる。

指定管理者から福井市が提出を受ける収支報告書の数字は、次期指定管理期間の指定管理料の積算や指定管理者にとってインセンティブを管理する上で非常に重要な数字となる。そのため、本指定管理業務に係る収支については、網羅的かつ正確に集計報告を受けることが必要である。指定管理者に対して、税込み報告であれば消費税の計上が必要であるなど、適正な数字での報告の徹底を図ることが必要である。

10. 福井市国民宿舎鷹巣荘

(1) 概要

所在地	福井市蓑町 3-11-1
施設ホームページ URL	http://www.takasusou.jp
所管課	おもてなし観光推進課
施設の設置根拠条例等	福井市国民宿舎鷹巣荘の設置及び管理に関する条例
施設の設置目的	市民及び観光客の保養と健康増進に資するため
設置年月	昭和 44 年 7 月
営業時間	朝風呂 午前 6 時から午前 9 時まで 日帰り入浴 午前 10 時から午後 8 時まで 宿泊 午後 3 時から翌午前 10 時まで 休憩 午前 10 時から午後 2 時まで
構造	鉄筋コンクリート
建物規模（延べ床面積、階）	1,864 m ² 地上 2 階 地下 1 階
敷地面積	8,135.05 m ²
指定管理者名	株式会社フードサービス福井
指定期間	平成 26 年 11 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
公募・非公募の区分	公募
応募者数	2

収支の状況（単位：円）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<収入>			
指定管理料	—	—	—
利用料金	157,718,338	158,630,914	157,564,894
その他	2,173,468	3,046,937	2,286,788
収入合計	159,891,806	161,677,851	159,851,682
<支出>			
納付金	3,706,380	3,609,840	4,121,100
人件費	49,350,881	52,402,825	53,716,203
委託費	1,628,741	770,040	940,939
その他	91,325,646	91,086,838	87,314,093
支出合計	146,011,648	147,869,543	146,092,335
差引	13,880,158	13,808,308	13,759,347
利用者数（人）	41,238	42,510	42,391

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 宿泊・休憩室料、食事代、入浴料ほか
自主事業の有無及び概要	有 露天風呂新設、バーベキュー場の設置など
備考	

当該施設は平成 17 年 10 月より指定管理者制度が導入されている。1 期が 5 年間の指定管理期間となっており、平成 26 年 11 月より第 3 期目の指定管理期間となっている。第 1 期目より、株式会社フードサービス福井が継続して管理を行っている。

福井市施設マネジメントアクションプラン第 1 期（素案）では民営化の方針となっており、令和元年 10 月より民間譲渡先の公募手続きが開始され、令和 2 年 4 月からの民営化を予定している。

[施設の写真]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
納付金	3,706,380	3,609,840	4,121,100	
収入合計	3,706,380	3,609,840	4,121,100	
<支出>				
需用費（修繕）	642,435	678,259	742,559	電気料
委託料	586,440	324,000	243,000	定期点検ほか
使用料及び賃借料	3,000	3,000	3,000	案内看板
工事請負費	－	1,622,160	－	污水配管更新ほか
支出合計	1,231,875	2,627,419	988,559	
コスト（支出－収入）	△2,474,505	△982,421	△3,132,541	
利用者数（人）	41,238	42,510	42,391	※
一人当たりコスト	△60	△23	△74	

※ 利用者数は宿泊利用、休憩利用、日帰り利用の合計

[増減分析]

毎年度、支出を上回る納付金の収入があり、指定管理者及び福井市の双方にとって黒字での運営となっている。なお、協定書において、一定の額を超える修繕費を指定管理者が負担した場合、その超過額を納付金より控除することとなっており、平成 28 年度及び平成 29 年度の納付金はそれぞれ 414 千円及び 511 千円が控除されているため、平成 30 年度に比べて少なくなっている。

(3) 監査結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

当該施設において、平成 30 年度の要求基準は以下のとおり設定されている。

- ・ 宿泊利用者数・・・・・・・・・・・・・・・・年間 7,300 人
- ・ 事業収入金額（入湯税・消費税除く）・・・・年間 90,000 千円

実績値は以下のとおりである。

	平成 17 年度 (導入前)	平成 18～ 21 年度	平成 22～ 24 年度	平成 26～ 30 年度
宿泊利用者数 (人)	10,283	12,850	10,586	9,419
休憩利用者数 (人)	1,418	2,312	2,270	3,949
日帰り利用者数 (人)	—	29,269	25,887	28,314
事業収入金額 (千円)	—	—	—	146,660

- ※ 平成 17 年 10 月より指定管理者制度導入
- ※ 平成 26 年 11 月よりリニューアルし、客室数を 22 室から 12 室へ縮小し営業を行っているため、宿泊者数は減少している。
- ※ 平成 24 年 4 月～平成 26 年 10 月はリニューアル工事のため休館であった。
- ※ 平成 17 年度の日帰り利用者数はデータがない。
- ※ 平成 24 年度までの事業収入金額はデータがない（リニューアル前後で状況が大きく異なるとして、モニタリング結果報告書においてもリニューアル前のデータを記載していない）。

【意見】

指定管理者制度導入後において、利用者数は増加傾向にあり、特に、リニューアルを行った後の平成 26 年度以降は、客室数が減少しているものの、稼働率が高まり、効率的な運営となっている。また、サービスが向上したとの評価も多くあり、指定管理者制度を導入した成果があったものと判断できる。

従前は赤字運営であったものの、指定管理者制度導入により黒字化したとの話もあったが、毎年度の福井市としてのコスト（総収入－総支出）を比較したような分析はなされず、実際にどのように収支が変化したかを把握することはできなかった。指定管理者制度の導入目標の一つは福井市にとってのコスト削減であるため、その観点での分析・評価もなされるべきである。

②指定管理報告について

指定管理業務仕様書では、業務の実施状況に関する報告として、月次報告（翌月 15 日まで）、四半期報告（1 か月以内）、上半期報告（1 か月以内）、年度事業報告（2 か月以内）などを求めている。

【意見】

各報告における記載事項の一部について記載されていない、又は記載が十分ではないものがあつた。

- ・月次報告：稼働率、従業員の勤務日数等
- ・四半期報告：自動販売機の売上数量
- ・年度事業報告：稼働率、地域振興における具体的な取り組みの結果（地元からの仕入及び地場製品の販売など地域資源の活用、地域観光資源との連携など）

各報告が仕様書に従った内容となっているか十分に確認をすべきである。また、仕様書に記載があるものの実際には記載が不要である事項がある場合には、仕様書を見直すべきである。なお、年度事業報告における地域振興における具体的な取り組みの結果の記載は、基本協定書において求められているものの、仕様書における各報告書の記載事項としては記載されておらず一覧性がないため、仕様書の記載事項に網羅的に記載事項を列挙することが適当である。

なお、月次報告について、福井市の受付印が押印されていなかった。E-メールでの提出であったため押印を省略しているとのことであるが、報告受領時には受付印を押印又は提出日がわかるメール本文などと併せて保存するようにすべきである。

③自主事業について

指定管理者が実施している業務のうち、仕様書に定められた指定管理業務以外のものには次のようなものがある。

- ・事業計画書に記載されている自主事業（露天風呂新設、地引網体験プラン、送迎バス導入、バーベキュー場設置、釣り具レンタルなど）
- ・多様な宿泊プランの設定
- ・売店、レストラン、酒・飲料提供
- ・カラオケ、麻雀
- ・自動販売機設置

指定管理業務として定められているもの以外に実施する事業は基本的に自主事業として扱われ、協定書では、その実施に際しては、自主事業実施計画書を提出し、事前に福井市の承認を受けることとされている。また、四半期、上期、年度の事業報告においては、その実施状況及び収支の状況を報告することとされている。

しかし、事業計画書に記載されている自主事業以外のものについて、事業計画書への記載や自主事業実施計画書などの提出もなく、福井市の事前承認はなされていない。また、事業報告においても、実施状況の記載はなく、収支の状況については本業務と一体で報告され明確に区別されていない。福井市側の取扱いとしても、要求基準としての事業収入や納付金算定の基礎となる事業収入に、これらの自主事業の収入を含める想定となっており、本業務と自主事業を区分しない取扱いとなっている。

このような取り扱いとなっている理由について確認したところ、これらの業務は温泉宿において通常実施されているものであり、指定管理者制度導入前においても当該施設で実施されていた業務であるため、自主事業というよりは本業務の一部のように認識されているとのことであった。

【意見】

自主事業を本業務と区分し、承認手続きを経て実施を許可する目的としては、責任と費用負担の範囲を明確にし、またその内容が不適切ではないか確認することにある。過去から継続して当然のように実施している業務であっても、指定管理者と福井市の双方が責任と費用の範囲及び実施内容を改めて確認するために、所定の手続きを経て実施することが適当である。もしくは、当然のように実施する業務であれば、指定管理業務に含めることも考えられる。

収支の状況の報告については、当該施設に関しては指定管理料の設定はなく、納付金算定においても自主事業収入をも対象としていることから、明確に収支を区分する必要性は少ないため、現状の収入のみ項目を分ける方法でも支障はない。ただし、実績としてどの内容で、どの程度の自主事業が行われたのか、福井市として把握し管理することは必要であるため、実施状況の報告として、具体的な内容と定量的な記載を求めることが必要である。もしくは、報告としては最小限にとどめ、毎年度の所管課モニタリングの際に実施状況を確認するような方法も考えられる。いずれにしても、現状の仕様書で求める報告内容と実際の報告内容が異なるため、仕様書の見直し及び報告記載内容の改善が必要である。

なお、事業計画書に記載されている自主事業に関する実施状況の報告について、自主事業を開始する際の初期投資の状況などについては記載があるが、その後の利用状況などが十分に記載されていない。毎年度の各事業の実施状況が分かるように記載を求めるべきである。

④ 本社経費について

指定管理者の収支実績の報告において、毎年度、2～3 百万円程度の本社負担金が支出として計上されている。指定管理者はその企業グループで複数の施設の指定管理などを行っており、それら施設について一括で広告を行うなど、本社で負担している費用がある。その負担金として本社が各施設から徴収しているものであり、事業収入の数%（年度、施設ごとに掛け率は異なる）と算出されている。

福井市としては、本社経費自体の計上は指定管理者の方針に委ねており、どのような性質のものを計上可能か特段のルールは設けていない。しかし、指定管理料又は納付金を設定する際の積算からは本社経費を除外することとしており、曖昧な性格のものが指定管理料又は納付金の算定根拠となることはないとしている。

【意見】

収支実績の報告は、事業の結果を把握するものとして重要であり、また、次の指定管理

期間の収支を見込み、指定管理料又は納付金設定の際の参考とするものである。収支実績に含める支出は、当該指定管理業務を実施するために真に必要な費用に限定するべきであり、根拠が曖昧であり、利益留保的な性格の本社経費などは計上すべきではない。一方で、本社が負担している経費にも、当該事業に直接的に必要な経費であり明確な根拠をもって計上できるがものもあると思われ、そういったものまで除外することは適切ではなく、本社経費又はその性質に応じた費目において計上されるべきである。福井市において本社経費の計上ルールを明確に定めることが適当である。

⑤施設の管理状況について

施設現地を視察したところ、海を見渡すように設置された食堂の窓が相当に汚れており、海を快適に展望できない状態であった。立地の特性により塩害などで汚れ、劣化が進みやすい環境にあるため、清掃・保守などを頻繁に行う必要があるが、現状では、サッシが老朽化し窓を開けることもできず、日常的な清掃もできない状態とのことであった。

[サッシの状況]



なお、平成24年4月～平成26年10月にかけて、当該施設は大規模なリニューアル工事を行っている。現指定管理者は当時も管理を担っていたため、食堂窓の改修の必要性を感じていたものの、管理者としての意見を福井市側に伝える機会がなかったとのことであった。

【意見】

特殊な環境にある施設・設備であり、清掃・保守をどのように実施するか、指定管理者及び福井市において、より慎重な検討をすべきであった。

なお、平成24年からのリニューアル工事に際して、当時、どのような形で指定管理者の意見を聴取したか不明であるが、管理を行っている現場の意見は重要であり、施設の保守・改修などに際しては指定管理者の意見を十分に参考にして実施することが必要である。

1 1. 福井市美山森林温泉みらくる亭

(1) 概要

所在地	福井市市波町 38-2
施設ホームページ URL	http://www.mirakurutei.jp/
所管課	おもてなし観光推進課
施設の設置根拠条例等	福井市美山森林温泉みらくる亭の設置及び管理に関する条例
施設の設置目的	市民及び観光客の保養と健康増進に資するため
設置年月	平成元年 7 月
営業時間	朝風呂 午前 6 時から午前 9 時まで 日帰り入浴 午前 10 時から午後 9 時まで (火のみ午後 3 時 30 分から) 宿泊 午後 4 時から翌午前 10 時まで
構造	管理棟 RC 造 (一部木造)、宿泊棟浴室棟木造
建物規模 (延べ床面積、階)	3,671 m ² 、地上 2 階、搭屋 1 階
敷地面積	21,399 m ²
指定管理者名	越前健康開発有限公司
指定期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
公募・非公募の区分	非公募
応募者数	—

収支の状況 (単位：円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
< 収入 >			
指定管理料	—	—	—
利用料金	166,342,952	160,066,846	162,956,708
その他	2,178,014	2,178,787	2,187,378
収入合計	168,520,966	162,245,633	165,144,086
< 支出 >			
納付金	3,456,157	3,327,744	2,651,574
人件費	46,856,052	49,634,649	50,861,754
委託費	9,888,113	9,188,165	8,663,411
その他	102,495,750	99,874,599	99,583,028
支出合計	162,696,072	162,025,157	161,759,767
差引	5,824,894	220,476	3,384,319
利用者数 (人)	46,171	43,226	43,221

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 宿泊料、休憩料、入浴料ほか
自主事業の有無及び概要	有 貸切風呂設置、食堂個室設置、洋式トイレ設置など
備考	

当該施設は平成 19 年 10 月より指定管理者制度を導入している。当初は 1 期が 5 年間の指定管理期間であったが、営業休止を予定しているため、直近では 1 年間の指定管理期間となっている。指定管理者制度導入前は市直営（平成 18 年 2 月までは旧美山町の管理）であったが、制度導入後は越前健康開発有限会社が継続して管理を行っている。

福井市施設マネジメントアクションプラン第 1 期（素案）では民営化の方針となっており、令和 2 年 4 月から休館することを公表している。

[施設の写真]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
納付金	3,456,209	3,327,744	2,651,574	
収入合計	3,456,209	3,327,744	2,651,574	
<支出>				
需用費	397,880	874,200	498,960	シロアリ床修繕 ほか
委託料	1,144,800	3,453,200	248,400	ポンプ保守点検 ほか
使用料及び賃借料	2,539,033	2,539,033	2,518,799	借地料ほか
工事請負費	1,721,340	745,200	—	食堂屋根修繕ほ か
備品購入費	383,400	—	—	真空包装機
支出合計	6,186,453	7,611,633	3,266,159	
コスト（支出－収入）	2,730,244	4,283,889	614,585	
利用者数（人）	46,171	43,226	43,221	※
一人当たりコスト	59	99	14	

※ 利用者数は宿泊利用、休憩利用、日帰り利用の合計

[増減分析]

指定管理者からの納付金収入が安定的にあるものの、建物・機器の老朽化に伴う修繕費、保守点検料などが散発的に発生しており、一人当たりのコスト負担額は増減している。なお、協定書において、一定の額を超える修繕費を指定管理者が負担した場合、その超過額を納付金より減算することとなっており、平成 30 年度においては 737 千円が控除されているため、納付金の額が減少している。

(3) 監査結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

当該施設において、平成 30 年度の要求基準は次のとおり設定されており、これらを下回ることはないよう利用者数の向上に努めることとされている。

- ・ 宿泊利用者・・・年間 10,000 人
- ・ 休憩利用者・・・年間 5,000 人
- ・ 日帰り入浴利用者数・・・年間 25,000 人

実績値は以下のとおりである。

	平成 19 年度 (導入前)	平成 20～ 24 年度	平成 25～ 29 年度	平成 30 年度
宿泊利用者数 (人)	8,188	10,579	11,577	12,571
休憩利用者数 (人)	—	5,342	5,325	4,175
日帰り入浴利用者 数 (人)	43,183	34,638	27,812	26,475

※ 平成 19 年 10 月より指定管理者制度導入

【意見】

傾斜地にあり階段が多い構造の施設であるため、地元住民の高齢化などに伴い、日帰り入浴利用者は減少傾向にある。一方で、県外利用者が多い宿泊利用者は増加傾向にある。これは、民間ノウハウを活用したサービス向上や、利用プランの創意工夫、広告宣伝など、指定管理者の努力により施設の知名度及び評価が高まったことに起因していると思われる。制度導入による成果があったものと評価できる。

なお、指定管理者制度以前の市としてのコスト（総収入－総支出）との比較という分析はなされていない。指定管理者制度の導入目標の一つは福井市にとってのコスト削減であるため、その観点での分析・評価もなされるべきである。

②指定管理報告などについて

指定管理業務仕様書では、業務の実施状況に関する報告として、月次報告（翌月 15 日まで）、四半期報告（1 か月以内）、上半期報告（1 か月以内）、年度事業報告（2 か月以内）などを求めている。

【意見】

月次報告において稼働率の記載がないなど、仕様書に定められた事項の一部が記載されていないものがあつた。各報告が仕様書に従った内容となっているか十分に確認をすべきである。

月次報告、四半期報告、上半期報告について、福井市の受付印が押印されていなかった

た。Eメールでの提出であったため押印を省略しているとのことであるが、報告受領時には受付印を押印又は提出日がわかるメール本文などと併せて保存するようにすべきである。

③自主事業について

指定管理者が実施している業務のうち、仕様書に定められた指定管理業務以外のものには次のようなものがある。

- ・事業計画書に記載されている自主事業（露天風呂設置、送迎バス増車、Wi-Fi 機器レンタル、地域優待パスポート、温泉イベントなど）
- ・多様な宿泊プランの設定
- ・売店、レストラン、酒・飲料提供
- ・カラオケ、麻雀
- ・自動販売機設置

指定管理業務として定められているもの以外に実施する事業は基本的に自主事業として扱われ、協定書では、その実施に際しては、自主事業実施計画書を提出し、事前に福井市の承認を受けることとされている。また、四半期、上期、年度の事業報告においては、その実施状況及び収支の状況を報告することとされている。

しかし、事業計画書に記載されている自主事業以外のものについて、事業計画書への記載や自主事業実施計画書などの提出もなく、福井市の事前承認はなされていない。また、事業報告においても、実施状況の記載はなく、収支の状況については本業務と一体で報告され明確に区別されていない。福井市側の取扱いとしても、要求基準としての事業収入や納付金算定の基礎となる事業収入に、これらの自主事業の収入を含める想定となっており、本業務と自主事業を区分しない取扱いとなっている。

このような取り扱いとなっている理由について確認したところ、これらの業務は温泉宿において通常実施されているものであり、指定管理者制度導入前においても当該施設で実施されていた業務であるため、自主事業というよりは本業務の一部のように認識されているとのことであった。

【意見】

自主事業を本業務と区分し、承認手続きを経て実施を許可する目的としては、責任と費用負担の範囲を明確にし、またその内容が不適切ではないか確認することにある。過去から継続して当然のように実施している業務であっても、指定管理者と福井市の双方が責任と費用の範囲及び実施内容を改めて確認するために、所定の手続きを経て実施することが適当である。もしくは、当然のように実施する業務であれば、指定管理業務に含めることも考えられる。

収支の状況の報告については、当該施設に関しては指定管理料の設定はなく、納付金算定においても自主事業収入をも対象としていることから、明確に収支を区分する必要性

は少ないため、現状の収入のみ項目を分ける方法でも支障はない。ただし、実績としてどの内容で、どの程度の自主事業が行われたのか、福井市として把握し管理することは必要であるため、実施状況の報告として、具体的な内容と定量的な記載を求めることが必要である。もしくは、報告としては最小限にとどめ、毎年の所管課モニタリングの際に実施状況を確認するような方法も考えられる。いずれにしても、現状の仕様書で求める報告内容と実際の報告内容が異なるため、仕様書の見直し及び報告記載内容の改善が必要である。

なお、事業計画書に記載されている自主事業に関する実施状況の報告について、露天風呂付き客室の利用状況など一部の自主事業については記載があるが、その他の事業については毎年の利用状況などが十分に記載されていない。各事業の実施状況が分かるように記載を求めるべきである。

④ 本社経費について

指定管理者の収支実績の報告において、毎年度、2百万円程度の本社管理費が支出として計上されている。指定管理者はその企業グループで複数の施設の指定管理などを行っており、それら施設について一括で広告を行うなど、本社で負担している費用がある。その負担金として本社が各施設から徴収しているものであり、事業収入の数%（年度、施設ごとに掛け率は異なる）と算出されている。

福井市としては、本社経費自体の計上は指定管理者の方針に委ねており、どのような性質のものを計上可能か特段のルールは設けていない。しかし、指定管理料又は納付金を設定する際の積算からは本社経費を除外することとしており、曖昧な性格のものが指定管理料又は納付金の算定根拠となることはないとしている。

【意見】

収支実績の報告は、事業の結果を把握するものとして重要であり、また、次の指定管理期間の収支を見込み、指定管理料又は納付金設定の際の参考とするものである。収支実績に含める支出は、当該指定管理業務を実施するために真に必要な費用に限定するべきであり、根拠が曖昧であり、利益留保的な性格の本社経費などは計上すべきではない。一方で、本社が負担している経費にも、当該事業に直接的に必要な経費であり明確な根拠をもって計上できるものもあると思われ、そういったものまで除外することは適切ではなく、本社経費又はその性質に応じた費目において計上されるべきである。福井市において本社経費の計上ルールを明確に定めることが適当である。

1 2. 福井市越前水仙の里温泉波の華

(1) 概要

所在地	福井市蒲生町第 1 号 94 番地
施設ホームページ URL	http://www.fukui-naminohana.com
所管課	おもてなし観光推進課
施設の設置根拠条例等	福井市越前水仙の里温泉波の華の設置及び管理に関する条例
施設の設置目的	市民及び観光客の保養と健康増進に資するため
設置年月	平成 16 年 7 月
営業時間	午前 10 時から午後 10 時まで
構造	鉄筋コンクリート
建物規模（延べ床面積、階）	1,145.75 m ² 1 階・地下 1 階
敷地面積	2,000 m ²
指定管理者名	イワシタ物産株式会社
指定期間	平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日
公募・非公募の区分	公募
応募者数	3

収支の状況（単位：円）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<収入>			
指定管理料	26,500,000	26,000,000	26,000,000
利用料金	24,105,290	24,951,160	23,025,750
その他	16,454,562	16,981,661	11,901,990
収入合計	67,059,852	67,932,821	60,927,740
<支出>			
納付金	—	—	—
人件費	23,071,625	22,781,545	19,790,681
委託費	1,287,391	1,245,276	1,158,872
その他	37,366,077	38,568,647	37,892,806
支出合計	61,725,093	62,595,468	58,842,359
差引	5,334,759	5,337,353	2,085,381
利用者数（人）	57,554	59,087	56,352

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 入浴料、和室使用料、温泉スタンド配湯料ほか
--------------	--------------------------------

自主事業の有無及び概要	有 お食事処、物品売上等、自動販売機、サービス売上等
備考	

当該施設は平成 27 年度より指定管理者制度が導入されており、平成 30 年度は第 1 期指定管理期間の 4 年目である。公募の結果、3 者の応募があり、選定の結果イワシタ物産株式会社が指定管理者となっている。指定管理料は 5 年間で 131,241 千円（税込）となっている。福井市施設マネジメントアクションプラン第 1 期（素案）での方針は利用促進による施設の利活用推進である。

[施設の写真]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	—	—	—	
雑入	—	—	—	
収入合計	—	—	—	
<支出>				
需用費（修繕）	—	225,846	308,134	
委託料	26,505,400	26,496,800	30,190,400	指定管理料ほか
使用料及び賃借料	21,448	21,448	21,056	借地料
工事請負費	5,862,888	1,141,268	—	管漏水工事ほか
備品購入費	—	—	—	
役務費	—	28,720	28,720	自動車保険
公課費	—	20,000	20,000	
支出合計	32,389,736	27,934,082	30,568,310	
コスト（支出－収入）	32,389,736	27,934,082	30,568,310	
利用者数（人）	57,554	59,087	56,352	
一人当たりコスト	562	472	542	

[増減分析]

施設維持のための支出である工事請負費や委託費に増減があるものの、福井市にとってのコストに著しい増減はない。

(3) 監査結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

当該施設における平成30年度の要求基準は「年間利用者数53,000人を下回らないこと。」と設定されており、実績値は以下のとおりである。

	平成26年度 (導入前)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数(人)	48,412	59,333	57,554	59,087	56,352
利用料金(千円)	19,613	25,306	24,105	24,951	23,025

【意見】

指定管理者制度を導入した結果、利用者数は大きく伸びており、成果があったといえる。これは、営業時間延長や開館日の拡大によるものであり、指定管理者の努力によるものといえてよい。

一方で利用料金は一旦増加したものの、現在は横ばいもしくは減少傾向にある。指定管理者制度の導入目標の一つは福井市にとってのコスト削減である。長期的に考えれば利用料金の拡大は指定管理料の縮減につながるため、コスト削減に貢献する。要求基準に利用料金の目標値があることが望ましい。

【意見】

当該施設について、福井市施設マネジメントアクションプラン第1期(素案)において、サービス内容の見直し等により、利用を促進する方針となっている。施設の方針が利用促進である場合、福井市としての最終的な目標がどの程度であるのかについて指定管理者に明確に伝える必要がある。現在の制度で言えば要求基準がこれに該当する。しかし、現在設定されている要求基準はどちらかというと達成可能な目標値であり、長期的な最終目標ではない。長期目標についても指定管理者と情報共有すべきであろう。また、利用促進を図る際、指定管理者の意見を十分に取り入れる必要があるため、その点についても指定管理者と情報の共有を図っていく必要がある。

②指定管理報告について

事業報告の期日は上半期報告が上半期終了後1月以内、年度末が事業年度終了後2月以内、業務報告は、月次報告が翌月10日まで、四半期報告が四半期終了後1月以内となっている。

【意見】

月次報告について、平成30年11月分の報告が12月14日に提出されているなど、何件か報告遅れがあった。事業報告、業務報告について、仕様書及び協定書どおりに提出することが必要である。

福井市としての受付印が平成 30 年度はすべて押印されていたが、平成 29 年度以前は押印がないものがあった。期限を設けて報告を求めている以上、報告受領時には受付印を押印する必要がある。

③本社経費について

収支報告書上、本社経費として 2,222 千円が計上されている。

【意見】

本社経費について、概算での計上となっており、具体的な算定根拠はなかったため、福井市において本社経費の計上ルールを明確に定めることが適当と考える。

なお、納付金制度ではなく、次期以降の指定管理料の積算上も本社経費は含めないため、本社経費について収支報告書に計上されているものの納付金や指定管理料に影響はない。

1 3. 福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場

(1) 概要

所在地	福井県福井市赤坂 66-84
施設ホームページ URL	http://www.garagarayama.com/
所管課	おもてなし観光推進課
施設の設置根拠条例等	福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場の設置及び管理に関する条例
施設の設置目的	自然に親しむ野外活動の場を提供し、健康づくりの推進と地域の観光の発展に寄与するため
設置年月	平成 5 年 7 月開設（平成 29 年 3 月 23 日リニューアル）
営業時間	休憩 午前 9:00 から午後 5:00 まで 宿泊 コテージ 午後 3:00 から翌午前 10:00 まで オート、テント 午後 0:00 から翌午前 10:00 まで
構造	木造
建物規模（延べ床面積、階）	ログキャビン 17 棟・サニタリー棟・バーベキューハウス
敷地面積	68,325.95 m ²
指定管理者名	福井和泉リゾート株式会社
指定期間	平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
公募・非公募の区分	公募
応募者数	4

収支の状況（単位：円）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<収入>			
指定管理料	—	6,901,200	6,858,000
利用料金	—	29,121,542	39,124,982
その他	—	133,736	194,128
収入合計	—	36,156,478	46,177,110
<支出>			
納付金	—	126,934	1,802,423
人件費	—	14,337,442	16,216,936
委託費	—	2,390,040	3,859,920
その他	—	18,691,844	21,442,373
支出合計	—	35,546,260	43,321,652
差引	—	610,218	2,855,458
利用者数（人）	—	9,867	12,657

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 入場料、コテージ使用料、オートサイト使用料、テントサイト使用料ほか
自主事業の有無及び概要	有 食事付プラン、体験付プラン、売店等
備考	平成27年6月から平成29年3月までリニューアル工事のため休業

当該施設は平成29年3月に大幅なリニューアルを行っており、平成29年度より指定管理者制度を導入している。公募の結果、4者の応募があり、選定の結果福井和泉リゾート株式会社が指定管理者となっている。福井市施設マネジメントアクションプラン第1期（素案）での方針は福井市SSTランドの福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場への機能集約化による施設の維持である。

[施設の写真]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	－	－	－	
雑入	－	－	－	
納付金	－	126,934	1,802,423	
収入合計	－	126,934	1,802,423	
<支出>				
需用費	－	－	－	
委託料	－	6,901,200	6,858,000	指定管理料
使用料及び賃借料	－	4,616,300	4,616,300	借地料
工事請負費	－	1,288,440	－	改修工事
備品購入費	－	－	－	
役務費	－	14,204	－	火災保険
支出合計	－	12,820,144	11,474,300	
コスト（支出－収入）	－	12,693,210	9,671,877	
利用者数（人）	－	9,867	12,657	
一人当たりコスト	－	1,286	764	

[増減分析]

利用者の増加による利用料金の増加により、納付金が増加している。それに伴い、一人当たりコストも大きく減少している。

(3) 監査結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

当該施設における平成 30 年度の要求基準は年間利用者数 10,000 人以上となっており、実績値は以下のとおりである。

	平成 28 年度 (導入前)	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数 (人)	—	9,867	12,657

当該施設は指定管理者制度導入前に大幅なリニューアル工事を行っており、導入前後での成果を比較することはできない。なお、指定管理導入から 2 年目で要求基準は達成している。

【意見】

当該施設は、リニューアル実施決定の時点で指定管理者制度を導入することが決まっていた。福井市としては、他のキャンプ場を参考にリニューアルを行ったとの事であるが、リニューアル工事の具体的な内容（仕様など）について、指定管理者候補者（公募参加予定者）に対し、意見の公募が実施できればさらに良い成果を上げていたことが予想できる。指定管理者の決定が設備投資の後になるという指定管理者制度自体の制約から難しいかもしれないが、実際に運営に関わる事業者の意見を取り入れて、工事を進めることが出来るとさらに良いと考える。

②利用料金の設定について

利用料金は、条例により上限が定められている。実際の利用料金は指定管理者が市長の許可を得て設定する。

【意見】

利用料金について、福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場のような観光宿泊施設にとっては、シーズン料金など柔軟な対応を実施する必要があるが、現状、主要な利用料金は以下のとおりほぼ上限値と一緒となっている。

種類	条例の上限 (A)	利用料金 (B)	B/A
コテージ 4 名	16,420 円	16,400 円	99.9%
コテージ 8 名	21,570 円	21,500 円	99.7%
オートサイト (AC)	4,500 円	4,500 円	100.0%

条例による上限値の設定が必ず必要ということであれば、上限値を想定される実際の利用料金（市場価格）から高めに設定し、指定管理者がある程度利用料金を柔軟に設定できるようにすべきである。

また、当該施設において「食事つきプラン」を自主事業として行っているが、この場合の「食事」部分には上限は設定されていない。食事料金に上限を設けなくとも問題が発生していないのであれば、宿泊費についても指定管理者が柔軟に設定できるよう配慮すべ

きである。

③インセンティブについて

当該施設では以下のような納付金制度が導入されている。

事業収入（自主事業の収入を除く）の区分

区分	事業収入金額	
A	0円	～ 25,000,000円
B	25,000,001円	～ 27,000,000円
C	27,000,001円	～ 29,000,000円
D	29,000,001円	～ 31,000,000円
E	31,000,001円	～ 33,000,000円
F	33,000,001円	～ 35,000,000円
G	35,000,001円	～ 37,000,000円
H	37,000,001円	～ 39,000,000円
I	39,000,001円	～ 41,000,000円
J	41,000,001円	～

※事業収入金額は、消費税入湯税を含めた金額とする。

納付金の算出方法（事業収入金額に納付率を乗じて得た金額）

区分	事業収入金額	
事業収入金額が A の場合	0円	
事業収入金額が B の場合	0円 + (B - 25,000,000円) × 10%	
事業収入金額が C の場合	200,000円 + (C - 27,000,000円) × 15%	
事業収入金額が D の場合	500,000円 + (D - 29,000,000円) × 20%	
事業収入金額が E の場合	900,000円 + (E - 31,000,000円) × 25%	
事業収入金額が F の場合	1,400,000円 + (F - 33,000,000円) × 30%	
事業収入金額が G の場合	2,000,000円 + (G - 33,000,000円) × 35%	
事業収入金額が H の場合	2,700,000円 + (H - 35,000,000円) × 40%	
事業収入金額が I の場合	3,500,000円 + (I - 37,000,000円) × 45%	
事業収入金額が J の場合	4,400,000円 + (J - 37,000,000円) × 50%	

【意見】

当該指定管理契約における納付金制度は、指定管理者側からの提案であり、福井市が要求したものではないが、最大で収入の 50%が納付金となる制度はかなり思い切った納付金制度であると言える。なお、現時点では F 区分となっており、指定管理者にとっては

収入の増し分に対し 30%の納付金増加が発生する区分となっている。

成果を求めるにはインセンティブの付与が重要である。納付金は収入や利益に応じて変動させるよりも、固定化したほうがインセンティブ上は良い。

④利用者満足度調査について

利用者満足度調査をアンケートの形で実施しており、平成 29 年度で 63 組、平成 30 年度は 271 組から回収している。また、アンケートの回収もコテージの利用者からに偏っている。

【意見】

アンケートは適切にまとめられており、資料として有用である。利用者数 12,657 名が利用している宿泊観光施設でアンケート回収が 271 組はちょっと少ないし、回答の偏りも気になる。キャンプは全国的な人気が高まっているものの、利用は土日に集中し、キャンプ離れもいずれ予想される。そのような中、今後も選ばれ続けるためには利用者の声を大事にする必要がある。アンケート回答者には次回割引券を配布するなど、もう一工夫あることが望ましい。

アンケートの気になる意見として、「携帯電話の電波が入らない」、「ネット環境をお願いします」というものがあった。我々の現地往査でも確かに携帯電波の状況が悪いことが確認できた。スマートフォンの普及により、携帯電話は単なる通話手段ではなくなっており、携帯電話の電波状況が悪いというのは改善すべき状況である。無線 Wi-Fi の整備でも代替できると考えられるが、何らかの対応が必要であろう。

⑤施設の修繕状況について

当該キャンプ場内にいくつか遊具があるが、一部危険なため利用禁止となっているものがあった。経緯を聞くと、そもそも小さな子供向け遊具ではなく、成人向けの健康促進用遊具であり、子供が利用すると危険があるため使用禁止にしているとの事である。

[使用禁止の遊具]



【意見】

危険であることが判明している遊具については、出来る限り早く撤去する必要がある。使用禁止の張り紙はしてあるものの、勝手に遊ぶ子供や漢字が読めない子供が遊ぶことも考えられる。安全面についてはコストを惜しむべきではない。

当該キャンプ場は海沿いではあるものの、海に近い山の上にあるため、木が立っている。コテージの周りはある程度伐採されているが、何本かは残っている。その中で、かなり高い木が立ち枯れしていた。

[立ち枯れしている木]



【意見】

ある程度の高さの木であれば問題ないが、それなりの高さを超えると台風の影響で倒木する可能性がある。実際に、過去に木が倒れてコテージの屋根が破損したこともあった。強力な台風が接近しているときに宿泊者がいるとは考えにくいですが、安全性からも、施設の維持保全からも、危険と判断される立木については、伐採すべきである。

⑥備品管理について

福井市のシステム出力台帳である備品一覧表を基に現物チェックを実施した結果、台帳に計上されていない備品（電気冷蔵庫）があった。

[台帳に計上されていない備品]

[全体]



[備品管理シール]



【意見】

リニューアル時の備品一覧表の整理ミスと考えられる。このようなことがないように、現物、仕様書の備品一覧、福井市のシステムから出力される備品一覧表の相互の照合を指定管理期間の最初に実施する必要がある。

14. 福井市観光物産館

(1) 概要

所在地	福井市中央1丁目2番1号
施設ホームページ URL	http://www.fukubukukan.com
所管課	おもてなし観光推進課
施設の設置根拠条例等	福井市観光物産館の設置及び管理に関する条例
施設の設置目的	にぎわい拠点の創出と観光及び産業の振興に寄与するため
設置年月	平成28年4月28日
営業時間	午前10時から午後10時まで
構造	鉄骨造
建物規模（延べ床面積、階）	516.33㎡（ハピリン2階の一部）
敷地面積	3,943.2㎡（ハピリンの敷地面積）
指定管理者名	株式会社 大津屋
指定期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日
公募・非公募の区分	公募
応募者数	8

収支の状況（単位：円）	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<収入>			
指定管理料	33,209,000	33,180,876	33,093,450
利用料金	177,643,689	177,001,472	178,224,917
その他	15,361,334	14,715,543	14,733,733
収入合計	226,214,023	224,897,891	226,052,100
<支出>			
納付金	—	—	—
人件費	63,700,687	61,334,929	58,987,408
委託費	—	—	—
その他	163,059,589	157,288,337	152,396,398
支出合計	226,760,276	218,623,266	211,383,806
差引	△546,253	6,274,625	14,668,294
利用者数（人）	152,474	141,210	128,947
年間獲得ポイント数	8,060	8,050	5,530

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 福福小屋使用料金ほか
自主事業の有無及び概要	有 17 市町 P R コーナー、あったか塾等
備考	

当該施設は平成 28 年度の設置当初より指定管理制度が導入されており、平成 30 年度で第 1 期目の指定管理期間が終了している。当初の指定管理期間は施設運営について手探りの面があり 3 年としており、8 者が応募していた。なお、平成 31 年度からはじまる第 2 期指定管理期間（平成 31 年度から令和 5 年度まで）については、第 1 期指定管理期間の指定管理者である株式会社大津屋のみの応募となっている。

[施設の写真]

[福福館（お土産売り場）]



[福福小屋（貸部屋）]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	—	—	—	
雑入	—	—	—	
収入合計	—	—	—	
<支出>				
需用費	—	—	—	
委託料	33,209,000	33,180,876	33,093,450	指定管理料
使用料及び賃借料	—	—	—	
工事請負費	—	—	—	
役務費	—	—	—	
支出合計	33,209,000	33,180,876	33,093,450	
利用者数 (人)	152,474	141,210	128,947	
一人当たりコスト	217	234	256	

[増減分析]

福井市にとってのコストは指定管理料のみであり、福井市の収入となる使用料等もない。指定管理料の増減により、福井市にとってのコストも増減している。

(3) 監査結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

当該施設の平成 30 年度の要求基準は活動指標一覧表の年間獲得ポイント数 3,000 ポイント以上となっており、実績値は以下のとおりである。なお、指定管理期間 2 期目となる平成 31 年度からは売上 190,000 千円以上も要求基準に加わっている。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間獲得ポイント数	8,060	8,050	5,530
利用者数 (人)	152,474	141,210	128,947
利用料金 (千円)	177,643	177,001	178,224

施設設置当初より指定管理者制度導入施設であるため、導入前との比較は実施していない。要求基準の活動指標一覧表の年間獲得ポイント数について、過去 3 年間とも達成となっている。

[活動指標一覧表 (参考)]

No	項目	ポイント	
1	地域の物産の販売及び飲食の提供		
	取扱商品数 2,000 点以上	1,500	
2	福井食文化に関する情報の提供		
	①新聞	地元紙	30
		全国紙	150
	②情報誌	地方版	30
		全国版	150
	③ラジオテレビ	コミュニティ FM/CATV	10
		地方局	30
		キー局	150
④Web HP を通年開設し、常時更新する	150		
⑤実演販売の実施	60		
3	地域の物産の発掘・販路拡大・観光情報の発信		
	①企業訪問により新たに取扱う商品を発掘した	50	
	②企業連携し新たな商品を開発した	100	
	③販路拡大出向宣伝	嶺北	10
		嶺南	20
		全国	50
海外		200	
④商談会の開催	50		

No	項目	ポイント	
3	⑤Web ショップ開設	100	
観光物産館の設置目的に合致した自主事業			
4	①集客性のあるイベントの実施	1人から30人/日	20
		31人/日～	50
	②集客性のある展示イベントの実施		10
	③集客性のある工業の実施		50

【意見】

要求基準の活動指標一覧表について、各項目はいずれも活動を示す指標である。その結果、成果指標は設定されていない。活動指標だけではなく成果指標も要求基準として設定すべきである。なお、平成31年度より売上190,000千円以上が要求基準として追加されており、成果目標の設定の追加として評価できる。

【意見】

要求基準が3,000ポイントのところ、初年度が8,060ポイントと大幅に上回っている。指定管理者の努力の結果であり評価すべきではあるが、達成可能な要求基準とは別に目標値があるとさらに良い。

②利用者満足度調査について

仕様書では、年に1回は利用者満足度調査を実施することとなっており、その結果を事業報告書において記載することとなっている。

【意見】

利用者満足度調査について、調査は実施しているが、集計報告が実施されていない。指定管理施設が適切に運営管理されているか、また、今後どのような施設としていくべきかを考えるうえで満足度調査は有効である。調査の結果と集計し、事業報告に適切に記載する必要がある。

③修繕費について

修繕費については、1件60万円以内かつ年間80万円以内が指定管理者の負担となっており、80万円に満たなかった場合は余剰分を返還することとなっている。

【意見】

修繕費の内容について、日差し除けロールスクリーンの設置など、一般的には固定資産の追加購入と考えられるものも含まれている。協定書では修繕費について詳細な記載がないため、どのような支出内容までが修繕費なのか明確ではない。修繕費の範囲を明確化する必要がある。

15. 福井市文化会館

(1) 概要

所在地	福井市春山 2-7-1
施設ホームページ URL	http://fukuicity-bunka.jp/index.html
所管課	文化振興課
施設の設置根拠条例等	福井市文化会館の設置及び管理に関する条例
施設の設置目的	市民の文化及び教養の向上を図り、もって福祉の増進に寄与するため
設置年月	昭和 43 年 4 月
営業時間	午前 9 時から午後 10 時まで
構造	鉄筋鉄骨コンクリート造
建物規模（延べ床面積、階）	5,439.13 ㎡ 地下 1 階 地上 4 階
敷地面積	2,691.11 ㎡
指定管理者名	公益財団法人福井市ふれあい公社
指定期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
公募・非公募の区分	非公募
応募者数	－

収支の状況（単位：円）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<収入>			
指定管理料	60,935,784	70,382,520	75,038,000
利用料金	23,009,931	18,227,780	18,018,696
その他	－	－	－
収入合計	83,945,715	88,610,300	93,056,696
（参考）利用料減免額	13,045,494	8,484,542	11,677,459
<支出>			
納付金	－	－	－
人件費	20,288,058	30,989,006	28,249,226
委託費	33,995,627	40,770,076	42,971,052
その他	27,016,212	27,858,818	33,142,480
支出合計	81,299,897	99,617,900	104,362,758
差引	2,645,818	△11,007,600	△11,306,062
利用者数（人）	104,091	80,173	88,049

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 利用料金
自主事業の有無及び概要	有 平成 30 年度は主催事業 7、共催事業 1 の計 8 事業を実施
備考	

当該施設は平成 18 年度より指定管理者制度が導入されている。指定管理期間は、当初は 1 期が 5 年間であったが、平成 28 年度からは 2 年間となっており、平成 30 年度からの 2 年間は第 4 期目の指定管理期間となっている。

指定管理者制度導入前は公益財団法人福井市ふれあい公社が受託管理しており、指定管理者制度導入後も、同法人が管理を行っている。

福井市施設マネジメントアクションプラン第 1 期（素案）では「方針決定」（耐震性が劣っていることに加え、施設本体や設備の老朽化が著しいことから、施設の老朽化等の状況について調査を行い、その結果に基づき、今後の施設利用の方針を決定する。）の方向性とされている。

なお、「福井市文化会館整備基本計画」（平成 30 年 3 月策定）において新会館を新築移転する計画であったが、市の財政難に伴い策定された「福井市財政再建計画」（平成 30 年 8 月策定）に基づき、計画期間中（平成 30 年度～35 年度）は事業を先送りすることとしている。

[施設の写真]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	—	—	288,700	駐車場使用料
雑入	37,639	34,439	32,124	目的外使用料
市債	—	—	—	
納付金	—	—	—	
収入合計	37,639	34,439	320,824	
<支出>				
需用費	—	—	67	
委託料	61,162,584	71,232,958	79,478,506	指定管理料ほか
使用料及び賃借料	675,624	675,624	798,636	
工事請負費	2,977,120	248,400	17,353,440	
備品購入費	762,696	—	—	
報酬	—	—	—	
支出合計	65,578,024	72,156,982	97,630,649	
コスト(支出－収入)	65,540,385	72,122,543	97,309,825	
利用者数(人)	104,091	80,173	88,049	
一人当たりコスト	630	900	1,105	

[増減分析]

平成 28 年度まで隣接する福井市民福社会館を同じ指定管理者が管理を行っており、職員の兼務、保守管理業務の一括再委託などにより経費が削減されていたが、平成 29 年度に同会館が移転したため、経費削減効果がなくなったことにより、指定管理料が増額されている。また、同会館跡地を文化会館駐車場として整備を行っている。これに関して、平成 30 年度の工事請負費及び委託料などが増加している。

利用者数に関しては、同会館の取壊し工事に伴う騒音などの影響により、平成 29 年度は大きく落ち込んでいる。

(3) 監査結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

当該施設における平成 30 年度の主な要求基準は次のとおり設定されている。

- ・年間利用者数・・・10 万人
- ・ホール年間稼働率・・・45%

実績値の推移は以下のとおりである。

	平成 17 年度 (導入前)	平成 18～ 22 年度	平成 23～ 27 年度	平成 28～ 30 年度
利用者数 (人)	96,595	103,628	101,639	90,771
利用料金 (千円)	21,503	23,008	23,561	19,752
ホール年間稼働率	54.7%	44.7%	45.0%	45.0%

【意見】

平成 18 年度に指定管理者制度を導入しているが、導入前も導入後も公益財団法人福井市ふれあい公社が管理を行っている。指定管理者制度導入以降、若干の利用者数の増加はあるが、概ね横這いである。なお、平成 28～30 年度は隣接する福井市民福祉会館の解体工事などの影響により利用者数が減少している。

指定管理者制度を導入したということにはなっているものの、実態としては従前と大きな変化はなく、指定管理者制度の効果が発揮されているとは評価し難い。②の意見のとおり、指定管理者制度を導入した以上は、指定管理者を公募するなどにより、より効果の出る方式を検討する必要がある。

なお、指定管理者制度以前の福井市としてのコスト（総収入－総支出）との比較という分析はなされていない。指定管理者制度の導入目標の一つは福井市にとってのコスト削減であるため、その観点での分析・評価もなされるべきである。

②指定管理者の選定について

福井市の指定管理者制度運用ガイドラインでは、原則として公募方式により指定管理者を選定することとされているが、当該施設では指定管理者制度導入当初より、特定の事業者を非公募で指定管理者に指定する方式（指定方式）によっており、制度導入前に管理を委託していた公益財団法人福井市ふれあい公社を選定している。同法人を非公募で選定する理由は、過去より長年に亘り当該施設の管理を行っており、施設の機器・設備及び建物の構造を熟知していること、また、適切かつ安全に維持管理してきた実績があること、が挙げられている。なお、直近指定管理期間に関する選定においては、会館の建替による再整備を基本とする構想が策定され、現会館の営業継続が未定となったため、指定管理期間を 2 年と短縮しており、その状況の特殊性も同公社を非公募で選定する理由として挙げられている。

【意見】

指定管理者制度導入の主な目的は、競争原理や民間ノウハウの活用によるサービスの向上又はコストの削減である。単に従前より施設管理を行っているという理由で非公募により指定管理者制度導入前と同一の事業者による管理を継続していることは、指定管理者制度導入の効果を十分に得られていない結果となっているものとする。現会館の将来が不透明な現状においては、非公募での選定もやむを得ないものとするが、以前の状況においては、例え結果的に同一の事業者が選定されることとなったとしても、少なくとも公募方式による選定を検討すべきであった。

なお、「福井市文化会館整備基本計画」では新会館の運営主体について、「市の現況や国の動向、PFI方式導入の可能性などを踏まえ、新しい文化会館にふさわしい運営主体の検討を進めていきます。」としている。

③インセンティブと成果について

指定管理者は、利用料の全額をその収入として得るとともに、指定管理料を受けている。指定管理者の支出には事務費として本社経費が含まれているため、それを除外した収支は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収支差額	2,645	△11,007	△11,306
事務費（本社経費）	6,276	6,741	10,455
合計	8,921	△4,266	△851

平成 29 年度は福井市民福祉会館の移転による経費の増加、同会館解体工事による利用者の減少などの要因により赤字となっているものと考えられ、それを除けば黒字又は若干の赤字という状況である。

【意見】

指定管理者は収入の多くを指定管理料に依存することとなるが、利用料収入の増加又は支出の削減といった努力により黒字化は可能であると思われ、インセンティブは確保されているものと判断できる。

なお、当該施設は、教育関係団体（学校など）や要件を満たす文化団体が利用する場合には利用料金の全額又は半額が免除されることとなっており、実際に利用者の多くが減免利用者である。利用料の減免は指定管理者の収入につながらないため、減免利用者による利用はインセンティブに反するものである。減免利用者の利用に応じて指定管理料を増加させるなどにより指定管理者のインセンティブを確保することの検討が必要である。

④指定管理報告について

指定管理業務仕様書では、業務の実施状況に関する報告として、月次報告（翌月 10 日まで）、四半期報告（1 か月以内）、上半期報告（1 か月以内）、年度事業報告（2 か月以内）などを求めている。

【意見】

四半期報告のうち第 4 四半期に係るものについて、仕様書では 1 か月以内の提出とされているところ、2 か月後となる毎年 5 月末に提出されている。これは決算手続もあるため年度事業報告と同様のタイミングになるとのことであり、福井市側も容認しているものであるが、仕様書の内容を見直すべきであった。

また、仕様書では年度事業報告において、稼働率、要求水準の達成状況の記載を求めているが、実際の報告書には記載がない。報告書が仕様書に従った内容となっているか確認すべきである。

⑤本社経費について

③に記載のとおり、指定管理者の収支報告では「事務費」として本社経費が計上されている。これは公社の本社事務費を、公社が実施する各事業に費目ごとに設定した按分比で配分したものを集計したものである。

なお、平成 30 年度の「事務費」の額が増加しているのは、退職給付引当金の積立が多額となったためである。

【意見】

本社事務費は、本社人件費などであり、指定管理業務に係る事務処理費用が含まれる一方で、指定管理業務に直接的に関係しない費用なども含まれる。

指定管理業務の収支報告に計上する費用は、直接的でありその額が明確な基準をもって算出できるものに限定すべきである。

なお、現状の指定管理料の見積りにおいては、本社事務費に関して福井市が見込額を算出し積算に含めているが、収支報告における実績額の報告がより適正なものとなれば、積算の際の参考としても有用な情報になるものと考えられる。

⑥修繕費について

仕様書では、1 年度 300 万円以内のもの（1 件当たり 50 万円を超えるものは福井市と協議）を指定管理者が負担することとされている。また、修繕費の実績が 300 万円に満たなかった場合には、その差額を指定管理料から減算し、精算することとされている。

修繕費の実績は次のとおりである。

（単位：千円）

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
2,643	3,000	3,000

建物及び設備の老朽化に伴い、多くの修繕を要する状況にある。平成 29 年度及び平成 30 年度においては、上限額と同額の 3,000 千円の実績となっている。修繕費の上限に収めるべく発注先業者と調整し、値引きなどがあった結果とのことである。

【意見】

指定管理者の負担額に上限を設け、上限に満たなかった額については精算を行うこととしているが、指定管理者が必要と考える修繕を機動的に行えなかったり、上限額まで使い切るために過剰な修繕を行ったり、上限額に収めるために発注先に通常ではない値引きを依頼するなど、施設の適切かつ健全な管理運営に支障を来す恐れがある。上限額や精算の取決めをなくし、指定管理者が必要と考える修繕を機動的に実施できるようにすることが望ましい。

⑦自主事業について

指定管理業務仕様書に定められた指定管理業務以外の業務として、指定管理者が実施しているものは次のとおりである。

- ・事業計画書に記載された自主事業（おでかけクラシック事業、スタンウェイピアノ演奏体験事業、ホールステージ体験事業、福井市文化協会加入団体などとの共催事業など）
- ・自動販売機設置
- ・コインロッカー設置
- ・チケット販売

指定管理に関する協定書においては、指定管理者は自主事業を実施することができるものとされているが、その実施に際しては、自主事業実施計画書を提出し、事前に福井市の承認を受けることとされている。

なお、指定管理業務仕様書では、年度事業報告書及び上半期事業報告書において自主事業の実施状況を、年度事業報告書及び四半期収支状況報告書において収支実績を報告することが求められている。

【意見】

自動販売機設置は自主事業として取り扱われておらず、施設の目的外使用として福井市の承認を受け実施されている。しかし、利用者の利便性向上を目的として設置されているものであり、他の施設と同様に自主事業として取り扱うことが適当である。

コインロッカー設置、チケット販売については、自主事業として実施されているものであるが、実施する自主事業として事業計画書に記載はなく、また、自主事業実施計画書などの提出もなく、明確な形で福井市の事前承認を受けているものではない。協定書に記載された自主事業実施に関する手続きを遵守し、実施することが必要である。また、これらの事業については、年度事業報告書及び上半期事業報告書における実施状況の報告としても記載がないため、報告の対象について再確認すべきである。

自主事業に関する収支実績については、年度事業報告書及び四半期収支状況報告書の

いずれにおいても報告がなされていない。指定管理者においては月次で自主事業収入を管理しているが、支出を区分把握することが困難であり、その按分などの事務処理が煩雑となるため報告を省略しているとのことであった。実務的に困難であれば、四半期では収入のみを、年度では収入と支出の報告を求めるような方法も考えられる。どのタイミングでどのような報告を求めるべきか、また、実務的に実施可能な方法を再検討し、仕様書を見直すことを検討すべきである。

【意見】

指定管理者が自主事業などのために会館ホールなどを利用することがあるが、その利用料は減免されている（ただし、条例で定める市長の承認は受けていない）。現状のように指定管理者が文化振興などの目的で無料のイベントを実施している範囲においては、その利用料を減免することも妥当と考える。

一方で、今後、自主事業として多額の収入が発生するようなイベントが実施されることも考えられ、そういった場合まで利用料を減免するのか、検討が必要である。利用料の減免相当分の利用料収入は指定管理料で賄われる構造となっており、自主事業ではあるものの、実態としては福井市の負担で実施されることとなる。自主事業の収入がある場合には、収入は指定管理者に帰属し、費用は福井市が負担するような構図にもなりかねない。指定管理者が利用する場合の利用料の取扱い及び手続きについて検討すべきである。

⑧駐車場の管理について

平成30年度より、福井市民福社会館の跡地を文化会館の駐車場として整備し使用を開始している。同駐車場の管理は文化会館の指定管理業務に含まれておらず、別途、公益財団法人福井市ふれあい公社に委託されている。

【意見】

隣接する駐車場の管理であり、文化会館の指定管理業務の一部として行うことが効率的である。

⑨施設の今後について

前述のとおり、「福井市文化会館整備基本計画」（平成30年3月策定）において新会館を新築移転する計画であったが、福井市の財政難に伴い策定された「福井市財政再建計画」（平成30年8月策定）に基づき、計画期間中（平成30年度～35年度）は事業を先送りすることとなっている。

【意見】

現会館の先行きが不透明であり、福井市も指定管理者も大きな投資をすることができず、建物が老朽化する中で最低限の修繕で、利用に支障が生じないよう対応を行っている。しかし、利用者満足度を高めるべく積極的に投資を行うようなことは難しく、また、

毎年定期的にイベントを開催したいといった長期的な利用を考えている利用者の獲得も難しい状況にある。可能な限り早期に会館の方向性を定め、長期的な視点で運営を行えるようすべきである。

16. 福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並

(1) 概要

所在地	福井市城戸ノ内町第 28 号 37 番地
施設ホームページ URL	http://www3.fctv.ne.jp/~asakura/
所管課	一乗谷朝倉氏遺跡管理事務所
施設の設置根拠条例等	福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並の設置及び管理に関する条例
施設の設置目的	中世都市の町並と生活の再現を通じて、文化の保存と活用を図るとともに、一乗谷朝倉氏遺跡に対する理解を深めるため。
設置年月	平成 7 年 3 月
営業時間	午前 9 時から午後 5 時まで
構造	木造
建物規模（延べ床面積、階）	1,592.88 m ²
敷地面積	約 3 h a
指定管理者名	一般社団法人朝倉氏遺跡保存協会
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
公募・非公募の区分	非公募
応募者数	－

収支の状況（単位：円）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<収入>			
指定管理料	13,203,000	13,203,000	13,203,000
利用料金	15,586,790	13,442,980	11,686,550
その他	－	－	－
収入合計	28,789,790	26,645,980	24,889,550
<支出>			
納付金	－	－	－
人件費	17,365,556	16,384,008	15,824,131
委託費	4,514,608	4,514,608	4,520,008
その他	3,897,389	3,970,080	3,681,691
支出合計	25,777,553	24,868,696	24,025,830
差引	3,012,237	1,777,284	863,720
利用者数（人）	119,742	104,135	93,318

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 入場料
自主事業の有無及び概要	有 糸桜まつり、夢舞台の活用、朝倉四季パネル展、地元小学生による遺跡案内、戦国城下町生活再現
備考	

[施設の写真]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	—	—	—	
雑入	—	—	—	
市債	5,300,000	—	—	
収入合計	5,300,000	—	—	
<支出>				
需用費	2,187,540	1,806,062	1,790,661	
委託料	14,030,941	14,002,200	13,941,720	
使用料及び賃借料	671,112	397,980	397,980	
工事請負費	6,145,200	1,144,800	—	
備品購入費	80,600	103,680	79,290	
支出合計	23,115,393	17,454,722	16,209,651	
コスト(支出一収入)	17,815,393	17,454,722	16,209,651	
利用者数(人)	119,742	104,135	93,318	
一人当たりコスト	148	167	173	

[増減分析]

平成 28 年度の工事請負費は、町並町屋の屋根の改修工事等によるものである。工事請負費以外に大きな増減は見られない。

(3) 監査の結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

当該施設において平成 30 年度の要求基準は、協定書に復原町並の利用者数が毎年度 10 万人を達成すること、及び自主事業を各種団体との共催を含め一年度 3 回以上実施することと規定されており、実績値は以下のとおりである。

	平成 17 年度 (導入前)	平成 18 年度～ 平成 22 年度	平成 23 年度～ 平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数 (人)	69,777	76,947	119,240	119,742
自主事業の回数	—	—	3～5	4

	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数 (人)	104,135	93,318
自主事業の回数	4	4

【意見】

本要求基準における自主事業の開催については、指定管理者の活動状況を図るものであり、指定管理業務の成果を図るものではないと言える。利用者数については指定管理者制度導入後に明らかな増加がみられ、指定管理者制度の導入の成果はあったと言って良い。

②修繕費用の負担について

修繕費用の負担については、協定書において、以下のとおり規定されている。

「施設等の経年劣化による破損・不調及び汚損箇所等の補修・修繕を行うこと。指定管理者が負担する額は一年度 20 万円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とし、実績により各年度精算することとする。なお、20 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える分については、市が負担することとする。」

しかし、指定管理者における修繕費負担額は平成 28 年度 224,065 円、平成 29 年度 223,874 円、平成 30 年度 272,484 円となっており、20 万円を超えた状態が継続しているが、20 万円を超えた部分について、福井市は負担していない。

【意見】

現状協定書どおりの運用が実施されていないことから、今後、協定書に基づいて、修繕費の精算を毎年度実施する運用の徹底を図るか、もしくは、実態に応じて、協定書の記載内容を見直す必要がある。

③事業報告書の期日について

本指定管理においては、年度事業報告書を事業年度終了後 2 か月以内、上半期事業報告書を上半期終了後 1 月以内、四半期収支状況報告書を四半期終了後 1 月以内、月次利用状況一覧については翌月 10 日までに提出することと協定書及び仕様書に定められている。

【意見】

福井市の収受印が押印されておらず、いつ報告書を受領したのか不明である報告書があった。指定管理業務における報告期日が遵守されていることを明確化するためや、所属モニタリング、第三者モニタリングにおいて事後的に報告期日の確認を行うためにも、福井市がいつ報告書を受領したか収受印を押して管理する必要がある。

④利用者満足度調査の結果について

本指定管理においては、利用者満足度調査の結果及び利用者より寄せられた意見等への対応状況については、事業報告書及び上半期事業報告書において報告することとされている。

【意見】

利用者満足度調査は実施されていたものの、アンケートの内容を日付、都道府県、性別、年代、良い点/悪い点を一覧化しているのみであり、内容の分析が実施されていなかった。利用者満足度調査の結果は、単にアンケート結果の集計だけでなく、当該集計結果から分析を行い、今後の指定管理業務の改善に有効活用していくものであることから、分析したものを報告するよう、改善する必要がある。

⑤指定管理者における課題について

遺跡保存のため田畑を提供した地元住民に対する生業対策の一環として、地元住民で組織する社団法人朝倉氏遺跡保存協会（昭和 47 年設立）に従来から本施設の運営管理を委託している。当該保存協会は、昭和 46 年の発掘整備以前の朝倉の地を語ることができ、また遺構の取扱い方も長年作業を行っているため習得しており、遺跡の保存活用に意欲的で実績もある団体である。当該保存協会は、城戸ノ内町の住民で構成されている。

【意見】

当該保存協会の今後について、地元の方の高齢化も進んでおり、歴史の継承等に対する対策が急務な状況である。地元の方で組織されている当該保存協会が、今後も指定管理者となることに合理性があるものの、将来も継続的に本指定管理施設を適切に運営していくためには、後継者対策も講じていくことが必要である。そのためには、城戸ノ内町の住民以外の方も本指定管理業務において採用し、OJT 等により伝統を継承していくことが必要である。

⑥経理について

本指定管理の協定書において、経理に関する規程を福井市が提出を求めたときにはいつでも提出できる状態にしておくこととされている。

【意見】

指定管理者において経理に関する規程が策定されていなかった。協定書に規定されているとおり、指定管理者側において経理に関する規程を整備・保管しておくことが必要である。なお、経理に関する規程以外のもので、代替しても可能な場合には、協定書における記載の仕方を変えることも検討することが必要である。

経費の支払いにおいて、事務担当者が一人で、銀行振込が完結できてしまう内部統制となっていた。経費の支払いにおいて、事務担当者一人で支払いが完了する環境は、内部統制的に非常にリスクが高い状態であることから、早急に複数人が関与する体制に内部統制を見直すことが必要である。

⑦収支決算報告について

指定管理者から福井市に提出する収支報告書において、租税公課に計上されている消費税について、復原町並入場料に係る消費税のみが計上されており、本指定管理業務に係る負担消費税の総額が計上されていなかった。

【意見】

収支報告書の数字は、次期指定管理期間の指定管理料の積算や指定管理者にとってのインセンティブを管理する上で非常に重要な数字となる。そのため、指定管理業務に係る収支については、網羅的かつ正確に集計報告を受けることが必要である。指定管理者に対して、適正な数字での報告の徹底を図ることが必要である。

⑧修繕の実施状況について

当該施設看板について、特に修繕等を実施していなかったため、看板としての機能をほぼ果たせていない状況であった。

[看板が汚れており見にくい状態である]



【意見】

本看板については、他の看板で十分代替できるものであることから、修繕をせずに放置するよりも、取り外すなどの対応を図ることが望ましい。

17. 福井市自然史博物館分館

(1) 概要

所在地	福井市中央 1-2-1
施設ホームページ URL	https://www.fukui-planet.com/
所管課	自然史博物館
施設の設置根拠条例等	博物館法 福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例 福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則
施設の設置目的	「自然科学教育の推進」と「県都の玄関口のミュージアム」を基本目標に、天文学の学習の場と中心市街地のにぎわい創出を目的として設置。
設置年月	平成 28 年 4 月
営業時間	月・水・木・日・祝 10:00~18:30 金・土・祝前日 10:00~21:00
構造	鉄骨造
建物規模（延べ床面積、階）	1,837.70 m ² （ハピリン 5 階の一部）
敷地面積	3,943.2 m ² （ハピリンの敷地面積）
指定管理者名	福井市自然史博物館分館運営グループ
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
公募・非公募の区分	公募
応募者数	2

収支の状況（単位：円）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<収入>			
指定管理料	132,400,000	132,400,000	132,400,000
利用料金	25,937,770	10,929,110	9,359,995
その他	—	27,348	32,000
収入合計	158,337,770	143,356,458	141,791,995
<支出>			
納付金	—	—	—
人件費	79,875,062	80,144,206	80,354,282
委託費	22,020,990	22,115,004	17,434,500
その他	65,269,482	62,414,686	60,518,738
支出合計	167,165,534	164,673,896	158,307,520

差引	△8,827,764	△21,317,438	△16,515,525
利用者数（人）	126,350	95,126	107,047

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 入館料
自主事業の有無及び概要	有 企画展の開催、ドームシアター（特別上映）、ミュージアム ショップ誘客企画等
備考	

当該施設は平成 28 年 4 月 28 日に開館しており、開館以前に指定管理者の公募、選定を行い、株式会社福井テレビ開発と株式会社五藤光学研究所にて構成される福井市自然史博物館分館運営グループが指定管理者となった。開館 1 年目より利用料金の収入が当初の予想を大きく下回り、赤字となっている。

[施設の写真]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	—	—	—	
雑入	5,000,000	5,000,000	5,000,000	ネーミングライツ料
市債	—	—	—	
収入合計	5,000,000	5,000,000	5,000,000	
<支出>				
報償費	450,000	—	—	開館記念パネルディスカッション講師謝礼
旅費	208,370	—	—	開館記念パネルディスカッション講師旅費
委託料	137,540,556	132,549,256	132,549,256	開館記念事業委託、指定管理料等
使用料及び賃借料	—	121,700	89,000	視察等利用料金
負担金補助及び交付金	3,405,293	3,576,816	3,817,383	光熱水費、視察等利用料金
支出合計	141,604,219	136,247,772	136,455,639	
コスト（支出－収入）	136,604,219	131,247,772	131,455,639	
利用者数（人）	126,350	95,126	107,047	
一人当たりコスト	1,081	1,379	1,228	

[増減分析]

当該施設は平成 28 年度に開館したため、初年度にて開館記念イベントに係る支出が計上されている。平成 29 年度以降は収支につき大きな増減は見られないが、利用者数が開館初年度に比べ減少しているため、一人当たりのコスト負担額は増加している。

(3) 監査結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

平成 30 年度の要求基準は年間入場者数 100,000 人以上となっており、実績値は以下のとおりである。

	平成 28 年度 (導入前)	平成 29 年度	平成 30 年度
入場者数 (人)	126,350	95,126	107,047

当該施設は平成 28 年度に開館したため、導入前後での成果を比較することはできない。要求基準についての意見は下記③にて記載する。

②利用料金の予算の設定や未達成の原因分析について

当該施設の利用料金の予算額は、平成 28 年度においては 32,500,000 円、平成 29 年度においては 30,000,000 円、平成 30 年度においては 27,500,000 円である。

【意見】

当該施設の利用料金の予算額について、いずれの実績も未達となっている。当該施設の利用料金について、予算と実績の比較を行うと、平成 28 年度は予算額 32,500,000 円に対し 25,937,770 円(執行率 79.8%)、平成 29 年度は予算額 30,000,000 円に対し 10,929,110 円(執行率 36.4%)、平成 30 年度は予算額 27,500,000 円に対し 9,359,995 円(執行率 34.0%)と年々低下している。指定管理者が設定した予算ではあるが、予算設定の際や、実績が確定した後の予算未達成の原因分析、今後の対策を指定管理者と福井市との間でより一層協議することが望ましい。

③要求基準とその測定方法について

要求基準は年間入場者数 100,000 人と定めており、開館 1 年目より概ね達成している。この要求基準の測定方法は、駅前のにぎわい創出効果を図るうえでの指標として、実際にチケットを購入し施設に入館した人数ではなく、受付前のセンサーでカウントした人数としている。

【意見】

要求基準である年間入場者数 100,000 人を每期概ね達成しているにも関わらず、利用料収入は年々減少している。福井市はこの要求基準を、駅前のにぎわい創出効果を図るうえでの指標として、受付前のセンサーでカウントした人数を要求基準の測定方法としているが、利用者数の増加、ひいては利用料収入の増加という施設の運営自体の目標をも達成するために、実際にチケットを購入し施設に入館した人数も要求基準に加味すべきである。

④月次の報告事項と仕様書との整合性について

月次の報告事項は仕様書の中で定められている。

【意見】

月次の報告事項につき、予め仕様書の中で定められているが、実際は福井市と指定管理者が事前に協議した内容をもって報告がなされていた。仮基本協定書第9条1項では「仕様書の内容変更については、管理運営に多大な影響を与えない範囲において、市と指定管理者との協議の上、行うことができることとし、変更について双方が合意した場合は、仕様書を変更するものとする。」とあり、福井市と指定管理者との協議を行い、双方が合意した場合には変更が認められているが、この場合においても仕様書のどの項目を変更したのか、変更履歴や変更後の仕様書を残すことが望ましい。

⑤報告書の受領方法と受領印について

指定管理者は報告書のデータを添付し、メールで福井市へ報告を行っている。

【意見】

指定管理者は福井市へメールで報告を行っており、福井市は添付されたデータを印刷し報告書ファイルに綴っているのみで、いつ報告書を受領したのか不明であるものが存在した。メールの日付にて期日内に報告が行われているとのことであるが、所属モニタリング、第三者モニタリングにおいて事後的に報告日を確認するために、当該メールを印刷したのも同様にファイルに綴り、福井市は受領印を押して管理することが望ましい。

⑥年間パスポートの会計処理

指定管理者は年間パスポートの販売収入を全てその期の収入として計上している。

【意見】

当該施設は年間パスポートを購入すると、発行日から1年間施設を利用することが可能であり、指定管理者はこの年間パスポート収入を販売した期の収入として計上を行っている。この会計処理である場合、年間パスポートを多く販売した翌年に年間パスポートの利用者数が増加すると、翌年における利用者数は増加するにも関わらず利用料金は発生しない結果、利用者数と利用料金の関係がその分薄れてしまうこととなる。また、仮に指定管理者が変更となった場合には、年間パスポートの利用者に関する収入は、新しい指定管理者に帰属しないこととなる。このような問題が起こらないためにも、年間パスポートの収入を、月割りなどの按分基準を設け、販売した期は収入に計上し、翌期分は前受処理を行い、翌期の収入に計上することが望ましい。

18. 福井市研修センター

(1) 概要

所在地	福井市文京 6 丁目 8-18
施設ホームページ URL	https://www.city.fukui.lg.jp/sigoto/syoukou/ksien/sisetu.html
所管課	しごと支援課
施設の設置根拠条例等	福井市研修センターの設置及び管理に関する条例
施設の設置目的	勤労者等の資質・能力及び文化教養の向上を図る。
設置年月	平成 15 年 4 月 1 日（実習場は平成 16 年 12 月 10 日に統合）
営業時間	午前 9 時～午後 10 時
構造	（研修棟）鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 （実習棟）鉄骨造 （渡り廊下）鉄骨造
建物規模（延べ床面積、階）	（研修棟）1,355.24 m ² 2 階建て （実習棟）480 m ² 平屋建て （渡り廊下）15.29 m ² 平屋建て
敷地面積	4,254.39 m ²
指定管理者名	公益財団法人 福井市ふれあい公社
指定期間	平成 28 年度～令和 2 年度
公募・非公募の区分	非公募
応募者数	－

収支の状況（単位：円）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<収入>			
指定管理料	32,997,000	32,997,000	32,997,000
利用料金	9,907,280	9,366,950	9,342,820
その他	315,234	306,104	216,104
収入合計	43,219,514	42,669,964	42,555,924
<支出>			
納付金	－	－	－
人件費	28,849,054	33,441,716	34,267,110
委託費	2,593,295	2,759,594	2,686,264
その他	12,851,755	13,718,158	15,103,709
支出合計	44,294,104	49,919,468	52,057,083

差引	△1,074,590	△7,249,504	△9,501,159
利用者数（人）	90,090	87,626	80,869

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 施設利用料、冷暖房利用料及び附属設備利用料
自主事業の有無及び概要	有 プリザーブドフラワー制作等体験講座の実施。利用者サークルの作品展等
備考	

当該施設は、福井市施設マネジメントアクションプラン第1期（素案）では、令和2年度末をもって機能廃止の方針を示している。

[施設の写真]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

収支の状況	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	6,785	6,785	6,751	目的外使用料
雑入	—	—	—	
市債	—	—	—	
収入合計	6,785	6,785	6,751	
<支出>				
需用費	—	—	—	
委託料	33,213,000	33,083,400	33,083,400	指定管理料他
使用料及び賃借料	9,500,053	9,500,053	8,202,700	借地料
工事請負費	518,400	250,000	457,680	
備品購入費	—	99,792	—	和机
支出合計	43,231,453	42,933,245	41,743,780	
コスト(支出ー収入)	43,224,668	42,926,460	41,737,029	
利用者数(人)	90,090	87,626	80,869	
一人当たりコスト	479	489	516	

[増減分析]

大きな増減はない。

(3) 監査の結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

当該施設において平成30年度の要求基準は、協定書に研修室年間稼働率42.7%以上と軽運動場年間稼働率57.9%を満たすことと規定されており、実績値は以下のとおりである。

年間稼働率	平成17年度 (導入前)	平成18年度～ 平成22年度	平成23年度～ 平成27年度	平成28年度
研修室	26.8%	38.6%	42.7%	43.8%
軽運動場	58.6%	58.4%	58.8%	64.5%

年間稼働率	平成29年度	平成30年度
研修室	42.7%	43.8%
軽運動場	64.0%	58.8%

【意見】

指定管理者制度を導入した結果、稼働率は導入前よりも高い稼働率を維持できており、指定管理導入の成果はあったといえる。利用者数について、平成28年度から減少傾向となっている。すでに要求基準は満たしているものの、目標としての利用者数の値も設定する方が望ましい。

なお、稼働率の計算上は、一人の利用でも稼働としており、施設のキャパシティとしては、さらなる利用促進が可能である。

②指定管理者制度の導入について

指定管理者が実施している自主事業は、スポーツ体験教室、作品展、健康講座、税に関する基礎講座などである。当該自主事業は、全体で赤字の状況であり、指定管理者に対するインセンティブとなっていない。また、自動販売機収入についても、目的外使用となっており、自主事業として展開することができない環境にある。

【意見】

当該施設は、勤労者のための研修施設であり、技能団体の使用が優先となっており、自主事業を計画的に実施することができない状況である。また、インターネットによる施設予約も利用できず、利用の予約については指定管理者が書類で管理をしている状態となっており、事務効率も図れていない。

指定管理者の収支が黒字化できておらず、そもそも、公の施設について指定管理者制度を導入する必要があったのかについて疑義がある。

指定管理者制度を導入することで、民間ノウハウを活用し、効率的な運営を予定するのであれば、指定管理者制度導入の検討段階において、慎重に対応する必要があった。

③所管課について

当該施設は、勤労者のための研修施設であり、技能団体に使用料を減免して使用する施設となっている関係から、労働政策に特化したものであるとして、しごと支援課が所管課となっている。

【意見】

当該施設は、技能団体に使用料を減免している関係などから、利用料金が限られ、利用料もあまり見込めないということから非公募方式により指定管理者が選定されている。今後は、機能廃止の方向で進んでいるものの、施設の有効活用という点では、施設活用推進課が担当となり、施設の目的を見直し、利用範囲を広げることにより利用料の確保を図ることで、公募方式での活用の方向性などを見出すことも可能である。

④事業報告書の期日について

本指定管理においては、年度事業報告書を事業年度終了後 2 か月以内、上半期事業報告書を上半期終了後 1 月以内、四半期収支状況報告書を四半期終了後 1 月以内、月次利用状況一覧については翌月 10 日までに提出することと協定書及び仕様書に定められている。

【意見】

平成 30 年度の事業報告書において 3 月 31 日付の収受印が押印されていた。実際の収受日は 5 月であるが、出納処理の関係から 3 月 31 日の収受印としているとのことであった。しかし、収受印については、実際に書類が提出された日で管理をしなければ、期日どおりに提出されているのかどうかについて、後日客観的に確認することができなくなる。そのため、収受印については、実際の収受日で押印を行うべきである。

⑤修繕費用の負担について

修繕費用の負担については、協定書において、以下のとおり規定されている。

「施設等の経年劣化による破損・不調及び汚損箇所等の補修・修繕を行うこと。指定管理者が負担する額は年間 70 万円以内（消費税込み）とし、70 万円を超える分については、市が負担することとする。（1 件あたり 50 万円（消費税込み）を超えるものについては市と協議すること。ただし、年間 70 万円に満たなかった場合は、年度末に余剰分を精算することとする。」とされている。

しかし、平成 30 年度の修繕費の実績が 719,518 円と 70 万円を超える場合であっても、福井市が負担した事実はない。

【意見】

現状協定書どおりの運用が実施されていないことから、今後、協定書に基づいて、修繕費の精算を毎年度実施する運用の徹底を図るか、もしくは、実態に応じて、協定書の記載内容を見直すべきである。

⑥ホームページの保守管理について

本指定管理施設のホームページで紹介されているリンク先が、指定管理者である公益財団法人福井市ふれあい公社の関連施設が掲載されているのみであった。

【その他】

研修センターのホームページのリンク先について、福井市の所管課を含め、研修施設の代替施設のリンク付けをするなど、改善を図る必要がある。

19. 福井市みやま長寿そば道場「ごっつおさん亭」

(1) 概要

所在地	福井市 瀬ヶ口町 第24号7番地
施設ホームページ URL	http://www.miyamasoba.com/
所管課	農政企画課
施設の設置根拠条例等	福井市みやま長寿そば道場「ごっつおさん亭」の設置及び管理に関する条例
施設の設置目的	そば打ちの体験を通して美山地区の特産品のそばを活用することにより、地域の活性化及び地域産業の振興に寄与する。
設置年月	平成3年11月
営業時間	休館日 指定管理者が市長の承認を得て定める。 開館時間 9:00~17:30
構造	鉄骨造
建物規模(延べ床面積、階)	524.68㎡ 1階(機械室、車庫含む)
敷地面積	7,590.78㎡(近隣借地含む)
指定管理者名	特定非営利活動法人 越前みやまそば元気の家
指定期間	平成28年度から令和2年度まで
公募・非公募の区分	公募
応募者数	1

収支の状況(単位:円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<収入>			
指定管理料	—	—	—
利用料金	2,361,700	2,352,660	2,024,960
その他	15,576,627	13,860,161	12,953,372
収入合計	17,938,327	16,212,821	14,978,332
<支出>			
納付金	330,000	330,000	330,000
人件費	6,299,396	6,726,567	6,593,555
委託費	—	—	—
その他	10,912,211	10,430,155	7,987,714
支出合計	17,541,607	17,486,722	14,911,269
差引	396,720	△1,273,901	67,063
そば打ち体験者数(人)	2,863	2,944	2,168

そば打ち体験の鉢数（鉢）	1,045	1,041	896
地域特産農産物の販売数（品）	15	33	63
普及活動回数（回）	3	3	11

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 そば打ち体験料、レストラン収入（飲食）
自主事業の有無及び概要	有 みやまそばをふるさと小包やふるさと納税品として登録し販売している。
備考	

当該施設は平成 20 年度より指定管理制度が導入されており、平成 28 年度から第 3 期目の指定管理期間となっている。公募の結果、3 期とも現在の指定管理者である特定非営利活動法人越前みやまそば元気の会が指定管理者となっている。3 期目である現指定管理期間の現地説明会には 3 者が参加していたが、結果として申請書を提出したのは同法人のみであった。指定管理料は発生しておらず、納付金 330,000 円が納付されている。当該金額の算定方法は、ごっつおさん亭に係る指定管理者の事業収入（消費税込）の金額に 1.5% を乗じて得た金額と 330,000 円とのいずれか大きい方となっている。福井市施設マネジメントアクションプラン第 1 期（素案）での方針は機能廃止となっている。

[施設の写真]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	—	—	—	
雑入	330,000	330,000	330,000	納付金
市債	—	—	—	
土地貸付収入	77,633	77,633	74,831	転貸借料
収入合計	407,633	407,633	404,831	
<支出>				
需用費	—	—	—	
委託料	463,233	336,960	336,960	浄化槽清掃業務
使用料及び賃借料	1,069,719	1,069,719	1,062,131	借地料
工事請負費	—	—	—	
備品購入費	—	—	—	
修繕費	309,960	—	—	
支出合計	1,842,912	1,406,679	1,399,091	
コスト（支出－収入）	1,435,279	999,046	994,260	
利用者数（人）	2,863	2,944	2,168	
一人当たりコスト	501	339	459	

[増減分析]

平成 28 年度の委託費の増加はカーテン制作費用の発生によるものである。平成 28 年度の修繕費は窓枠修繕費の発生によるものである。

(3) 監査結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

当該施設の平成 30 年度の要求基準はそば打ち体験の鉢数 1,600 鉢以上、地域特産農産物の販売品目 50 品目以上/年、普及活動年 2 回以上となっている。実績値は以下のとおりである。

	平成 19 年度 (導入前)	平成 20～ 22 年度	平成 23～ 27 年度	平成 28～ 30 年度
そば打ち体験数(鉢)	1,174	1,309	1,442	994

要求基準のうち、地域特産農産物の販売数と普及活動については指定管理者制度導入前との比較が実施できないため省略している。

要求基準のそば打ち体験の鉢数について、過去 3 年間とも未達となっており、平均値も指定管理者制度導入前の水準となっている。指定管理者は様々な対策を講じている。JR との連携やじゃらんでの予約など出来得る対応は実施している。その結果、平成 31 年度については、令和元年 8 月時点で 3 期目の最高の水準となっており、改善効果は表れている。

【意見】

指定管理者制度を導入した結果、当初そば打ち体験の鉢数は大きく伸びており、その意味では成果があったといえる。これは、自主事業の実施などによるものであり、指定管理者の努力によるものといってよい。しかし、第 3 期の指定管理期間（平成 28 年度から令和 2 年度）に入ってから、大きく減少し、指定管理者制度導入前を下回る結果となっている。

【意見】

現在の要求基準（そば打ち体験の鉢数 1,600 鉢以上、地域特産農産物の販売品目 50 品目以上/年、普及活動年 2 回以上）は適切であるが、レストラン事業の要求基準（来客数や売上高）もあってよい。

また、当該施設の設置目的である「地域の活性化及び地域産業の振興」を示す成果指標があると良い。具体的には、みやま在来種のそばの作付面積や地元での飲食、物販産業の売上高などが候補となる。指定管理者へ要求基準として示す指標ではないかもしれないが福井市として把握し、目標とすべき指標である。

②インセンティブと成果について

平成 30 年度までの直近 3 年間において、指定管理者としての収支は平成 29 年度がマイナス、平成 28 年度、30 年度においてもほとんど利益は計上されていない。なお、自主事業の利益が平成 29 年度に 723 千円、平成 30 年度に 529 千円計上されている。

【意見】

指定管理者が NPO 法人ということもあり、金銭的なインセンティブはそれほど求めら

れていないが、ある程度の金銭的なインセンティブがなければ、指定管理者制度は持続できない。利用料金や納付金（指定管理料）の設定においては、常に指定管理者にインセンティブがあるかどうかの視点を持つ必要がある。

③指定管理報告について

事業報告の期日は上半期報告が上半期終了後 1 月以内、年度末が事業年度終了後 2 月以内、業務報告は、月次報告が翌月 10 日まで、四半期報告が四半期終了後 1 月以内となっている。

【意見】

事業報告について、平成 28 年度の報告が平成 29 年 6 月 30 日に、平成 29 年度の報告が平成 30 年 6 月 20 日に、平成 30 年度の報告が令和元年 6 月 12 日にそれぞれ報告されており、期限後報告となっている。その理由として会計事務所から最終数値が遅れるためとの回答であった。事業報告について、仕様書及び協定書どおりに提出することが必要である。

【意見】

事業報告書における収支報告書が以下の形式となっている。

月	本業務		自主事業	
	収入	支出	収入	支出
4 月	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
…				
3 月	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

これでは、どのような費目で計上されているかがわからない。一般的な収支（又は損益）計算書の様式にて提出を求める必要がある。なお、四半期報告では一般的な様式で報告が実施されており、所管課は四半期報告の累計値により詳細な支出を把握している。

④利用者満足度調査について

仕様書では、年に 1 回は利用者満足度調査を実施することとなっており、その結果を事業報告書において記載することとなっている。

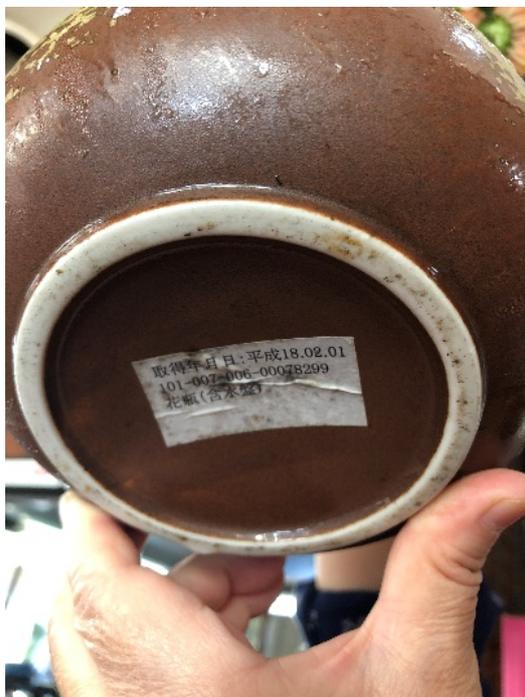
【意見】

利用者満足度調査について、調査は実施しているが、集計報告が実施されていない。指定管理施設が適切に運営管理されているか、また、今後どのような施設としていくべきかを考えるうえで満足度調査は有効である。調査の結果と集計し、事業報告書に適切に記載する必要がある。

⑤備品管理について

福井市のシステム出力台帳である備品一覧表に記載されていない備品の現物があった。写真ではわかりにくいですが、台帳番号は101-007-006-00078299である。

[台帳に計上されていない備品]



【意見】

旧美山町から引き継いだ際の備品一覧表の整理ミスと考えられる。このようなことがないように、現物、仕様書の備品一覧、福井市のシステムから出力される備品一覧表の相互の照合を指定管理期間の最初に実施する必要がある。

20. 福井市SSTランド

(1) 概要

所在地	福井市笹谷町 115
施設ホームページ URL	http://www.sst-land.jp
所管課	林業水産課
施設の設置根拠条例等	福井市SSTランドの設置及び管理に関する条例
施設の設置目的	森林及び林業に対する理解を深め、林業振興の促進に寄与し、もって市民の健康増進を図るため
設置年月	平成5年度
営業時間	午前9時から午後5時まで 宿泊については午後5時から午前9時まで
構造	木造
建物規模（延べ床面積、階）	総合案内所：地上1階建て 846m ²
敷地面積	90,352.00m ²
指定管理者名	公益財団法人 福井市ふれあい公社
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
公募・非公募の区分	非公募
応募者数	－

収支の状況（単位：円）	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<収入>			
指定管理料	6,156,000	6,156,000	6,153,000
利用料金	10,020,700	9,087,950	7,934,300
その他	7,460,302	5,874,458	6,783,078
収入合計	23,637,002	21,118,408	20,870,378
<支出>			
納付金	－	－	－
人件費	3,839,331	3,091,376	8,544,786
委託費	6,354,963	6,224,328	6,838,842
その他	11,230,723	12,142,920	12,378,970
支出合計	21,425,017	21,458,624	27,762,598
差引	2,211,985	△340,216	△6,892,220
利用者数（人）	20,264	18,107	19,879

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 利用料金、食材代他
自主事業の有無及び概要	有 バーベキューの食材提供、イベント開催ほか。
備考	

当該施設は平成 20 年度より指定管理者制度が導入されており、平成 30 年度から第 3 期目の指定管理期間となっている。当初の 2 指定管理期間は公募の結果、株式会社さくら（旧社名株式会社納村）が指定管理者となっていたが、平成 30 年度からはじまる第 3 期指定管理期間は公募したものの参加者がなく、非公募により公益財団法人福井市ふれあい公社が指定管理者となっている。福井市施設マネジメントアクションプラン第 1 期（素案）での方針はガラガラ山越前水仙の里キャンプ場への集約化による廃止方針となっている。

[施設の写真]

[バーベキュー場]



[コテージ]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	—	—	327	
雑入	—	—	—	
収入合計	—	—	327	
<支出>				
需用費	349,920	780	—	
委託料	6,156,000	6,156,000	6,153,000	
使用料及び賃借料	2,569,584	2,569,584	2,569,584	
工事請負費	—	—	498,960	
備品購入費	231,120	—	168,804	
報酬	—	16,000	—	
支出合計	9,306,624	8,742,364	9,390,348	
コスト（支出－収入）	9,306,624	8,742,364	9,390,021	
利用者数（人）	20,264	18,107	19,879	
一人当たりコスト	459	482	472	

[増減分析]

修繕に伴う工事請負費等による増減はあるものの、福井市のコストに大幅な増減は見られない。

(3) 監査結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

当該施設における、平成 30 年度の要求基準は「年間利用者数 21,000 人を下回らないこと。」と設定されており、実績値は以下のとおりである。

	平成 19 年度 (導入前)	平成 20～ 24 年度	平成 25～ 29 年度	平成 30 年度
利用者数 (人)	15,042	17,726	20,157	19,879
利用料金 (千円)	16,157	18,543	15,905	14,717
バンガロー稼働率	15.5%	16.7%	21.3%	13.8%

要求基準について、平成 30 年度について未達成となっている。指定管理者の分析によると、夏の異常な高温状態が長く続いたことや、度重なる台風等の接近通過によるキャンセルによる影響があったためである。

【意見】

指定管理者制度を導入した結果、利用者数は大きく伸びており、その意味では成果があったといえる。これは、自主事業の実施などによるものであり、指定管理者の努力によるものといってよい。一方で利用料金は一旦増加したものの、現在は減少傾向にある。指定管理者制度の導入目標の一つは福井市にとってのコスト削減である。長期的に考えれば利用料金の拡大は指定管理料の縮減につながるため、コスト削減に貢献する。要求基準に利用料金の目標値があることが望ましい。

②指定管理者の意見とインセンティブについて

当該施設は、福井市施設マネジメントアクションプランにおいて「利用者数が減少しているとともに、近隣に類似施設（ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場）があるため、指定管理期間（～令和 4 年度）満了以降に、類似施設へ集約化する。」とされている。なお、当該施設の利用者数はここ 3 年間横ばいである。

指定管理者の選定方法が非公募方式となっているが、これは当初公募したものの応募者が不在であったため、非公募方式により公益財団法人福井市ふれあい公社を指定管理者としたためである。なお、従前の指定管理者は株式会社さくらであり、第三者モニタリングでは総合評価 87.7%と高い評価を得ていたが、平成 30 年度から開始する指定管理期間の指定管理者の公募には参加しなかった。

株式会社さくらの運営の総括によると、利用者の志向の変化、維持管理の問題、指定管理方法の 3 つで改善すべき事項があることが示されていた。

i) 利用者の志向の変化

アウトドアに対する関心は高くなっているが、メインの BBQ はビアガーデン等まちなか回帰がみられ、郊外型のサービスは伸び悩むこととなった。今後はトイレや利用環

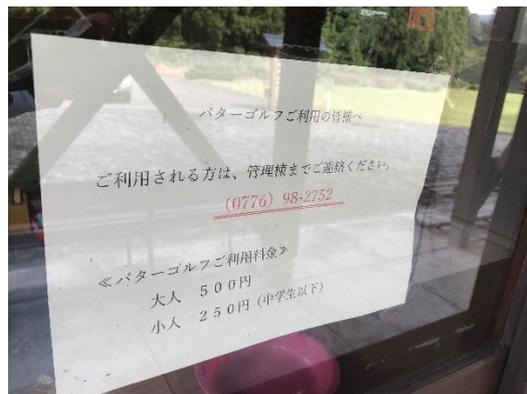
境設備の更新を進め、フリーWifiなどで快適さや滞在時間を延ばす工夫が必要である。

ii) 維持管理の問題

パターゴルフ場の維持管理に多額のコストがかかっているが、パターゴルフの利用者はほとんどいない。費用対効果の点で問題がある。実際、現在もパターゴルフ場の利用度は低いようで、本来受付がある場所には連絡先が貼られていた。

[パターゴルフ場]

[パターゴルフ受付]



iii) 指定管理方法

条例や仕様書は平成 20 年度来利用料金や利用範囲に関して大幅な変更がない。利用料金や利用範囲に関して見直しや弾力的な運用ができるような変更が必要である。

当該意見を述べた前指定管理者は平成 30 年度からの指定管理者申請に参加していない。

【意見】

長年指定管理者として運営した者の意見には参考とすべき点が多い。上記の 3 つの意見を大きくまとめると「福井市 SST らんどが現状のままあり続けることは難しい」であるが、裏を返せば「見直すべき点を見直せば十分活用できる」である。10 年間の期間がありながら、方針変更が出来なかった理由について、包括外部監査としては「条例や仕様書による運営の硬直化」にあると考える。例えば、利用料金は福井市と指定管理者との協議で決定することとされているが、上限は条例により定められている。この上限が、ほぼ実際の料金と同じであり、事実上機動的な対応は出来ない状況である。例えばバンガロー施設の 1 泊の利用料金の上限は 13,370 円であるが、実際に利用料金は 13,000 円である。値上げ余地は 370 円しかない。対応として考えられるのは、環境の変化に対する条例の機動的な改正もしくは上限値をある程度高めに設定するかであろう。

【意見】

指定管理者にとっての収支状況みると、平成 30 年度は大幅な赤字となっている。また、平成 29 年度以前もほとんど利益は計上されていない状況であった。平成 29 年度まで 10 年間施設を運営していた指定管理者は、平成 30 年度から始まる第 3 期指定管理期間への

参加を見送っている。直接話を聞いたわけではないため推測になってしまうが、指定管理者へのインセンティブが低かったことが一因であったと考えるべきである。結果として平成30年度以降は非公募により公益財団法人福井市ふれあい公社が指定管理者となり、公的機関としての性質が強いことから民間運営とはいえなくなっている。

金銭的なインセンティブ以外では、指定管理者の意見を取り入れることもインセンティブにつながる。前指定管理者が意見として残したものは、対応が困難であったため結果として指定管理者の要望に応えられなかったものである。指定管理者制度を継続し成果を上げていくためには指定管理者にとってのインセンティブを確保する必要がある。

③指定管理報告について

事業報告の期日は上半期報告が上半期終了後1月以内、年度末が事業年度終了後2月以内、業務報告は、月次報告が翌月10日まで、四半期報告が四半期終了後1月以内となっている。

【意見】

平成30年度の第4四半期の事業報告が5月31日付受領となっており、期限から1か月遅れとなっていた。また、平成28年度、平成29年度について、上半期事業報告書がなかった。事業報告、業務報告について、仕様書及び協定書どおりに提出することが必要である。

平成28年度、平成29年度の月次報告について、福井市の受付印が押印されていなかった。期限を設けて報告を求めている以上、報告受領時には受付印を押印する必要がある。

④修繕費用の負担について

修繕費用の負担については、協定書において、指定管理者の負担は1件10万円以内、年間90万円以内となっており、90万円に満たなかった場合は余剰分を福井市に返還することとなっている。修繕費の実績推移は以下のとおりである。

修繕の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
修繕費(円)	1,543,225	2,615,790	913,416

【意見】

平成28年度、平成29年度は90万円を大きく超えているにもかかわらず、協議の上指定管理者が負担している。協定書では福井市が負担することとなっており、協定書どおりの運用となっていない。協定書どおりの運用とするか、協定書を実際の運用に合わせて修正する必要がある。

2 1. 福井市リズムの森

(1) 概要

所在地	福井市西中町 20-23
施設ホームページ URL	http://www.rizumunomori.com/
所管課	林業水産課
施設の設置根拠条例等	福井市リズムの森の設置及び管理に関する条例
施設の設置目的	市民が野外活動等を通して健康増進を図るとともに、森林及び林業に対する理解を深めるため
設置年月	平成元年
営業時間	午前 10 時から午後 5 時まで 宿泊については午後 3 時 30 分から午前 9 時 30 分まで
構造	木造
建物規模（延べ床面積、階）	管理棟：地上 2 階建て 685m ²
敷地面積	21,516.33m ²
指定管理者名	有限会社 アクティブスポーツシステム福井
指定期間	平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
公募・非公募の区分	公募
応募者数	1

収支の状況（単位：円）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<収入>			
指定管理料	1,728,000	1,728,000	2,373,644
利用料金	1,879,250	1,601,350	1,780,232
その他	562,241	493,082	571,822
収入合計	4,169,491	3,822,432	4,725,698
<支出>			
納付金	—	—	—
人件費	1,759,083	1,812,988	854,946
委託費	779,986	738,692	566,812
その他	1,981,847	1,693,888	3,456,865
支出合計	4,520,916	4,245,568	4,878,623
差引	△351,425	△423,136	△152,925
利用者数（人）	3,040	2,508	3,818

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 施設利用料金、食材代他
自主事業の有無及び概要	有 バーベキューの食材提供、イベント開催ほか
備考	

当該施設は平成 20 年度より指定管理者制度が導入されており、平成 30 年度から第 3 期目の指定管理期間となっている。福井市施設マネジメントアクションプラン第 1 期（素案）での方針は集約化による廃止方針となっている。

[施設の写真]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	3,000	3,000	3,000	
雑入	—	—	30,252	
市債	—	—	—	
納付金	—	—	—	
収入合計	3,000	3,000	33,252	
<支出>				
需用費（修繕）	—	2,579	99,360	
委託料	1,728,000	1,728,000	2,373,644	指定管理料ほか
使用料及び賃借料	1,864,347	1,864,347	1,864,347	借地料
工事請負費	531,900	—	—	
備品購入費	—	—	—	
報酬	—	121,000	—	選定委員報酬
支出合計	4,124,247	3,715,926	4,337,351	
コスト（支出－収入）	4,121,247	3,712,926	4,304,099	
利用者数（人）	3,040	2,508	3,818	
一人当たりコスト	1,355	1,480	1,127	

[増減分析]

平成 30 年度より、第 3 期指定管理期間となり指定管理料が増加している。一方で平成 30 年度より利用者が増加しており、一人当たりのコスト負担額は減少している。

(3) 監査結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

当該施設において、平成30年度の要求基準は「年間利用者数4,000人を下回らないこと。」と設定されており、実績値は以下のとおりである。

	平成19年度 (導入前)	平成20～24年 度	平成25～29年 度	平成30年度
利用者数(人)	2,679	3,407	3,082	3,818
利用料金(千円)	1,875	1,940	1,869	1,780
バンガロー・コテージ稼働率	4.6%	5.3%	5.7%	6.7%

【意見】

指定管理者制度を導入した結果、利用者数は大きく伸びており、その意味では成果があったといえる。これは、自主事業の実施などによるものであり、指定管理者の努力によるものといえてよい。

一方で利用料金は一旦増加したものの、現在は減少傾向にある。指定管理者制度の導入目標の一つは福井市にとってのコスト削減である。長期的に考えれば利用料金の拡大は指定管理料の縮減につながるため、コスト削減に貢献する。要求基準に利用料金の目標値があることが望ましい。

②インセンティブと成果について

平成30年度までの直近3年間、指定管理者としての収支はマイナスとなっているが、平成30年度について、本部経費1,300千円を控除してのマイナスのため、施設単体であれば若干プラスであったと見てよい。

【意見】

平成30年度から始まる第3期指定管理期間の公募には第2期の指定管理者は応募していない。辞退した理由は運営ノウハウがなかったためという理由であるが、平成29年度まで每期赤字であったという点も大きいと考えられる。また、指定管理料が増額されたためとは直接言えないが、平成30年度は利用者の減少に歯止めがかかっている。

指定管理者に適切なインセンティブがなければ、指定管理者制度は持続できないため、利用料金や指定管理料の設定においては、常に指定管理者にインセンティブがあるかどうかの視点を持つ必要がある。

③指定管理報告について

事業報告の期日は上半期報告が上半期終了後 1 月以内、年度末が事業年度終了後 2 月以内、業務報告は、月次報告が翌月 10 日まで、四半期報告が四半期終了後 1 月以内となっている。

【意見】

平成 30 年度の上半期報告について、実施されていなかった。四半期報告について、平成 28 年度、平成 29 年度は提出がなく、平成 30 年度は第 2 四半期分しか提出されていなかった。また、月次報告について、平成 30 年 11 月から平成 31 年 3 月の月次報告書がなかった。これは、開園期間ではなかったためと考えられる。

総論でも記載しているが、真に必要な報告のみを要求すべきであり、閉鎖期間中は設備の保全状況などのみ求めるなど柔軟な対応が必要である。

【意見】

平成 28 年度、平成 29 年度及び平成 30 年 7 月、8 月分の月次報告について、福井市の受付印が押印されていなかった。報告受領時には受付印を押印するようにすべきである。

④満足度調査について

仕様書では、年に 1 回は満足度調査を実施することとなっており、その結果を事業報告書において記載することとなっている。

【意見】

平成 30 年度において満足度調査が実施されていなかった。この点について福井市のモニタリングにおいても指摘されている。指定管理施設が適切に運営管理されているか、また、今後どのような施設としていくべきかを考えるうえで満足度調査は有効である。毎年実施していく必要がある。

2.2. 福井市一乗谷あさくら水の駅

(1) 概要

所在地	福井市安波賀中島町 1-1-1
施設ホームページ URL	http://www4.fctv.ne.jp/~jouhou/index.html
所管課	農村整備課
施設の設置根拠条例等	福井市一乗谷あさくら水の駅の設置及び管理に関する条例
施設の設置目的	水、農業及び生物との関わりに対する市民の理解を深めるとともに、来訪者への良好な休憩の場の提供、地域情報の発信等により人と人との交流を促進し、農業及び地域産業の振興を図る。
設置年月	平成 22 年 5 月
営業時間	<ふれあい情報館・水車小屋> 9時から18時まで（水曜、年末年始を除く） <交流施設、駐車場、屋外トイレ> 365日24時間利用可能
構造	鉄骨造（ふれあい情報館）
建物規模（延べ床面積、階）	358.05 m ² 、1 階（ふれあい情報館）
敷地面積	2.3ha（水の駅全体）
指定管理者名	特定非営利活動法人 越前みやまそば元気の会
指定期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
公募・非公募の区分	公募
応募者数	3

収支の状況（単位：円）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<収入>			
指定管理料	7,861,000	7,861,000	7,861,000
売上及びその他収入	31,864,973	28,811,997	30,780,570
収入合計	39,725,973	36,672,997	38,641,570
<支出>			
納付金	—	—	—
人件費	7,517,240	7,107,633	7,773,719
委託費	2,456,014	2,293,522	2,220,836
その他	27,212,941	24,362,486	25,601,395
支出合計	37,186,195	33,763,641	35,595,950
差引	2,539,778	2,909,356	3,045,620

利用者数（水の駅全体）（人）	137,639	117,763	121,351
----------------	---------	---------	---------

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 飲食、物販、自主事業等
自主事業の有無及び概要	有 イベント開催、自動販売機収入等
備考	

[施設の写真]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	4,500	4,500	4,500	目的外使用料
雑入	－	50,194	93,570	EV 充電器電気料
市債	－	－	－	
収入合計	4,500	54,694	98,070	
<支出>				
需用費	358,456	1,163,738	902,928	
委託料	11,136,640	11,591,080	11,099,680	指定管理料他
使用料及び賃借料	20,412	79,596	32,936	
工事請負費	495,480	－	－	園内水路改修等
備品購入費	18,000	－	－	
負担金及び交付金	47,000	1,245,898	47,000	
支出合計	12,075,988	14,080,312	12,082,544	
コスト（支出－収入）	12,071,488	14,025,618	11,984,474	
利用者数（人）	137,639	117,763	121,351	
一人当たりコスト	87	119	98	

[増減分析]

平成 29 年度は下水道設計及び負担金の発生により支出が増加している。

(3) 監査の結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

本指定管理における平成30年度の要求基準は、協定書において、初年度(平成27年度)におけるふれあい情報館の年間利用者数を40,000人以上にすること(平成25年度実績比較の約2倍)及び2年目以降のふれあい情報館の年間利用者数を年3%ずつ向上させること(平成27年度比較)とされており、実績値は以下のとおりである。

	平成26年度 (導入前)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数(人)	14,493	121,332	119,904	101,221

	平成30年度
利用者数(人)	102,602

【意見】

指定管理者制度を導入した年度は、要求基準で想定していた以上に、利用者数は大きく伸びたものの、その後は、要求基準で求められている年3%の増加は達成できていない状況である。指定管理者がさまざまな努力をしていることは、事業報告等からうかがうことはできるが、福井市との協力体制や朝倉氏遺跡との連携などをより積極的に図り、さらなる利用者数の拡大を図るよう福井市として指導していくことが必要である。

②自主事業の収支報告について

自主事業の実施に伴う収支状況については、四半期収支状況報告書に本業務の収支状況とは別途把握できるように福井市に報告することと協定書において規定されているが、これまで、自主事業の収支状況については報告されていなかった。

【意見】

協定書に基づく報告が実施されていないことだけでなく、自主事業の収支は指定管理料の算定においても重要な指標であることから、指定管理者に協定書に基づく書類の提出を求めることが必要である。なお、経費の区分等の関係から、本業務と自主事業との区分ができない場合などの状況においては、合理的な按分計算を指定管理者に要求したり、協定書の見直しを図ったりするなど、臨機応変な対応が必要である。

③次年度事業計画書等の提出について

本指定管理においては、次年度の事業計画書については、管理を予定している年度の前年度の10月末までに福井市に提出することとされている。

【意見】

平成30年度の事業計画書が提出されたのは、平成30年2月13日となっており、協定

書の提出期限が守られていなかった。協定書に基づく提出期限の遵守を指定管理者に徹底するとともに、協定書の期日が、計画算定上早期すぎるなど実態にそぐわない場合には、協定書の期日を見直すなどの対応が必要である。

また、当該事業計画書に添付されている収支予算において、物産品販売の売上仕入比率が正確な数字で表現されていない状況であった。指定管理者が提出する経理資料につき、異常が見受けられた場合には、福井市としても適時適切に指定管理者に修正等の指示を行い、本施設の管理運営が適切に実行されていることを確認できるようにしていくことが必要である。

④自主事業の内容について

指定管理者は、自主事業として、水の駅感謝祭、そば感謝祭などのイベントを企画実施している。また、協定書においては、その他の施設に関する業務として、イベントや地域のコミュニティ形成に関する企画を立案し、実施することとされており、指定管理に基づいて要請されている業務と自主事業の業務との区分が不明瞭な部分が見受けられる。

また、本施設は、道の駅であることから、全国道の駅連絡会の事業も展開することとなっており、さらには、ふくい道駅会の事業も展開している。これらの事業については、自主事業ではなく、指定管理業務の属する業務として取り扱いがされているが、本指定管理の協定書では明確化されていない。

【意見】

協定書における指定管理の業務内容が不明瞭である結果、自主事業なのか、指定管理の本業務なのかかわかりにくい状況となっている。上述の自主事業の収支を正確に把握するうえでも、業務内容を協定書により明確化して規定することが必要である。

⑤修繕費用の負担について

修繕費用の負担については、協定書において、以下のとおり規定されている。

「施設等の経年劣化による破損・不調及び汚損箇所等の補修・修繕を行うこと。なお、指定管理者が負担する額は、見積り 1 件当たり 10 万円以内（消費税及び地方消費税を除く。）、年間 30 万円以内（消費税及び地方消費税を除く。）とし、これを超える分については、市が負担することとする。ただし、30 万円に満たなかった場合は、年度末に余剰分を精算することとする。」

しかしながら、指定管理者における修繕費負担額は平成 28 年度 337,640 円、平成 29 年度 366,590 円、平成 30 年度 380,398 円となっているが、協定書どおりの精算の運用は実施されていない。

【意見】

現状協定書どおりの運用が実施されていないことから、今後、協定書に基づいて、修繕費の精算を毎年度実施する運用の徹底を図るか、もしくは、実態に応じて、協定書の記載

内容を見直すべきである。

⑥収支決算報告について

指定管理者から福井市に提出する収支報告書において、租税公課に計上されている消費税について、理論上の数値と異なる数値が計上されていた。

【意見】

収支報告書の数字は、次期指定管理期間の指定管理料の積算や指定管理者にとってのインセンティブを管理する上で非常に重要な数字となる。そのため、指定管理業務に係る収支については、網羅的かつ正確に集計報告を受けることが必要である。指定管理者に対して、適正な数字での報告の徹底を図ることが必要である。

⑦指定管理料の積算について

本指定管理業務の内容の一つとして、水の駅の広報等の利用促進（インターネットや広報紙等を通じて積極的なPR活動を行うこと）が協定書に規定されている。その一方で、指定管理料の積算においては、人件費、修繕費等の経費の積算が実施されているものの、広報活動費についての積算が含まれていなかった。

【意見】

指定管理者に業務を委託するにあたり、当該業務に必要不可欠な主たる経費については、指定管理料の積算において、網羅的に反映をするべきである。また、広報費については、努力の範囲でまかなうものとの考えもあるが、積極的なPR活動のための費用も積算に反映することが必要である。

⑧修繕の実施状況について

本施設に展示されている三連水車について、費用が高額になることから、修繕が実施されていなかった。また、当該三連水車にいく橋の一部にがたつきがあり、補修が適時にされていない状況であった。

【意見】

三連水車については、本施設の見どころでもあるものの、高額な修繕費用がかかる状況において、今後の管理をどうするのかについて検討が必要である。また、橋の補修については、利用者も使用することが想定されるため適時に補修し、利用者に危険が及ばないようにすることが必要である。

[三連水車及び本施設にわたる橋の故障]



⑨労働管理について

本指定管理施設における労働時間管理において、有給休暇の管理ができていない状況であった。

【意見】

有給休暇については、正社員のみならず、アルバイト社員においても、要件を満たす場合には、付与することが必要である。専門家とも密に相談し、適切な労働時間管理の徹底が必要である。

⑩情報管理ポリシーについて

本指定管理業務の開始にあたり、福井市に対して提出されている個人情報保護マニュアルについて、資料を確認することができず、また、当該内容が従業員等に周知されているのかも不明な状態であった。

【意見】

情報管理については、個人情報も含む重要な管理事項であり、指定管理者として、マニュアルの策定・改訂に加え、従業員等に対する定期的な研修等を通じた周知が必要である。

⑪現金管理について

本指定管理業務において、日々の受領する現金については、担当者 A がレジのレシートと現金を別の担当者 B に渡し、担当者 B が営業日報に金額を確認のうえ、記載している。

当該営業日報には、担当者 B の氏名のみが記載されており、複数で現金管理を実施されたのかどうか客観的に確認することができなかった。

また、本施設においては、現金のみの取扱いとなっており、電子マネーやクレジットの利用は受け付けていない状況であった。なお、レジは、クレジットや電子マネーにも対応できているものが導入されていた。

【意見】

日々の現金管理においては、複数人が関与する内部統制を構築することにより、間違いがないようにすることが重要である。また、当該複数人の関与については、後日、第三者が確認することができるように形式的にも残しておくことが重要である。

また、販売代金については、利用者の利便性を考慮すれば、全国的にもクレジット、電子マネーの使用頻度は増加していることから、早急に対応できる状況を確保することが必要である。

⑫経理について

本指定管理の協定書において、経理に関する規程を福井市が提出を求めたときにはいつでも提出できる状態にしておくこととされているが、指定管理者のほうで策定がされていなかった。

【意見】

協定書に規定されているとおり、指定管理者側において経理に関する規程を整備・保管しておくことが必要である。なお、経理に関する規程以外のもので、代替しても可能な場合には、協定書における記載の仕方を変えることも検討することが必要である。

⑬備品管理について

備品には、福井市が無償貸出している I 種と指定管理者が任意で購入する II 種備品とがある。当該備品については、指定管理者は良好に維持管理を行うことが必要であるが、I 種については、備品シールが添付されておらず、福井市のシステム出力台帳である備品一覧表との整合性を確認しにくい状況であった。また、II 種については、指定管理者が別途備品台帳を整備する必要があるが、中身を確認すると、コンサルタント料など、備品ではないものも含まれており、備品台帳の整備が適切に実施されていなかった。

さらに、福井市の備品一覧表に記載されている玄関マット 134,284 円については、6 枚のマットの分であったが、該当備品のすべてを確認することができなかった。

【意見】

備品の良好な管理のためには定期的な現物確認が必要である。当該現物確認が確実に実行されるために、備品シールの添付による備品一覧表と現物との 1 対 1 の対応が明確化できる状況を確保することが必要である。また、II 種についても、備品台帳を適切に作成更新し、備品として管理すべき対象を明確化することが必要である。

23. 福井市治水記念館

(1) 概要

所在地	福井市種池 2-305
施設ホームページ URL	www2.fctv.ne.jp/~chisui/
所管課	河川課
施設の設置根拠条例等	福井市治水記念館の設置及び管理に関する条例
施設の設置目的	福井市における河川の治水・利水・環境に関する知識の普及を図り、河川の治水・利水・環境事業の発展に資するため。
設置年月	平成4年7月
営業時間	9:00～17:00
構造	鉄筋コンクリート造地上2階建（空堀1階）
建物規模（延べ床面積、階）	737.67㎡ 2階（空堀1階）
敷地面積	1,258.59㎡
指定管理者名	特定非営利活動法人 ドラゴンリバー交流会
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日
公募・非公募の区分	公募
応募者数	1

収支の状況（単位：円）	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<収入>			
指定管理料	11,013,964	11,016,000	11,016,000
利用料金	—	—	—
その他	10,814	16	18
収入合計	11,024,778	11,016,016	11,016,018
<支出>			
納付金	—	—	—
人件費	6,690,908	6,045,244	5,926,065
委託費	860,068	822,268	853,372
その他	3,688,649	4,015,185	4,358,079
支出合計	11,239,625	10,882,697	11,137,516
差引	△214,847	133,319	△121,498
利用者数（人）	6,994	7,180	6,501

利用料金の帰属先及び内容	無
自主事業の有無及び概要	無
備考	

平成 18 年度より指定管理者制度が導入されており、平成 28 年度からの 5 年間は第 3 期目の指定管理期間となっている。

指定管理者制度導入前は公益財団法人福井市ふれあい公社が受託管理しており、指定管理者制度導入後は特定非営利活動法人ドラゴンリバー交流会が継続して管理を行っている。

福井市施設マネジメントアクションプラン第 1 期（素案）では、「集約化（廃止）」（類似施設（防災センター）へ集約化）の方向性とされている。

[施設の写真]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	90,889	90,889	91,056	目的外使用料
収入合計	90,889	90,889	91,056	
<支出>				
需用費（修繕）	－	199,908	－	
委託料	11,127,364	11,458,800	11,016,000	指定管理料ほか
工事請負費	－	2,851,200	2,157,840	空調設備更新
支出合計	11,127,364	14,509,908	13,173,840	
コスト（支出－収入）	11,036,475	14,419,019	13,082,784	
利用者数（人）	6,994	7,180	6,501	
一人当たりコスト	1,578	2,008	2,012	

※ 事業に直接関連する収支を抜粋し記載している（市債に関する収支は除外している）。

[増減分析]

平成 29 年度及び平成 30 年度は空調設備更新工事を実施したことにより支出が増加し、一人当たりのコスト負担額は増加している。

(3) 監査結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

当該施設において、平成30年度の主な要求基準は次のとおり設定されている。

・利用者数・・・年間6,000人以上

実績値は以下のとおりである。

	平成17年度 (導入前)	平成18～ 22年度	平成23～ 27年度	平成28～ 30年度
利用者数(人)	2,241	5,280	6,242	6,892

【意見】

指定管理者制度を導入した結果、利用者数は大きく伸びており、その意味では成果があったといえる。これは、積極的に学習会等を実施したことなどによるものであり、指定管理者の努力によるものといつてよい。

ただし、利用者数には治水に関する知識を得ること以外を目的とした来館者も含まれている。例えば、学習会(親子実験教室)の参加者で治水に関する講義には興味がない方や、放課後に治水に関する勉強を目的とせずに遊びに来た児童などが含まれる。これらの来館者も、治水記念館の知名度を高め、治水に関する知識の普及の入り口とするという意味では重要であり、それらを含めた利用者数にも一定の意味はあると考えるが、記念館設置の目的である治水に関する知識の普及の効果がどの程度あったかを測ることは難しい。

現状の要求基準に併せて、治水に関する知識獲得を主目的としない利用者を除いた利用者数や、学校・団体などの誘致数などを成果指標とすることが望ましい。また、④に後述するとおり、利用者に対するアンケートを積極的に実施し、治水に関する関心の程度、展示・情報に対する評価などを指標とすることも考えられる。

②指定管理報告について

指定管理業務仕様書では、業務の実施状況に関する報告として、月次報告(翌月10日まで)、四半期報告(1か月以内)、上半期報告(1か月以内)、年度報告(2か月以内)などを求めている。

四半期報告及び年度報告について、福井市の受付印が押印されているが、その日付が報告対象期間の末日であったり、翌月初であったり、報告期限に比して著しく早い受付日となっているものが散見された。実際の提出状況について聴取したところ、指定管理者の報告書に記載された日付にあわせたものであり、実際の報告書受領日とは異なる日付となっているとのことであった。

【意見】

受付印は書類の受領の事実を記録するものであり、実際の行為日の日付により押印す

るべきである。

なお、月次報告については、福井市の受付印が押印されていない。報告受領時には受付印を押印するようにすべきである。

③本社経費について

指定管理者の収支報告では「事務負担金」が事業経費として計上されている。これは本社事務費を各事業の収入割合で按分したものであり、その金額は次のとおりである。

(単位：千円)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
2,275	2,313	2,792

【意見】

本社事務費は、本社人件費などであり、指定管理業務に係る事務処理費用が含まれる一方で、指定管理業務に直接的に関係しない費用なども含まれる。

指定管理業務の収支報告に計上する費用は、直接的でありその額が明確な基準をもって算出できるものに限定すべきである。

なお、現状の指定管理料の見積りにおいては本社経費を見込まず算出しているが、本社経費であっても真に指定管理業務に必要となるものはその積算に含めることが必要である。

④満足度調査について

指定管理業務仕様書では、利用に関する満足度調査を少なくとも毎年 1 回実施し、その結果を年度事業報告書及び上半期事業報告書において報告することとされている。

当該施設において、満足度調査は、毎月実施する学習会（親子実験教室）のうちの 1 回においてアンケートを配布することで実施（20～30 名程度の回答）している。その内容は、学習会の前半で行う治水・防災に関する講座の理解に関する質問 1 つ、実験教室に関する質問 2 つ、自由記載 1 つとなっている。

なお、一般利用者向けとして、記念館の展示などに関するアンケートの用紙が入り口に置かれているが、年間で数名程度の回答が得られるのみであるとのことである。

【意見】

学習会を対象としたアンケートについて、治水に関する質問は含まれているものの、そのアンケートだけをもって、治水記念館全体の利用に関する満足度を測ることは難しい。一方で、一般利用者向けのアンケートは回収率が著しく低く、現状では活用が難しい。

利用者は、学習会（親子実験教室）、団体（学校など）、一般に分類され、それぞれ利用の目的、仕方が異なると考えられるため、それぞれの満足度が測れるような方法で調査を実施すべきである。

少なくとも、一般利用者向けのアンケートを主軸とし、積極的にアンケート用紙を配付することなどが考えられるが、アンケートから得られる情報の有用性を認識し、満足度調査の実施方法を見直す必要がある。

⑤第三者モニタリングについて

福井市の指定管理者制度運用ガイドラインでは、指定管理期間内に、指定管理者及び福井市施設所管課以外の第三者が、指定管理者による管理運営について評価する第三者モニタリングを実施することとしている。総合政策課によれば、基本的には指定管理期間の中間年度に実施する方針であるとのことである。

当該施設に関しては、現指定管理期間（平成 28 年度～令和 2 年度）において第三者モニタリングが実施されていない。総合政策課によれば、当該施設は閉館予定であるため現指定管理期間における第三者モニタリングを実施しない方針とのことである。

【意見】

閉館予定であっても指定管理者が適切に管理を行っていたかを評価することは必要であり、ガイドラインに従って第三者モニタリングを実施することが適切である。

⑥事業の今後について

当該施設は、福井市における河川の治水・利水・環境に関する知識の普及を図り、河川の治水・利水・環境事業の発展に資することを目的に設置されている。過去に大きな水害を繰り返してきた福井市にとって、治水を行い、また水害に備えることが重要な課題である。そのシンボルとして治水記念館は設置され、一定の役割を果たしてきたものと考え、福井市施設マネジメントアクションプラン第 1 期（素案）では、類似施設（防災センター）へ集約化する方針とされている。

【意見】

気候変動により全国的に水害の危険性が固まっており、特に水害の多い福井市においては、治水及び水害への備えに関する意識付け、知識の普及の重要性は一層高まっているものとする。その中で治水記念館は閉館の方向性となっているが、記念館というハードは廃止となったとしても、治水に関する知識普及の活動というソフトの活動が重要であり、機能集約先である防災センターを中心に今まで以上に推進していくことが必要である。

また、過去 30 年近くに亘る治水記念館の業務により蓄積した資料、情報、ノウハウも非常に重要であり、何らかの形で記録又は知識として残し伝承し、今後の事業を劣化させることなく実施していくことが必要である。

2 4. 福井市東山健康運動公園

(1) 概要

所在地	福井市寮町 50-5
施設ホームページ URL	http://www.higashiyamapu-ru.sakura.ne.jp/
所管課	公園課
施設の設置根拠条例等	福井市東山健康運動公園の設置及び管理に関する条例 福井市東山健康運動公園の設置及び管理に関する条例施行規則
施設の設置目的	健康の維持・増進及び福祉の増進を図る
設置年月	平成 3 年 4 月
営業時間	月曜～土曜 9 時～21 時 日曜・祝日 9 時～18 時
構造	R C 造（一部鉄骨造）
建物規模（延べ床面積、階）	延べ床面積 5,904.43 m ² 地下 1 階、地上 2 階
敷地面積	74,150.00 m ²
指定管理者名	公益財団法人 福井市ふれあい公社
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
公募・非公募の区分	非公募
応募者数	－

収支の状況（単位：円）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<収入>			
指定管理料	154,376,303	154,385,000	154,385,000
利用料金	57,959,820	56,099,145	57,205,125
その他	1,461,411	1,352,658	1,321,164
収入合計	213,797,534	211,836,803	212,911,289
<支出>			
納付金	－	－	－
人件費	93,294,472	93,554,025	96,608,206
委託費	40,003,616	42,776,172	37,857,786
その他	66,953,168	74,897,027	82,189,507
支出合計	200,251,256	211,227,224	216,655,499
差引	13,546,278	609,579	△3,744,210
利用者数（人）	146,017	139,215	139,990

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 施設利用料
自主事業の有無及び概要	有 プールやトレーニングルーム内での健康維持等の講座
備考	

当該施設は指定管理者制度導入以前より、公益財団法人福井市ふれあい公社に運営管理を委託していた。指定管理者制度導入後においても管理受託団体の設立経緯及び組織体制、並びに過去の実績などの理由により、指定管理者制度導入第 1 期目から現在に至るまで非公募方式にて公益財団法人福井市ふれあい公社が指定管理者となっている。

[施設の写真]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	－	－	－	
雑入	－	－	－	
市債	3,200,000	600,000	600,000	
収入合計	3,200,000	600,000	600,000	
<支出>				
需用費	－	－	－	
委託料	154,376,303	154,385,000	154,385,000	
使用料及び賃借料	19,200	19,200	19,200	
工事請負費	5,505,840	2,095,200	885,600	
修繕費	152,280	－	－	
手数料	－	－	43,200	
備品購入費	－	－	230,040	
支出合計	160,053,623	156,499,400	155,563,040	
コスト（支出－収入）	156,853,623	155,899,400	154,963,040	
利用者数（人）	146,017	139,215	139,990	
一人当たりコスト	1,074	1,119	1,106	

[増減分析]

平成 28 年度は市債収入を用いて、当該施設のウォータースライダーボルト更新工事、浄化槽フロア更新工事等を行い、支出が増加した。利用者数について大きな増減はなく、一人当たりコストも約 1,100 円前後と顕著な増減は見られない。

(3) 監査結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

当該施設において、平成 30 年度の要求基準は「年間利用者数 138,000 人を下回らないこと。」と設定されており、実績値は以下のとおりである。

	平成 17 年度 (導入前)	平成 18～ 22 年度	平成 23～ 27 年度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度
利用者数 (人)	82,796	121,607	137,394	146,017	139,215	139,990
利用料金 (千円)	33,966	49,657	56,894	59,421	57,452	58,526

【意見】

指定管理者制度を導入した結果、利用者数は平成 28 年度をピークに大きく伸びており、その意味では成果があったといえる。これは、自主事業の実施などによるものもあり、指定管理者の努力によるものといつてよい。要求基準も満たしている。

利用料金についても利用者数と比例して増加しており、比較的安定的に運営ができています。今後も年を通して利用者数を増加させる取組みや対策を行い、利用料金を拡大し、ひいては福井市の指定管理料の縮減を目指すべきである。

②利用者満足度調査の結果報告について

仕様書では利用に関する満足度調査につき、少なくとも毎年 1 回実施することとあり、利用者満足度調査の結果を事業報告書において報告することと定めている。

【意見】

仕様書では利用に関する満足度調査につき、少なくとも毎年 1 回実施することとあり、利用者満足度調査の結果を事業報告書において報告することと定めているが、指定管理者は利用者満足度調査を実施するものの、事業報告書で報告を行っていなかった。利用者へのサービス向上に資するため、利用者満足度調査の結果は仕様書に基づき事業報告書において報告すべきである。また、報告された利用者満足度調査の結果について、福井市は利用者の世代や満足度、今後の在り方等の分析を行うことが望ましい。

③修繕費の負担について

当該施設の修繕負担について、仕様書では「指定管理者が負担する額は年間 500 万円以内、また一件当たり 50 万円以内とし、年間 500 万円、また 1 件当たり 50 万円を超える分については、市が負担することとする。ただし、年間 500 万円に満たなかった場合は年度末に余剰分を精算することとする。」との記載があり、指定管理者の修繕の実績は以下のとおりである。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
修繕費 (円)	4,991,303	5,000,000	5,000,000

【意見】

実績を見ると、指定管理者の負担である 500 万円に近似しており、平成 29 年度、平成 30 年度に至っては 500 万円丁度の金額となっている。現場での資料を確認すると、年度の最後に行う修繕において予算の余り分を考慮し、業者と調整して 500 万円丁度にするように見積書、請求書を出していた。

修繕費の予算の上限や足りなかった場合の返還条項を決定すると、修繕すべき箇所について適時適切に対応できなかつたり、必要のない修繕に予算を費やしたりと指定管理者の運営や、利用者の利用において問題が生じる可能性がある。予算にとらわれずに利用者の観点から、修繕が必要な箇所については適時適切に修繕を行うべきである。

④備品台帳の整備と現物の管理について

福井市が貸与している備品（I 種備品）については、福井市の備品シールを添付することとなっている。また、別途指定管理者が備品台帳を作成し管理を行うこととなっている

【意見】

福井市が貸与している備品（I 種備品）について、備品台帳にて管理を行うこととなっているが、指定管理者は定期的な現物確認の実施基準を設けていなかった。また、壊れており今後も使用が見込まれない備品について財産処分の手続きがなされておらず備品台帳に上がり続けているものが存在した。

福井市が貸与している備品を指定管理者が適時適切に把握し、貸与備品の管理に関して福井市と指定管理者との間で認識の相違が発生しないように、少なくとも毎年 1 回は備品台帳と現物の一致を確認し、備品台帳を整備すべきである。また、壊れており今後も使用が見込まれない備品については適時に福井市に報告を行い、財産処分の手続きを行うべきである。

[壊れて使用できないが財産処分の手続きがなされていない備品]



⑤ 本社経費の負担及び指定管理料の積算について

収支状況報告書中の事務費の実績は以下のようになっており、これは指定管理者の本社経費負担分となっている。平成 28 年度と比べると大幅に増加しており、指定管理者の本社経費対象となる科目の増加や按分基準が直接影響を及ぼすものとなっている。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事務費 (円)	20,854,000	24,656,000	30,487,000

また、指定管理料の積算の際に、支出の合計に 10% を乗じた金額を本社経費として見積もり、指定管理料を算定していた。現指定管理期間においての積算資料では本社経費として 17,607 千円が見積もられている。

【意見】

実績を見ると、平成 30 年度の事務費の数値は平成 28 年度に比べ約 1 千万円増加しており、これは、指定管理者の退職給付引当金繰入が大幅に増加した影響によるものである。本社経費負担分が上記のように大きく増減することは一般的に考えられ難いものであり、無制限に認めてしまうと収支実績の歪みに影響が及ぶことになりかねない。

また、指定管理料の積算の際に、支出の合計に 10% を乗じた金額を本社経費として見積もっているが、過去の経緯から当該パーセンテージを用いており、明確な根拠は見られなかった。不明確な根拠が介入した積算では指定管理料の算定結果にも少なからず疑問は生じ、その影響を排除するためにも本社経費を除いた過去の実績や実績平均にて算定することが望ましい。

本社経費負担分について、明確な基準やある程度の幅を設け、さらには指定管理料の算定根拠には含めるべきではない。

25. 福井市児童館（くりのみ児童館を除く 25 施設）

(1) 概要

所在地	下記〔児童館一覧〕参照
施設ホームページ URL	http://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/kosodate/hoikuen/jidoiti.html
所管課	放課後児童育成室
施設の設置根拠条例等	児童福祉法、福井市児童館条例
施設の設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること（児童福祉法第 40 条）
設置年月	下記〔児童館一覧〕参照
営業時間	平日：12：00～18：00、 土曜日、学校長期休業中：8：30～18：00
構造	施設多数につき、省略
建物規模（延べ床面積、階）	施設多数につき、省略
敷地面積	施設多数につき、省略
指定管理者名	社会福祉法人福井市社会福祉協議会
指定期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
公募・非公募の区分	非公募
応募者数	－

収支の状況（単位：円）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<収入>			
指定管理料	157,245,000	157,245,000	151,267,000
利用料金	－	－	－
その他	－	20,000	－
収入合計	157,245,000	157,265,000	151,267,000
<支出>			
納付金	－	－	－
人件費	121,047,937	120,827,499	114,839,608
委託費	－	－	－
その他	31,996,751	32,726,518	33,724,336
支出合計	153,044,688	153,554,017	148,563,944
差引	4,200,312	3,710,983	2,703,056
利用者数（人）	57,701	52,959	45,654
施設数（館）	26	26	25

利用料金の帰属先及び内容	原則無料のため、該当なし。
自主事業の有無及び概要	有 子育てひろば：乳幼児とその保護者を対象とした交流事業
備考	放課後児童会事業は、平成 28 年度より指定管理業務外

平成 18 年度に指定管理者制度を導入しており、平成 30 年度は指定管理期間 3 期目である。福井市施設マネジメントアクションプラン第 1 期（素案）において、児童館は学校規模の適正化、小学校の余裕教室、児童館の老朽化の状況等を踏まえ、放課後児童会を含めた小中学校内への機能移転を前提とした方針を決定する見込みである。

[児童館一覧]

No	児童館名	住所	設置地区	開設年
1	つばき児童館	福井市種池 2 丁目 309 番地	社南	平成 5 年
2	ひまわり児童館	福井市文京 6 丁目 20 番 21 号	日新	平成 5 年
3	さざんか児童館	福井市春日町 221 番地 2	木田	平成 6 年
4	とちのき児童館	福井市松本 1 丁目 30 番 24 号	松本	平成 7 年
5	もくせい児童館	福井市太田町 14 号 7 番地	文殊	平成 7 年
6	とまと児童館	大瀬町第 24 号 5 番地 1	東安居	平成 8 年
7	すいせん児童館	福井市灯明寺 2 丁目 2109 番地	明新	平成 8 年
8	すずらん児童館	福井市江端町第 29 号 101 番地	清明	平成 9 年
9	ふじ児童館	福井市高木北 2 丁目 1106 番地	中藤島	平成 9 年
10	もみじ児童館	福井市新保 1 丁目 920 番地	啓蒙	平成 10 年
11	こすもす児童館	福井市日之出 5 丁目 14 番 1 号	日之出	平成 10 年
12	くすのき児童館	福井市花堂北 2 丁目 5 番 3 号	豊	平成 11 年
13	たちばな児童館	福井市光陽 1 丁目 25 番 29 号	湊	平成 11 年
14	あさがお児童館	福井市浅水町第 107 号 12 番地 1	麻生津	平成 12 年
15	たんぽぽ児童館	福井市和田 1 丁目 7 番 26 号	和田	平成 13 年
16	すみれ児童館	福井市上野本町 2 丁目 1302 番地	森田	平成 14 年
17	どんぐり児童館	福井市北四ツ居 2 丁目 7 番 14 号	円山	平成 15 年
18	くるみ児童館	福井市若杉 4 丁目 2102 番地	社北	平成 16 年
19	つくし児童館	福井市西堀町第 8 号 107 番地	西藤島	平成 17 年
20	すぎのこ児童館	福井市市波町第 25 号 3 番地 4	美山	平成 18 年
21	まきやま児童館	福井市東郷二ヶ町第 25 号 16 番地	東郷	平成 18 年
22	たけのこ児童館	福井市砂子坂町第 5 号 58 番地	鶉	平成 18 年
23	さくらんぼ児童館	福井市林町第 48 号 25 番地	東藤島	平成 19 年
24	ちゅうりっぷ児童館	福井市荒木新保町第 45 号 7 番地 1	酒生	平成 19 年
25	まつのき児童館	福井市松本 4 丁目 8 番 4 号	宝永	平成 20 年

[施設の写真]
[とまと児童館]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	79,170	73,890	73,890	貸し館使用料等
雑入	150,192	144,240	143,376	太陽光発電電力売電
市債	22,300,000	12,600,000	23,900,000	児童館施設整備事業債
国庫補助金	－	1,600,000	－	次世代育成支援対策施設整備交付金
収入合計	22,529,362	14,418,130	24,117,266	
<支出>				
需用費	1,024,224	461,202	501,611	消耗品、修繕費等
役務費	－	20,844	－	
委託料	162,331,006	158,652,300	157,156,348	指定管理料、貸し館委託料等
使用料及び賃借料	18,177,603	18,177,603	18,041,551	AED リース、借地料等
工事請負費	28,321,920	16,789,143	26,900,100	児童館整備工事（解体・改修）
備品購入費	－	5,112,720	128,304	大型扇風機、防犯カメラ等
負担金	187,200	187,200	180,000	県児童館連絡協議会会費
支出合計	210,041,953	199,401,012	202,907,914	
コスト （支出－収入）	187,512,591	184,982,882	178,790,648	
利用者数（人）	57,701	52,959	45,654	
一人当たりコスト	3,249	3,492	3,916	

[増減分析]

各施設の老朽化に伴い、比較的大規模な修繕が定期的が発生する中で、主に少子化や児童の遊び方の多様化といった社会的要因に伴う児童館利用者の減少により利用者一人当たりのコストは増加傾向にある。

(3) 監査結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

当施設における平成 30 年度の要求基準は以下の各号をすべて満たすことである。

- i) 全館の年間総利用者数が、1,500 人に館数を乗じた人数を下回らないこと。
- ii) 自主事業を毎月 1 回行うこと。

これに対し、実績は以下のとおりである。

	平成 17 年度 (導入前)	平成 18～ 22 年度	平成 23～ 27 年度	平成 30 年度
利用者数 (人)	243,493	304,249	335,675	45,654

なお、上記利用者数は指定管理期間第 3 期（平成 28 年度から平成 30 年度）より、放課後児童会分を含まない純粋な児童館利用人数であり、指定管理者制度導入前後でその成果を比較することは困難である。

この点、児童福祉法第 40 条によれば児童館は「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること。」という目的を以て設置されている。

【意見】

児童福祉法第 40 条による設置目的を踏まえると、児童館は利用者に対して利用促進を促す施設ではなく、児童に対して「健全な遊び」を提供する施設である。つまり、利用者数によって施設が存在が左右されるものではなく、例えば、公園のような地域福祉活動の拠点施設として必要な存在である。要求基準を求めること自体が設置の目的、施設の在り方に照らして適切ではない。

なお、少子化を含め社会環境が大きく変動する中、要求基準に記載されている利用者数は少なくとも何年もの間、変更がなされていない。要求基準で利用者数を記載するのであれば、少なくとも、近隣小学校の生徒数を含む周辺の地域事情を適切に把握した上で然るべき利用者数を決定すべきである。

②修繕費の報告について

仕様書によれば、年間事業報告書として「施設及び設備等の保守点検、修繕等の実施状況」の報告が求められている。

平成 30 年度の事業報告書によれば修繕・工事等の実績報告書（指定管理）として、指定管理者である福井市社会福祉協議会の本部が実施した修繕等の報告のみに留まっており、各児童館の裁量で実施した修繕の明細は報告されていなかった。

【意見】

指定管理者において、管理する施設が多数であることから施設ごとに収支明細を作成の上、指定管理者の本部、福井市へ報告が行われている。しかしながら、その収支における詳細までは報告がなされていない。

指定管理における運営状況のモニタリング、適切な施設管理の観点から施設における

報告事項は網羅的に報告すべきである。

③ホームページの更新について

福井市の放課後児童会ホームページ (<http://www.fukuic-shakyo.jp/jidokan/jidokai/>) において対象の施設からもくせい児童館が除かれている。しかしながら、当該児童館は現在、放課後児童会事業を開始しており、ホームページ上の記載と実態に不整合が見受けられる。

【意見】

ホームページは重要な情報発信手段であり、特に放課後児童会を利用する利用者層にとって重要な情報源である。施設運営の実態が変更されれば、ホームページも速やかに更新されるべきである。

26. くりのみ児童館

(1) 概要

所在地	福井市グリーンハイツ9丁目165番地
施設ホームページ URL	－
所管課	放課後児童育成室
施設の設置根拠条例等	児童福祉法、福井市児童館条例
施設の設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること。(児童福祉法第40条)
設置年月	平成11年6月
営業時間	平日：12：00～18：00、 土曜日、学校長期休業中：8：30～18：00
構造	RC造
建物規模（延べ床面積、階）	400.19㎡・平屋建て
敷地面積	1460.38㎡
指定管理者名	社会福祉法人竹伸会
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
公募・非公募の区分	非公募
応募者数	－

収支の状況（単位：円）	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<収入>			
指定管理料	6,143,000	6,143,000	6,143,000
利用料金	－	－	－
その他	1,222,868	828,080	336,488
収入合計	7,365,868	6,971,080	6,479,488
<支出>			
納付金	－	－	－
人件費	5,367,978	5,178,350	5,353,857
委託費	－	－	－
その他	1,548,641	1,583,163	1,443,044
支出合計	6,916,619	6,761,513	6,796,901
差引	449,249	209,567	△317,413
利用者数（人）	1,471	1,323	1,055

利用料金の帰属先及び内容	原則無料のため対象外
自主事業の有無及び概要	有 手話ダンス等
備考	放課後児童会事業は平成 28 年度より指定管理業務外

平成 18 年度において指定管理者制度が導入され、平成 30 年度は第 3 期目である。

福井市施設マネジメントアクションプラン第 1 期（素案）において、児童館は学校規模の適正化、小学校の余裕教室、児童館の老朽化の状況等を踏まえ、放課後児童会を含めた小学校内への機能移転を前提とした方針を決定する見込みである。

[施設の写真]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
国庫補助金	－	64,000	－	次世代育成支援対策施設整備補助金
収入合計	－	64,000	－	
<支出>				
委託料	6,052,471	6,140,200	6,115,036	指定管理料
使用料及び賃借料	19,200	19,200	19,200	AED リース
備品購入費	－	194,400	－	防犯カメラ
負担金	7,200	7,200	7,200	県児童館連絡協議会会費
支出合計	6,078,871	6,361,000	6,141,436	
コスト (支出－収入)	6,078,871	6,361,000	6,141,436	
利用者数(人)	1,471	1,323	1,055	
一人当たりコスト	4,132	4,808	5,821	

[増減分析]

支出自体に特段増減は生じていないが、近隣小学校における児童数の減少に伴い、児童館利用者も減少している。これにより利用者一人当たりのコストは増加傾向にある。

(3) 監査の結果及び意見

①指定管理制度導入の成果と要求基準

現在、福井市児童館指定管理業務仕様書において平成 30 年度の以下の要求基準の充足が求められている。

1. 利用者数の合計が年間 850 人を下回らないこと。
2. 自主事業を毎月 1 回以上行うこと。

これに対し、実績は以下のとおりである。

	平成 17 年度 (導入前)	平成 18～22 年度	平成 23～27 年度	平成 30 年度
利用者数 (人)	6,183	7,265	9,273	1,055

なお、上記利用者数は指定管理期間第 3 期 (平成 28 年度から平成 30 年度) より、放課後児童会分を含まない純粋な児童館利用人数であり、指定管理者制度導入前後でその成果を比較することは困難である。

この点、児童福祉法第 40 条によれば児童館は「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること。」という目的を以て設置されている。

【意見】

児童福祉法第 40 条による設置目的を踏まえると、児童館は利用者に対して利用促進を促す施設ではなく、児童に対して「健全な遊び」を提供する施設である。つまり、利用者数によって施設の存在が左右されるものではなく、例えば、公園のような地域福祉活動の拠点施設として必要な存在である。要求基準を求めること自体が設置の目的、施設の在り方に照らして適切ではない。

なお、少子化を含め社会環境が大きく変動する中、要求基準に記載されている利用者数は少なくとも何年もの間、変更がなされていない。要求基準で利用者数を記載するのであれば、少なくとも、近隣小学校の生徒数を含む周辺の地域事情を適切に把握した上で然るべき利用者数を決定すべきである。

②現金出納管理について

現金の出納について、自主事業等で利用者から現金を預かった場合、その金額が少額であるならば、金庫に保管するという状況であった。なお、帳簿の整理状況、規程の整備については良好であった。

【意見】

現金の保管については多くのリスクを伴うため、必要額のみ保管が望ましい。少なくとも週に一度は預金への預入を行うことが望ましい。

③施設・備品の状況について

【意見】

備品については、I種、II種ともに指定管理者が年二回の確認を行っており、保管状況も良好であった。しかしながら、施設の様々な箇所において老朽化による不具合が検出されており、利用者の安全面において改善を要する。

[天井から剥き出しとなった蛍光灯]



[雨漏りによって歪んだ天井]



[誤作動が生じる警報システム]



27. 福井市体育施設

(1) 概要

所在地	下記〔施設一覧〕参照
施設ホームページ URL	http://www.fukui-taikukan.com/index.php
所管課	スポーツ課
施設の設置根拠条例等	福井市体育施設条例
施設の設置目的	市民の健康増進並びにスポーツ及びレクリエーションの振興を図るため
設置年月	下記〔施設一覧〕参照
営業時間	下記〔施設一覧〕参照
構造	下記〔施設一覧〕参照
建物規模（延べ床面積、階）	下記〔施設一覧〕参照
敷地面積	下記〔施設一覧〕参照
指定管理者名	福井市体育施設運営共同体
指定期間	平成27年4月1日から令和2年3月31日まで
公募・非公募の区分	公募
応募者数	2

収支の状況（単位：円）	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<収入>			
指定管理料	20,941,200	20,941,200	20,941,200
利用料金	23,743,910	23,564,090	22,800,810
その他	101,500	122,771	112,843
収入合計	44,786,610	44,628,061	43,854,853
<支出>			
納付金	—	—	—
人件費	26,257,000	27,900,000	28,100,000
委託費	3,154,000	2,850,000	2,850,000
その他	17,663,402	19,938,900	17,752,848
支出合計	47,074,402	50,688,900	48,702,848
差引	△2,287,792	△6,060,839	△4,847,995
利用者数（人）	388,091	375,142	343,039

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 利用料
自主事業の有無及び概要	有 テニス教室、サッカー教室、トランポリン教室等
備考	

[施設一覧]

施設名	東体育館	西体育館・わかばテニスコート
所在地	福井市東郷二ヶ町第6号6番地1	福井市飯塚町第10号8番地
設置年月	平成4年7月	平成5年6月
営業時間	9時～22時	9時～22時
構造	鉄骨鉄筋コンクリート平屋建（一部2階建）	西体育館：鉄骨鉄筋コンクリート平屋建（一部2階建）
建物規模（延べ床面積）	1,660 m ²	西体育館 1,845 m ²
敷地面積	7,377 m ²	14,000 m ²

施設名	北体育館	南体育館
所在地	福井市天池町5字65番地	福井市下筋生田町33字1番地
設置年月	平成8年11月	平成14年5月
営業時間	9時～22時	9時～22時
構造	鉄骨鉄筋コンクリート平屋建（一部2階建）	鉄骨鉄筋コンクリート平屋建（一部2階建）
建物規模（延べ床面積）	1,886 m ²	1,950 m ²
敷地面積	10,500 m ²	11,708 m ²

施設名	西公園テニスコート
所在地	福井市花月1丁目3番1号
設置年月	昭和48年8月
営業時間	9時～21時
構造	－
建物規模（延べ床面積）	－
敷地面積	7,343 m ²

[施設の写真：西体育館]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	—	551,250	661,500	目的外使用
雑入	—	—	—	
市債	—	—	—	
収入合計	—	551,250	661,500	
<支出>				
需用費	—	559,872	341,064	修繕費
委託料	20,941,200	20,941,200	20,941,200	指定管理料
使用料及び賃借料	120,528	120,528	120,528	AED リース料
工事請負費	179,108,604	30,267,756	1,452,600	
備品購入費	—	—	—	
支出合計	200,170,332	51,889,356	22,855,392	
コスト(支出一収入)	200,170,332	51,338,106	22,193,892	
利用者数(人)	388,091	375,142	343,039	
一人当たりコスト	515	136	64	

[増減分析]

平成 28 年度は、わかばテニスコートの改修工事等の発生、平成 29 年度は北体育館駐車場整備工事等の発生による工事請負費が発生している。

(3) 監査の結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

当該施設における平成30年度の要求基準は、協定書において、利用者の確保として、地域体育館は240,000人以上、テニスコートは60,000人以上、自主事業の実施、アンケートの実施と規定されており、実績値は以下のとおりである。

東体育館

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数(人)	51,092	67,291	67,394	57,931	55,327
自主事業	有	有	有	有	有
アンケート実施	有	有	有	有	有

西体育館

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数(人)	78,343	83,478	90,195	80,483	84,307
自主事業	有	有	有	有	有
アンケート実施	有	有	有	有	有

南体育館

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数(人)	69,704	84,969	65,569	79,906	69,150
自主事業	有	有	有	有	有
アンケート実施	有	有	有	有	有

北体育館

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数(人)	62,759	80,234	80,692	69,356	60,994
自主事業	有	有	有	有	有
アンケート実施	有	有	有	有	有

体育館合計

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数(人)	261,898	315,972	303,850	287,676	269,778
自主事業	有	有	有	有	有
アンケート実施	有	有	有	有	有

西公園、テニスコート

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数(人)	32,203	29,292	45,439	42,361	31,059
自主事業	有	有	有	有	有
アンケート実施	有	有	有	有	有

わかばテニスコート

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数 (人)	35,926	33,747	38,802	45,105	42,202
自主事業	有	有	有	有	有
アンケート実施	有	有	有	有	有

テニスコート合計

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数 (人)	68,129	63,039	84,241	87,466	73,261
自主事業	有	有	有	有	有
アンケート実施	有	有	有	有	有

【意見】

要求基準について、平成 22 年度は 335,434 人、平成 23 年度は 332,856 人、平成 24 年度は 299,839 人、平成 25 年度は 311,944 人となっている中で、平成 30 年度の要求基準は決定されている。現状維持とはいえ、民間ノウハウの活用等により、サービスの拡大を図る前提においては、要求基準を保守的に設定することは、逆のインセンティブにつながる恐れもあることから、適正な要求基準の設定が必要である。

また、本指定管理施設においては、会議室の利用の管理も含まれる。しかしながら、上記の要求基準において、会議室の稼働率は協定書において、要求基準として規定されていない。指定管理者は、当該会議室の稼働率の向上にも努めていることから、当該指定管理者の管理運営の状況を適切に評価できるように要求基準の見直しを行うことが必要である。

【意見】

要求基準について、個別票に明記されているが、協定書等からは、要求基準が確認できない状況であった。形式的ではあるが、個別票において要求基準を定めていることについて、協定書で明記する必要がある。

②事業計画書の提出期限について

事業計画書については、協定書において、管理を予定している年度の前年度の福井市が指定する日までに提出するものとされている。

【意見】

平成 30 年度の事業計画書については、平成 30 年 4 月 1 日付（収受印）で福井市に提出されており、協定書どおり運用されていない状況に見受けられた。実態としては、平成 30 年 3 月 31 日までに収受しているとのことであるが、当該事実が後日客観的に確認できるように、書類管理を行うことが必要である。

③満足度調査の結果について

協定書において、利用者満足度調査の結果を事業報告書及び上半期業務報告書において報告することとされている。しかしながら、現状の利用者満足度調査の結果は、アンケートの集計をしているだけであり、当該アンケートの集計結果を分析している資料等がない。

【意見】

アンケートに基づく利用者満足度調査は、非常に重要な情報であり、利用者拡大につなげる対策を講じていくうえで、当該情報を集計・分析することは必要である。そのため、指定管理者における利用者満足度調査の結果の報告内容について、分析を追加するなど、報告内容のレベル向上に向けた意識改革を図ることが必要である。

④修繕費用の負担について

修繕費用の負担については、協定書において、以下のとおり規定されている。

本指定管理施設については、「巡視点検の結果、維持管理に支障をきたす場合は速やかに補修、修繕を行うこと。修繕費 180 万円の修繕（施設の劣化した部分、部材又は低下した性能・機能を現状又は実用上支障のない状態まで回復させるものとし、1 件を 30 万円未満とする。）とし、指定管理者が行うこと。」とされている。また、「修繕費の上限額を超える場合については市が負担することとする。ただし、上限額に満たなかった場合は、年度末に余剰分を精算することとする。」とされている。

なお、わかば・西公園テニスコートにいたっては、修繕費用の負担についての明記はされていない。

【意見】

平成 30 年度における修繕費実績は 1,845,429 円と 180 万円を超える状態となっていたが、超過分について福井市が負担していなかった。実態と協定書の記載とが不一致となっていることから、協定書どおりの運用を行うか、もしくは協定書の記載内容を見直すなど対応を図ることが必要である。

また、わかば・西公園テニスコートにいたっては、協定書において明記がないことから、修繕費用の負担が不明瞭な状態となっているため、協定書の記載内容を見直すことが必要である。

⑤指定管理者からの提出資料について

本指定管理施設については、福井市体育施設運営共同体が指定管理者となっており、株式会社ナイガイと NPO 法人ふくいスポーツクラブが指定管理者となっている。仕様書において、財政状態、経営成績などの面から事業継続性に問題がないことについて確認するために、指定管理者から指定管理者自体の決算報告書を入手することとされているが、株式会社ナイガイからのみ入手していた。

【意見】

株式会社ナイガイが主たる運用管理者ということで、決算報告書を株式会社ナイガイからのみ入手していた。NPO 法人ふくいスポーツクラブも指定管理者として選定されていることから、NPO 法人ふくいスポーツクラブからも、決算報告書入手する必要がある。

⑥備品管理について

備品には、福井市が無償で貸し出しているⅠ種備品と指定管理者が指定管理業務のために任意で購入するⅡ種備品とがある。当該備品については、指定管理者は良好に維持管理を行うことが必要であり、備品には管理用のシールを貼り付けるなどの管理が必要となる。

【意見】

Ⅰ種備品については、備品シールが添付されていたものの、番号が見えない状態であった。また、協定書に記載されている備品Ⅰ種と指定管理者が管理している備品台帳が不一致となっていた。

備品の良好な管理のためには定期的な現物確認が必要である。当該現物確認が確実に実行されるために、備品シールの添付による備品台帳と現物との1対1の対応が明確化できる状況を確認することが必要である。そのため、備品シールが見えない状況においては、福井市に連絡のうえ、備品シールを再発行してもらい、添付しなおすことが必要である。

また、協定書に記載してある備品Ⅰ種については、きちんと現物があるのか、ないのであれば、福井市のシステム出力台帳である備品一覧表の更新を早急にしてもらうことで、現物との1対1の対応が図れるようにし、現物管理が適切に行える環境を整備することが必要である。

⑦収支決算報告について

指定管理者から市に提出する収支決算報告において、消費税の支払分について経費として計上されておらず、本指定管理業務に係る支出が網羅的に計上されていなかった。

【意見】

収支報告書の数字は、次期指定管理期間の指定管理料の積算や指定管理者にとってのインセンティブを管理する上で非常に重要な数字となる。そのため、指定管理業務に係る収支については、網羅的かつ正確に集計報告を受けることが必要である。指定管理者に対して、適正な数字での報告の徹底を図ることが必要である。

⑧協定書の開館日について

協定書においては、西公園・わかばテニスコートについて、条例において4月1日から11月30日までを利用期間として設定していることから、当該利用期間の枠外で開館する

場合には、その都度、福井市に利用期間の変更承認手続を行うことが必要となる。

【意見】

西公園テニスコートについては12月～3月、わかばテニスコートについては12月と3月も利用期間を広げて指定管理施設の市民への提供を行っている。当該利用期間については、ここ数年ほぼ毎年実施しており、その都度、利用期間の変更承認手続を行っている。実態として、利用期間について、毎年、利用が見込まれる場合には、利用期間変更申請の事務手続きの効率化の観点からも、条例の見直しも検討することが必要である。

⑨協定書の記載について

協定書においては、職員に本業務の実施に必要な接遇や経理事務の研修を実施することと規定されている。

【意見】

指定管理者の本部職員が経理事務を担当しており、西体育館の職員では経理処理はしていない状況であることから、協定書の記載を見直すなど、実態にあわせた協定書に変更した上で、運用していくことが望ましい。

28. 福井市体育施設（美山地区）

（1）概要

施設名	下記〔施設一覧〕参照
所在地	下記〔施設一覧〕参照
施設ホームページ URL	http://fukui-miyama.dolphin-group.co.jp/
所管課	スポーツ課
施設の設置根拠条例等	福井市体育施設条例
施設の設置目的	市民の健康増進並びにスポーツ及びレクリエーションの振興を図るため
設置年月	下記〔施設一覧〕参照
営業時間	下記〔施設一覧〕参照
構造	下記〔施設一覧〕参照
建物規模（延べ床面積、階）	下記〔施設一覧〕参照
敷地面積	下記〔施設一覧〕参照
指定管理者名	美山地区体育施設運営共同体
指定期間	平成27年4月1日から令和2年3月31日まで
公募・非公募の区分	公募
応募者数	2

収支の状況（単位：円）	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<収入>			
指定管理料	13,840,000	13,840,000	13,840,000
利用料金	2,523,290	2,099,540	1,975,950
その他	1,757	21	1,253
収入合計	16,365,047	15,939,561	15,817,203
<支出>			
納付金	—	—	—
人件費	9,000,000	9,000,000	9,000,000
委託費	2,000,000	2,000,000	2,000,000
その他	5,790,200	5,389,571	5,269,903
支出合計	16,790,200	16,389,571	16,269,903
差引	△425,153	△450,010	△452,700
利用者数（人）	50,251	50,540	58,480

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 利用料金
自主事業の有無及び概要	有 ダンス教室、ヨガ教室等
備考	

[施設一覧]

施設名	美山トレーニングセンター	美山庭球場「ウイック」	美山アンデパンダン広場
所在地	福井市境寺町第 2 号 7 番地	福井市市波町第 29 号 22 番地	福井市縫原町第 21 号 73 番地
設置年月	昭和 58 年 7 月	平成 5 年	平成 5 年
営業時間	9 時～22 時	9 時～22 時	9 時～22 時
構造	鉄骨鉄筋コンクリート 平屋建（一部 2 階建）	管理棟：木造平屋建	管理棟：鉄骨 2 階建
建物規模（延べ床面積）	1,971 m ²	144 m ²	694 m ²
敷地面積	5,500 m ²	2,964 m ²	70,000 m ²

[施設の写真：美山トレーニングセンター]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	－	－	－	
雑入	－	－	－	
市債	－	－	－	
収入合計	－	－	－	
<支出>				
需用費	－	135,432	－	修繕費
委託料	13,840,000	13,840,000	13,840,000	指定管理料
使用料及び賃借料	12,927,902 60,264	12,927,902 60,264	12,435,072 60,264	土地賃借料 AED リース料
工事請負費	－	1,678,320	601,020	
備品購入費	－	－	－	
支出合計	26,828,166	28,641,918	26,936,356	
コスト(支出－収入)	26,828,166	28,641,918	26,936,356	
利用者数(人)	50,251	50,540	58,480	
一人当たりコスト	533	566	460	

[増減分析]

福井市にとってのコストについて、多額の増減は見られない。

(3) 監査の結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

本指定管理における平成 30 年度の要求基準は、協定書において、利用者年間 32,000 人以上、自主事業の実施、アンケートの実施と規定されており、実績値は以下のとおりである。なお、要求基準については、以下のとおり満たされており、指定管理者としての努力がうかがえる。

美山トレーニングセンター

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数 (人)	17,774	19,700	27,142	22,127	30,289
自主事業	有	有	有	有	有
アンケート実施	有	有	有	有	有

グラウンド管理棟

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数 (人)	6,320	11,974	18,156	24,276	25,070
自主事業	有	有	有	有	有
アンケート実施	有	有	有	有	有

アイアイドーム

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数 (人)	－	831	1,367	1,655	1,118
自主事業	有	有	有	有	有
アンケート実施	有	有	有	有	有

美山庭球場 (ウイック)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数 (人)	2,587	2,173	3,586	2,482	2,003
自主事業	有	有	有	有	有
アンケート実施	有	有	有	有	有

合計

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数 (人)	26,681	34,678	50,251	50,540	58,480
自主事業	有	有	有	有	有
アンケート実施	有	有	有	有	有

【意見】

要求基準について、個別票に明記されているが、協定書等からは、要求基準が確認できない状況であった。形式的ではあるが、個別票において要求基準を定めていることについて

て、協定書で明記する必要がある。

②事業計画書の提出期限について

事業計画書については、協定書において、管理を予定している年度の前年度の福井市が指定する日までに提出するものとされている。

【意見】

平成 30 年度の事業計画書については、平成 30 年 4 月 1 日付（収受印）で福井市に提出されており、協定書のとおり運用されていない状況に見受けられた。実態としては、平成 30 年 3 月 31 日までに収受しているとのことであるが、当該事実が後日客観的に確認できるように、書類管理を行うことが必要である。

③修繕費用の負担について

修繕費用の負担については、協定書において、以下のとおり規定されている。

「巡視点検の結果、維持管理に支障をきたす場合は速やかに補修、修繕を行うこと。修繕費は 80 万円の修繕（施設の劣化した部分、部材又は低下した性能・機能を現状又は実用上支障のない状態まで回復させるものとし、1 件を 30 万円未満とする。）とし、指定管理者が行うこと。」とされている。

平成 30 年度における修繕費実績は 805,816 円と 80 万円を超える状態となっていた。また、美山庭球場「ウイंक」については、協定書において、修繕費用の負担について明記されていなかった。

【意見】

修繕費の総額が 80 万円を超える場合の取扱いが協定書では不明瞭な状態であり、さらに、超過分について福井市が負担したことはない状態であることから、協定書の記載内容を実態にあわせて見直すなど対応を図ることが必要である。

また、美山庭球場「ウイंक」にいたっては、協定書において明記がないことから、修繕費用の負担が不明瞭な状態となっているため、協定書の記載内容を見直すことが必要である。

④指定管理者からの提出資料について

本指定管理施設については、美山地区体育施設運営共同体が指定管理者となっており、株式会社ナイガイとドルフィン株式会社が指定管理者となっている。仕様書において、財政状態、経営成績などの面から事業継続性に問題がないことについて確認するために、指定管理者から指定管理者自体の決算報告書を入手することとされているが、株式会社ナイガイからのみ入手していた。

【意見】

株式会社ナイガイが主たる運用管理者ということで、決算報告書を株式会社ナイガイ

からのみ入手していた。ドルフィン株式会社も指定管理者として選定されていることから、ドルフィン株式会社からも、決算報告書入手する必要がある。

⑤収支決算報告について

指定管理者から福井市に提出する収支決算報告において、消費税の支払分について経費として計上されておらず、本指定管理業務に係る支出が網羅的に計上されていなかった。

【意見】

収支報告書の数字は、次期指定管理期間の指定管理料の積算や指定管理者にとってのインセンティブを管理する上で非常に重要な数字となる。そのため、指定管理業務に係る収支については、網羅的かつ正確に集計報告を受けることが必要である。指定管理者に対して、適正な数字での報告の徹底を図ることが必要である。

29. 福井市体育施設（きららパーク）

(1) 概要

所在地	下記〔施設一覧〕参照
施設ホームページ URL	http://www.city.fukui.lg.jp/kyoiku/sports/sisetu/kira-park.html
所管課	スポーツ課
施設の設置根拠条例等	福井市体育施設条例
施設の設置目的	市民の健康増進並びにスポーツ及びレクリエーションの振興を図るため
設置年月	下記〔施設一覧〕参照
営業時間	下記〔施設一覧〕参照
構造	下記〔施設一覧〕参照
建物規模（延べ床面積、階）	下記〔施設一覧〕参照
敷地面積	下記〔施設一覧〕参照
指定管理者名	清水スポーツクラブ
指定期間	平成27年4月1日から令和2年3月31日まで
公募・非公募の区分	公募
応募者数	1

収支の状況（単位：円）	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<収入>			
指定管理料	11,700,000	11,700,000	11,700,000
利用料金	6,788,595	6,934,970	6,392,830
その他	8,912	4,632	1,030
収入合計	18,497,507	18,639,602	18,093,860
<支出>			
納付金	—	—	—
人件費	8,395,645	8,267,850	7,375,380
委託費	1,371,374	2,141,394	1,690,252
その他	9,322,814	9,667,206	8,775,293
支出合計	19,089,833	20,076,450	17,840,925
差引	△592,326	△1,436,848	252,935
利用者数（人）	50,489	83,487	48,087

利用料金の帰属先及び内容	指定管理者 利用料金
自主事業の有無及び概要	有 テニス教室、ソフトバレー教室等
備考	

[施設一覧]

施設名	多目的グラウンド	テニスコート
所在地	福井市風巻町第 21 号 17 番地	福井市風巻町第 21 号 17 番地
設置年月	平成 11 年 9 月	平成 9 年 5 月
営業時間	9 時～22 時	9 時～22 時
構造	管理棟：鉄骨鉄筋コンクリート 平屋建	管理棟：鉄骨鉄筋コンクリート 平屋建
建物規模（延べ床面積）	－	－
敷地面積	58,000 m ²	58,000 m ²

施設名	ふれあいドーム
所在地	福井市島寺町第 2 号 80 番地
設置年月	平成 17 年 11 月
営業時間	9 時～22 時
構造	鉄骨 平屋建
建物規模（延べ床面積）	1,223 m ²
敷地面積	9,390 m ²

[施設の写真]

[多目的グラウンド]



[管理事務所]



(2) 福井市にとってのコストの推移

(単位：円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
<収入>				
使用料	—	—	—	
雑入	—	—	—	
市債	—	—	—	
収入合計	—	—	—	
<支出>				
需用費	—	—	—	
委託料	11,700,000	11,700,000	11,700,000	指定管理料
使用料及び賃借料	40,176	40,176	40,176	AED リース料
工事請負費	66,937,050	2,413,800	—	
備品購入費	—	—	—	
支出合計	78,677,226	14,153,976	11,740,176	
コスト（支出－収入）	78,677,226	14,153,976	11,740,176	
利用者数（人）	50,489	83,487	48,087	
一人当たりコスト	1,558	169	244	

[増減分析]

平成 28 年度は、きららパークグラウンド改修工事の発生による工事請負費が発生している。当該工事請負費を除けば大きな増減はない。

(3) 監査の結果及び意見

①指定管理者制度導入の成果と要求基準

本指定管理における平成30年度の要求基準は、協定書において、きららパーク年間利用者数40,000人以上、ふれあいドーム年間20,000人以上、自主事業の実施、アンケートの実施と規定されており、実績値は以下のとおりである。なお、要求基準については、以下のとおり満たされており、指定管理者としての努力がうかがえる。

多目的グラウンド

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数(人)	26,126	41,072	12,597	43,388	16,333
自主事業	有	有	有	有	有
アンケート実施	有	有	有	有	有

テニスコート

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数(人)	10,964	16,743	16,662	13,803	11,042
自主事業	有	有	有	有	有
アンケート実施	有	有	有	有	有

きららパーク合計

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数(人)	37,090	57,815	29,259	57,191	27,375
自主事業	有	有	有	有	有
アンケート実施	有	有	有	有	有

ふれあいドーム

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数(人)	20,906	26,569	21,230	26,296	20,712
自主事業	有	有	有	有	有
アンケート実施	有	有	有	有	有

【意見】

要求基準について、個別票に明記されているが、協定書等からは、要求基準が確認できない状況であった。形式的ではあるが、個別票において要求基準を定めていることについて、協定書で明記する必要がある。

②事業計画書の提出期限について

事業計画書については、協定書において、管理を予定している年度の前年度の福井市が指定する日までに提出するものとされている。

【意見】

平成 30 年度の事業計画書については、平成 30 年 4 月 1 日付（収受印）で福井市に提出されており、協定書どおり運用されていない状況に見受けられた。実態としては、平成 30 年 3 月 31 日までに収受しているとのことであるが、当該事実が後日客観的に確認できるように、書類管理を行うことが必要である。

③修繕費用の負担について

修繕費用の負担については、協定書において、以下のとおり規定されている。

「巡視点検の結果、維持管理に支障をきたす場合は速やかに補修、修繕を行うこと。修繕費は 80 万円の修繕（施設の劣化した部分、部材又は低下した性能・機能を現状又は実用上支障のない状態まで回復させるものとし、1 件を 30 万円未満とする。）とし、指定管理者が行うこと。」とされている。

平成 30 年度における修繕費実績は 854,110 円となっている。

【意見】

運用上、修繕費の総額が 80 万円を超える場合の取扱いが協定書では不明瞭な状態であり、さらに、超過分について福井市が負担したことはない状態であることから、協定書の記載内容を実態にあわせて見直すなど対応を図ることが必要である。